

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第9次報告

平成25年7月



# 目次

## 【本編】

はじめに .....	1
I 検証の対象とした事例及び検証方法 .....	2
II 個別調査票による集計結果 .....	4
III 0歳児の心中以外の虐待死事例の検証 .....	29
IV 個別ヒアリングの調査結果 .....	39
V 検証に関する調査結果 .....	51
VI 課題と提言 .....	62
おわりに .....	76
社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会 .....	77
○委員名簿	
○委員会開催経過	
○現地調査経過	

## 【資料編】

資料 I 死亡事例集計結果 .....	79
資料 II 第1次報告から第9次報告の集計結果と推移 .....	135
資料 III 0日・0か月児事例の集計結果と推移 .....	155



# 本 編

## はじめに

平成12年に児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)が制定され、施行から13年が経過した。この間、児童福祉法と合わせて4回の大きな改正が行われ、平成24年4月には「民法等の一部を改正する法律」が施行されるなど、子ども虐待については発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援など切れ目のない支援が行われるよう対策が推進されてきた。

しかしながら、児童相談所及び市町村における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けるとともに、虐待による死亡事例は跡を絶たない状況である。

子ども虐待による死亡事例等については、事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的として、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」(以下、「本委員会」という。)が設置され、これまで8次にわたって報告を取りまとめてきた。

本報告では、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間の事例について分析・検証を行うとともに、地方公共団体で行われた検証について分析し、具体的な改善策を提言した。

なお、本報告は、児童虐待の再発防止策を検討したものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを申し添えたい。

## I 検証の対象とした事例及び検証方法

### 1 用語の定義

虐待により死亡した子どもの事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例（未遂により親は生存したが子どもは死亡したものを含む。）に区別している。「心中」事例については、保護者が子どもを殺害するという態様に照らせば、虐待による死亡であり、委員会の分析・検証の対象とすることとしている。

第7次報告では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め、「心中」事例は従来どおり「心中」としたがこれにより、「心中」事例が虐待による死亡でないとの誤解が生じるおそれがあるため、第8次報告以降、「虐待死」とした事例を「心中以外の虐待死」に、「心中」とした事例を「心中による虐待死」にそれぞれ呼称を改めることとした。

### 2 対象事例

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの12か月間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例等を、厚生労働省が新聞報道等から抽出し、地方公共団体が把握した死亡事例と合わせて地方公共団体に詳細を調査した。調査に当たっては、今後の再発防止策を検討するために、事件化されているかどうかに関わらず、広く虐待による死亡事例と考えられる事例すべてについて調査している。

調査の結果、対象とする事例について、児童虐待防止法の児童虐待の定義を踏まえ、個々の事例について検討して確定した。例えば、保護者かどうか疑義の生じる交際相手の虐待行為により死亡に至った場合でも、児童虐待防止法上、同居人による暴行の放置など保護者としての監護を著しく怠ることもネグレクトに該当することを踏まえ、対象事例として詳細を検証している。

### 3 検証方法

#### 1) 調査票による調査

##### (1) 対象事例についての調査

厚生労働省が都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の児童福祉主管課及び母子保健主管課に対し、事例の概要、子どもの状況、虐待を行った者の状況、養育環境、関係機関の対応、検証機関の設置状況等の詳細について、調査票を送付し、回答を求めた。

## **(2) 地方公共団体の検証等についての調査**

厚生労働省が都道府県等の児童福祉主管課に対し、検証組織の設置状況、対象事例の検証状況、国の検証報告の活用状況等について、調査票を送付し、回答を求めた。

### **2) ヒアリングによる調査**

#### **(1) 対象事例についての調査**

調査票により調査した事例のうち、都道府県等において検証が実施されたものの中で、特徴的な事例や特に重大と考えた事例について、さらに詳細な事実確認により改善策を検討するために、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

#### **(2) 地方公共団体の検証等についての調査**

(1) の調査の際に、都道府県等の検証報告書等を基に、検証方法及び検証を実施するに当たっての課題、検証報告の提言の実施状況等について、当該検証組織の代表者、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

### **3) 分析**

1)、2) と合わせて、都道府県等の検証報告書、新聞記事等を基に、事例の総体的な分析を行うとともに、個別事例から明らかとなった課題等について分析した。

なお、本報告では、個別事例について検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、対象者のプライバシーに配慮した。

## Ⅱ 個別調査票による集計結果

平成 23 年度の子ども虐待による死亡事例として、厚生労働省が把握した事例は、85 例（99 人）、そのうち心中以外の虐待死事例が 56 例（58 人）、心中による虐待死事例が 29 例（41 人）であった。（表 I-1-1）。

この他に、生後間もない身元不明の子どもの遺棄事例が 1 例（1 人）、死産児の遺棄事例が 1 例（1 人）、虐待による死亡か否かの判断ができなかった不明の事例が 4 例（5 人）であった。

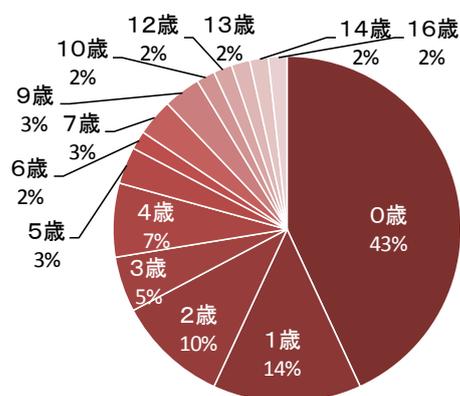
### 1 心中以外の虐待死

#### 1) 死亡した子どもの年齢

心中以外の虐待死事例では、0 歳児の死亡人数が 25 人（構成割合で 43.1%）（以下、断り書きのないものについては構成割合を示す。）と年齢別で最多となっている。また、0 歳から 2 歳までの死亡人数の割合をみると、心中以外の虐待死事例の人数全体の 67.2%を占めていた（表 I-1-3、図 A）。

0 歳児を月齢別にみると、生後 1 か月に満たない 0 日・0 か月児<sup>注1)</sup>が 11 人（44.0%）と最多であった（表 I-1-4）。心中以外の虐待死事例のうち、0 歳児、特に 0 日・0 か月児が多い傾向は変わっていない。（表 II-3-1）。

図 A 心中以外の虐待死事例の子どもの年齢



#### 2) 虐待の種類

死亡につながった虐待の種類は、身体的虐待が 38 人（65.5%）、ネグレクト

注1) 日齢 0 日から月齢 1 か月未満の子ども。

が16人(27.6%)であった(表I-2-1)。直接死因の内訳をみると、「頭部外傷」が15人(25.9%)と最も多く、次いで「頸部絞扼以外による窒息」が8人(13.8%)、「頸部絞扼による窒息」が6人(10.3%)であった(表I-2-7)。

ネグレクトにより死亡した事例は、14例(16人)であり、5歳以下の低年齢で発生していた(表a-1-1)。出産後の放置による3事例以外は、故意の有無に関わらず不適切な養育状態におかれたことにより死亡に至っていた。複数の子どもが同時に死亡した事例は、子どもだけを残して、外出した間に、自宅が出火し、子どもが死亡した。ネグレクト事例での同居者は、14例中9例(64.2%)は、実父母や祖父母等の親族が同居している中で発生していた(表a-1-2)。「不適切な人へ預ける」には、交際相手や未成年の家族に預け外出していた事例があった。

表 a-1-1 ネグレクト事例における子どもの年齢と死亡に至る具体的状況

区分	遺棄	家に残したまま外出する等、子どもの健康・安全への配慮を怠る				食事を与えない、衣服を不潔なままにする等の養育放棄	祖父母、きょうだい等による虐待を見過ごす	必要な医療を受けさせない	計
		出産後放置	箱に入れた状態で放置	保護者の薬を服用	子どもだけを置いて外出				
0歳	0~1日	3							3
	1~11か月		1	1					2
1歳						1	1	1	4
2歳					1		1		2
3歳					1	1			2
4歳					1		1		2
5歳					1				1
計		3	1	1	4	2	2	1	16

表 a-1-2 ネグレクト事例における同居者

区分	例数	人数
実父母	6	7
うち、祖父母等の親族と同居	1	1
一人親	7	8
うち、祖父母等の親族と同居	3	3
内縁関係	1	1
計	14	16

### 3) 主たる加害者と加害の動機・きっかけ

主たる加害者は、「実母」が 33 人 (56.9%) で、次いで「実父」が 11 人 (19.0%)、「実母と実父」が 5 人 (8.6%) であった (表 I-2-9)。実母が多い傾向は続いており、「実父」の数がやや増加している。3 歳未満と 3 歳以上で分けて比べてみると、3 歳未満で、「継父」、「母の交際相手」、「実母と実父」による加害が多くなっている (表 I-2-10)。

加害の動機は、「しつけのつもり」が 10 人 (17.2%) と最も多く、次いで「保護を怠ったことによる死亡」が 9 人 (15.5%) であった (表 I-2-13)。3 歳未満と 3 歳以上で分けてみると、3 歳未満の事例では、「保護を怠ったことによる死亡」と「泣きやまないことにいらだったため」が多かった (表 I-2-14)。

身体的虐待の事例で最も多かった「頭部外傷」の 15 事例をしてみると、子ども年齢は 0 歳が最も多く、加害のきっかけとなった状況は「泣きやまない」が最も多かった (表 a-1-3、表 a-1-4、表 a-1-5)。子どもが泣きやまないことにいらいらし、揺さぶったり床に投げつけたりした事例や空中に回転させて投げ上げ故意に落下させた事例などがあつた。「頭部外傷」の事例のうち、3 歳以上の事例での加害のきっかけとなった状況は、「おもらし」や「食事を食べない」、「いたずら」などの子どもの問題行動に対し、「しつけ」として暴行を加えていた。

加害者である実母の代理ミュンヒハウゼン症候群<sup>注2)</sup>が疑われる事例では、夫の関心を引くために、死亡した子どもだけでなく、きょうだいも何度も虐待を

注2) 代理によるミュンヒハウゼン症候群とは、両親または養育者によって、子どもに病的な状態が持続的に作られ、医師がその子どもにはさまざまな検査や治療が必要であると誤診するような、巧妙な虚偽や症状の捏造によって作られる子ども虐待の特異な形。

受け重傷を負っていた。

表 a-1-3 頭部外傷で死亡した子どもの年齢（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死事例）

3歳未満		3歳以上	
年齢	人数	年齢	人数
0歳	0日	3歳	1
	月齢1～11か月	4歳	3
1歳		5歳	1
計		7歳	1
		9歳	1
計		計	7

表 a-1-4 頭部外傷の加害のきっかけとなった子どもの状況（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死事例）

3歳未満		3歳以上	
区分	人数	区分	人数
泣きやまない	5	問題行動(夜尿、万引きなど)	1
不明	3	その他	6
計	8	計	7

表 a-1-5 加害の動機「泣きやまないことにいらだったため」と「しつけのつもり」の子どもの年齢

区分	0歳	1歳	2歳	3歳
泣きやまないことにいらだったため	6	1	0	0
しつけのつもり	0	0	3	0

#### 4) 養育者と養育環境

実母の年齢は、「35～39歳」（33.3%）と「20～24歳」（25.6%）が多く、実父の年齢は「25～29歳」（35.3%）が多かった。実父母以外の加害者の年齢では、「19歳以下」（5.4%）、「20歳～24歳」（7.1%）と24歳以下の年齢が多かった（表 I-4-6）。

実母の妊娠期・周産期の問題としては、これまでの報告と同様に、「妊婦健康診査未受診」（36.2%）、「望まない妊娠／計画していない妊娠」（以下、「望まな

い妊娠」という。) (31.0%)、「若年 (10代) 妊娠」(24.1%)が多かった (表 I-3-1)。

実母の心理的・精神的問題等では、「養育能力の低さ」(41.1%)が多く、次いで「育児不安」(19.6%)、「衝動性」(17.9%)が多かった。(表 I-4-15)。特に、「DVを受けている」(14.3%)が増加しており、これまでの報告の中で最も多かった (表 II-10-1)。

家族形態は、実父母がいる事例 (46.4%)が多いのはこれまでの報告と同様であるが、離婚や未婚等を合わせた一人親の割合 (34.0%)が増加しており、これまでの報告の中で最も多かった (表 I-4-1、表 II-9-1)。

家庭の経済状況は、「市町村民税課税世帯 (年収 500 万円未満)」(21.4%)と「生活保護世帯」(17.9%)とやや増加したが、これまでの報告と同様に「不明」(42.9%)が多かった (表 I-4-9)。

同居の状況は、「実父母」だけでなく、「祖父母」と同居する場合 (32.1%)があり、実父母のきょうだいや曾祖母等と同居するなどの事例もあった (表 I-4-1、表 I-4-2、表 I-4-3)。一方で、親族とトラブルを抱える事例も 11 例 (有効割合で 32.4%)みられた (表 I-4-4)。また、地域社会との接触は、「ほとんど無い」(有効割合 48.7%)と「乏しい」(同 15.4%)を合わせると 6 割を超えていること (表 I-4-12) や、養育を支援してくれた人が「なし」(21.4%)であった (表 I-4-13)。以上のことから養育者の生活の中で周囲にサポートとなり得る者は親族が多いが、親族とトラブルを抱えてしまう場合も多く一旦疎遠になると、支援を受けにくく、地域などで孤立した状況の中養育していく状況になることが考えられる。

## 5) 死亡した子どもの状況

乳幼児健康診査の未受診については、「3～4か月児健康診査」では9人 (有効割合<sup>注3)</sup>で 25.0%)、「1歳6か月児健康診査」では8人 (同 33.3%)、「3歳児健康診査」では6人 (同 42.9%)であり、これまでの報告と同様に、死亡事例における未受診率は、他の場合より高い割合であった (表 I-3-6、表 II-8-1)。

身体発育の問題があった子どもは9人 (15.5%)、発達の問題があった子どもは6人 (10.3%)であり (表 I-3-3)、第8次報告と比較して増加していた。

養育機関・教育機関に所属していない子どもの割合は、67.2%とこれまでの報告と同様に高く (表 I-3-7)、3歳以上では4人の子どもがどこにも所属していなかった (表 a-1-6)

---

<sup>注3)</sup> 有効割合とは、当該数を総数から不明等を除いた数で除して算出したものである。

施設等への入所経験は、「あり」が10人(17.2%)であった(表I-3-8)。

表 a-1-6 養育機関・教育機関の所属していない子どもの年齢(心中以外の虐待死)

区分		人数
0歳	0か月	11
	1～11か月	13
1歳		8
2歳		3
3歳		1
4歳		2
5歳		1
計		39

## 2 心中による虐待死

### 1) 死亡した子どもの状況

心中による虐待死の事例では、これまでの報告と同様に各年齢に分散しており(表II-3-3)、最も多かった年齢は9歳で6人(14.6%)、最長年齢は17歳であった(表I-1-3)。

0歳児の心中による虐待死事例をみると、月齢5か月～11か月が3人であった(表I-1-4)。心中の動機は、3事例とも「育児不安や育児負担感」であり、3事例中2事例は、子どもの障害を思い悩んでいたとみられる。また、1事例では、産後うつと育児ノイローゼの診断がなされ、保健師や主任児童員が支援している中で発生していた。

子どもの疾患・障害等は、「身体疾患」が5人(12.2%)でみられ、「発達の問題(知的遅れ、自閉症など)」が7人(17.1%)でみられ(表I-3-3)、比較的高い年齢で発生していた(表a-2-1)。

図 B 心中による虐待死事例の子どもの年齢

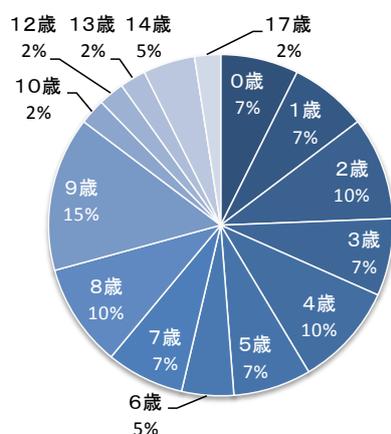


表 a-2-1 疾患・障害がみられた子どもの年齢（心中による虐待死）

区分	身体疾患	発達の問題 (疑い含む)
0歳	1	0
1歳	1	0
2歳	0	1
3歳	1	0
4歳	0	1
5歳	0	1
8歳	1	2
12歳	0	1
17歳	1	1
計	5	7

## 2) 主たる加害者と加害の状況

主たる加害者は、「実母」が 33 人 (80.5%) であり、「実母と母方祖父母」の 3 人 (7.3%) であった (表 I-2-9)。

死因は、「中毒 (火災によるものを除く)」が 15 人 (36.6%)、次いで「頸部絞扼による窒息」が 13 人 (31.7%) と、両死因で 7 割を占め (表 I-2-7)、これまでの報告と同様であった。「中毒 (火災によるものを除く)」の多くの事例で練炭を用いていた。

加害の動機は加害者が死亡する場合もあるため「不明」(36.6%)が多い。判

明している動機としては、「保護者自身の精神疾患、精神不安」が14人(34.1%)と最も多く、次いで「育児不安や育児負担感」、「夫婦間のトラブルなどの家庭の不和」がそれぞれ6人(14.6%)であり、第8次報告と同様の傾向であった(表I-2-15)。発達の問題を抱える子どもの事例では、子どもの養育に悩んだり、将来を悲観したりした事例の他、養育者の交際相手の死亡や夫婦関係の悩みなど、子ども以外の家庭の悩みも同時に抱えていると考えられる事例もあった。

### 3) 養育者と養育環境

実母の心理的・精神的問題等は、「うつ状態」が10例(34.5%)と最も多く、次いで「育児不安」、「精神障害(医師の診断によるもの)」がそれぞれ8例(27.6%)と第8次報告と同様の傾向であった(表I-4-16)。精神障害の疾患名は、統合失調症、うつ病、双極性障害等であった。

家計を支えている者は「実父」が多く(有効割合58.3%)(表I-4-7)、生活保護世帯は1事例と少ない(表I-4-9)。しかし、生活状況の多くが不明である。家族形態については、「実父母」が13例と(44.8%)最も多いが、離婚や未婚等を含めた「一人親」を合わせた割合も13例(44.7%)と多い(表I-4-1)。

関係機関の関与では、29例中21例が何らかの機関が関わっており、その多くが市町村の母子保健担当部署であった(表a-2-2)。市町村の母子保健担当部署の関与の多くは、新生児訪問や乳幼児健康診査等の母子保健法に基づく事業での機会であったが、発達相談で定期的に家庭訪問している間に、別の機関から虐待通告があった事例もあった。DV(ドメスティック・バイオレンス)の問題を抱える事例では、福祉事務所、警察、婦人相談所の関与のみで、児童相談所や市町村(児童福祉担当部署)の関与はなかった。

表 a-2-2 関係機関の関与状況（心中による虐待死）

区分		例数	内容
関与なし		8	
関与あり		21	
内訳 (再掲) (複数回答)	児童相談所	5	虐待相談、虐待以外の養護相談、障害相談
	市町村(児童福祉担当部署)	4	虐待相談、障害相談
	家庭児童相談室	3	養護相談、障害相談
	福祉事務所	4	生活保護、母子世帯、女性相談、障害相談
	保健所	3	保護者の精神障害、発達相談
	市町村(母子保健担当部署)	14	障害児支援、産婦訪問、新生児訪問など
	医療機関	11	保護者の疾患・障害、子の疾患・障害、妊娠・出産
	警察	5	110番通報、DV相談など
	婦人相談所	1	母子生活支援施設入所

### 3 関係機関の関与

#### 1) 児童相談所の関与

児童相談所が関与していた事例は、心中以外の虐待死事例では17例(30.4%)、心中による虐待死事例では5例(17.2%)であった(表I-5-3)。心中による虐待死事例は、これまでの報告と同様の割合であるが、心中以外の虐待死事例では、第2次報告以降最も高い割合となった(表II-12-1、表II-12-2)。心中以外の虐待死事例における虐待通告が18件(32.1%)と増えており、また「虐待相談」も14例(82.4%)と増えている(表I-5-12、表I-5-5)。心中による虐待死事例では、「虐待相談」が2例(40%)、「虐待以外の養護相談」が2例(40%)、「障害相談」が1例(20%)であり、虐待相談で関わっていた事例の中に心中による虐待死事例があった(表I-5-5)。

子どもが死亡した時点の児童相談所の関与状況では、「相談終結」していた事例は、心中以外の虐待死事例で5例、心中による虐待死事例で3例であった(表a-3-1)。

心中以外の虐待死事例のうち「相談終結」していた事例では、安全確認や一定期間虐待がみられていないことから終結と判断しており、要保護児童対策地域協議会や他の機関による見守りは継続されていた。心中による虐待死事例のうち「相談終結」していた事例では、実母の精神疾患による養育困難のため一時保護した後に家庭復帰した事例において、家庭復帰後に実母の体調が悪いという情報を得ながらも、相談を終結していた事例があった。

表 a-3-1 子どもの死亡時点での児童相談所の関与状況

区分	心中以外の虐待死 (17例)	心中による虐待死 (未遂含む)(5例)
相談終結	5	3
相談継続中	12	2

## 2) 市町村（児童福祉担当部署）の関与

市町村が関与していた事例は、心中以外の虐待死事例では 16 例（28.6%）、心中による虐待死事例では 4 例（13.8%）であった（表 I-5-6）。心中による虐待死事例は、これまでの報告と同様の割合であるが、心中以外の虐待死事例では、第 2 次報告以降最も高い割合となった（表 II-14-1、表 II-14-2）。

市町村（児童福祉担当部署）での相談種別については、心中以外の虐待死事例は、「虐待相談」が 11 例（61.1%）と最も多く、「虐待以外の養護相談」が 4 例（22.2%）、「育成相談」が 3 例（16.7%）であった（表 I-5-8）。心中による虐待死事例では、「虐待以外の養護相談」が 3 例（75.0%）、「虐待相談」が 1 例（25.0%）であった。子どもが死亡した時点での市町村（児童福祉担当部署）の関与状況は、すべて「相談継続中」であった。

心中以外の虐待死事例においても心中による虐待死事例においても、市町村（児童福祉担当部署）のみで関与した事例は減少し、児童相談所と両方で関与した事例が増加した（表 I-5-9）。このうち、児童相談所へ送致された事例は 2 事例であった。

市町村（児童福祉担当部署）のみが関与していた 4 事例のうち、3 事例は妊娠・出産期から関与しており、1 事例は子どもの発達相談で関与していた。

## 3) 児童相談所と市町村（児童福祉担当部署）以外の関係機関の関与

児童相談所と市町村（児童福祉担当部署）以外の関係機関の関与状況について、心中以外の虐待死事例では、これまでの報告と同様に「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が 31 例（55.4%）と最も多く、次いで、「医療機関」が 22 例（39.3%）であった（表 I-5-10）。心中による虐待死事例もこれまでの報告と同様に、「養育機関・教育機関」が 18 例（62.1%）、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が 14 例（48.2%）と多かった（表 I-5-10）。望まない妊娠等で子どもに関心がなく育児を父親に任せていた事例では、出産後保健師による数回の家庭訪問には応じていたが、事件の 2 週間前より家庭訪問を拒否し、子どもの 1 か月健診の予定の日を過ぎても受診して

いなかった。事件前には1か月健診を受けていたが医療機関には情報が入っておらず、「問題なし」となったことに加え、あらかじめ受診する可能性の高い医療機関との連携ができていなかった。また家庭訪問を拒否するという事態があったにもかかわらず状況の変化に対応した要保護児童対策地域協議会の開催がなかった。

また、実母が警察署や福祉事務所にDV相談をしていたことを、関係機関が把握できていなかった事例もあった。

#### 4) 要保護児童対策地域協議会（子どもを守るネットワーク）の関与

要保護児童対策地域協議会で取り扱われていた事例は、心中以外の虐待死事例で14例（25.0%）、心中による虐待死事例は1例（3.4%）であった（表I-7-4）。要保護児童対策地域協議会で心中以外の虐待死事例の扱いは、「要保護児童」が11例、「要支援児童」が3例であった（表a-3-2）。

要保護児童対策地域協議会に登録されていた心中以外の虐待死事例における会議の活用度は、「ある程度活用している」が7例、「よく活用している」が1例で、「ほとんど活用していない」が4例であった（表a-3-3）。また、要保護児童対策地域協議会の中で、援助方針の認識が関係者で「一致していなかった」とする心中以外の虐待死事例が14例中6例であった（表a-3-4）。また、要保護児童対策地域協議会の会議の活用度と関係者の援助方針の認識の関係では、心中以外の虐待死事例で「ある程度活用している」とする7例中、援助方針の認識が関係者で「一致していなかった」が4件あった。心中による虐待死事例で「あまり活用していない」とする1例は、援助方針の認識が関係者で「一致していなかった」であった（表a-3-5、表a-3-6）。

要保護児童対策地域協議会を「ほとんど活用していない」事例では、登録はしていたものの、会議で取り上げなかったり、実務者会議において個別ケース検討会議の開催の必要性が確認されにも関わらず、実際には個別ケース検討会議を開催していなかったりするなど、会議が開催されないまま経過した事例であった。

表 a-3-2 要保護児童対策地域協議会に登録した事例の扱い

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂含む)
要保護児童	11	1
要支援児童	3	0
計	14	1

表 a-3-3 要保護児童対策地域協議会の会議の活用度

区分	心中以外の虐待死 (14例)	心中による虐待死 (未遂含む)(1例)
よく活用している	1	0
ある程度活用している	7	0
あまり活用していない	2	1
ほとんど活用していない	4	0

表 a-3-4 関係者の援助方針の認識

区分	心中以外の虐待死 (14例)	心中による虐待死 (未遂含む)(1例)
関係者は当時の援助方針で 一致していた	8	0
関係者は当時の援助方針で 一致していなかった	6	1

表 a-3-5 要保護児童対策地域協議会の会議の活用度と関係者の援助方針の  
認識の関係 (心中以外の虐待死)

区分	関係者は当時の援助方針 で一致していた	関係者は当時の援助方針 で一致していなかった
よく活用している	1	0
ある程度活用している	3	4
あまり活用していない	2	0
ほとんど活用していない	2	2

表 a-3-6 要保護児童対策地域協議会の会議の活用度と関係者の援助方針の認識の関係（心中による虐待死）

区分	関係者は当時の援助方針で一致していた	関係者は当時の援助方針で一致していなかった
よく活用している	0	0
ある程度活用している	0	0
あまり活用していない	0	1
ほとんど活用していない	0	0

### 5) 転居により管轄の違う関係機関が関与した事例

転居を繰り返す傾向がある事例は、心中以外の虐待死事例では14例、心中による虐待死事例では5例と多く（表 a-3-7）、死亡した子どもが出生してからの転居回数が5回以上であった事例、心中以外の虐待死事例で3例（有効割合6.3%）、心中による虐待死事例で1例（4.2%）であった（表 I-4-11）。住民票を届け出ている居住地だけでなく、実家や交際相手宅と居住地を行ったり来たりしていたり、各地のホテルを転々としていたり居住実態が把握しづらいのが特徴である。

子どもの出生直後から関係機関が関与していた事例では、きょうだいの出産を機に、里帰り出産先の児童相談所や警察と協力して子どもの確認を行っていた。また、関与していた家庭が転居したことを把握した際、すぐに転居先の児童相談所へケース移管について連絡し、前居住地と現居住地の児童相談所と一緒に家庭訪問したものの、転居先の児童相談所は子どもに会うことがないまま、約1か月後に子どもが殺害された事例もあった。一方で、前居住地で一時保護されたことがあった事例では、市町村間でケース移管されたことにより現居住地の児童相談所が事例を把握していた事例があった。

表 a-3-7 転居を繰り返す傾向

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂含む）
なし	31	19
あり	14	5
不明	11	5
計	56	29

#### 4 死亡時以前から虐待が確認された事例

##### 1) 死亡時以前から確認された虐待の状況

心中以外の虐待死事例において死亡時の虐待以外に確認された虐待は、「なし」が32人(55.2%)、「あり」が23人(39.7%)であった。「あり」の事例における虐待の種類(複数回答)は「身体的虐待」が13人、「ネグレクト」が12人、「心理的虐待」が3人であった。また、「身体的虐待」による虐待死事例が以前にも「身体的虐待」と確認されている事例が12人で、「ネグレクト」を確認されている事例が8人であった(表I-2-4、表a-4-2)。また、心中による虐待死事例は4人であった(表a-4-1)。その内訳は、「心理的虐待」が2人、「身体虐待」と「ネグレクト」が1人であった。(表a-4-3)

確認された虐待の期間は、心中以外の虐待死事例において「6か月以上」が9例(9人)と最も多く、長い間虐待されていたという状況がみられた。心中による虐待死事例においては「不明」が2例(2人)で「1か月以内」と「1か月～6か月以内」がそれぞれ1例(1人)であった。(表a-4-4)

表 a-4-1 死亡時以前から虐待が確認された事例数及び人数

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)
例数	23	3
人数	23	4

表 a-4-2 死亡時の虐待以外に確認された虐待の有無(心中以外の虐待死)

区分		心中以外の虐待死(23人)					計
		身体虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	不明	
死亡時の虐待以前に確認された虐待内訳(複数回答)	あり	16	6	0	0	1	23
	身体的虐待	12	0	0	0	1	13
	ネグレクト	8	4	0	0	0	12
	心理的虐待	1	2	0	0	0	3
	性的虐待	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0

表 a-4-3 死亡時の虐待以外に確認された虐待の有無（心中以外の虐待死）

区分		心中による虐待死(4人)未遂含					計
		身体虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待	不明	
死亡時の虐待以前に確認された虐待内訳 (複数回答)	あり	2	0	0	0	2	4
	身体的虐待	1	0	0	0	0	1
	ネグレクト	1	0	0	0	0	1
	心理的虐待	0	0	0	0	2	2
	性的虐待	0	0	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0

表 a-4-4 確認された虐待の期間

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)
1か月以内	5	1
1か月から6か月以内	8	1
6か月以上	9	0
不明	1	2
計	23	4

## 2) 虐待を受けた子どもの状況

子どもの年齢は、心中以外の虐待死事例では「0歳」が7人で最も多く、次いで「4歳」で3人であった。心中による虐待死事例では「2歳」が2名で、「9歳」と「14歳」が1人ずつであった。(表 a-4-5)

心中以外の虐待死事例では「発達の問題」が6人、「身体発育」が8人であった。心中による虐待死事例では該当はいなかった。心中以外の虐待死事例で子どもに発達や身体発育の問題が出ている事例では、養育者の問題に対する認識や不安について確認しながら支援をすることが重要であると考えられる。(表 a-4-6、表 a-4-7)

きょうだい虐待を受けた経験の有無については、死亡した子どもと同時期に虐待を受けたのが9人と別の時期に受けたのが4人であった。きょうだいに虐待通告があり、一人が一時保護されている間にきょうだいが死亡した事例があった。きょうだいが一時保護されている場合は、在宅のきょうだいに虐待のリスクが高まることを認識し、適切に対処することが重要である。(表 a-4-8)

表 a-4-5 子どもの年齢

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)
0歳	7	0
1歳	2	0
2歳	3	2
3歳	0	0
4歳	3	0
5歳	2	0
7歳	2	0
9歳	1	1
12歳	1	0
14歳	1	1
16歳	1	0
計	23	4

表 a-4-6 発達の問題（知的遅れ、自閉症など）

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)
なし	12	2
疑い	1	1
あり	6	0
不明	4	1
計	23	4

表 a-4-7 身体発育の問題（極端な痩せ、身長が低いなど）

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)
なし	14	3
あり	8	0
不明	1	1
計	23	4

表 a-4-8 きょうだい虐待を受けた経験

区分		死亡した子どもと 同時期	死亡した子どもと 別の時期	計
なし				6
あり		9	4	13
内訳 (再掲)	身体的虐待	3	4	7
	ネグレクト	5	0	5
	心理的虐待	1	0	1
不明				9

### 3) 家庭の状況

家庭の地域社会との接触は、心中以外の虐待死事例で「ほとんど無い」が13例、「乏しい」が5例であった。心中による虐待死事例では該当がなかった。また、親族との接触では、心中以外の虐待死事例では「ほとんど無い」が3例、「乏しい」が6例であった。心中による虐待死事例で「乏しい」が1例であった。(表 a-4-9、表 a-4-10)

表 a-4-9 家庭の地域社会との接触

区分	心中以外の 虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)
ほとんど無い	13	0
乏しい	5	0
ふつう	4	0
活発	0	0
不明	1	3
計	23	3

表 a-4-10 家庭の親族との接触

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)
ほとんど無い	3	0
乏しい	6	1
ふつう	8	0
活発	4	0
不明	2	2
計	23	3

#### 4) 関係機関の関与状況

死亡時以前から虐待を確認した中で、要保護児童対策地域協議会での関与は心中以外の虐待死事例で14例であり、心中による虐待死事例では関与していなかった。

また、14例の事例の扱いは、「要保護児童」が11人で、「要支援児童」が3人であった(表 a-4-11、表 a-4-12)。

会議の活用度は「ある程度活用している」が7人であった。援助方針の関係者の認識は「一致していた」が8人で、「一致してなかった」が6人であった(表 a-4-13、表 a-4-14)。

要保護児童対策地域協議会の中で関係者が情報を共有し、リスクアセスメントを行い、援助方針を一致させ役割分担を明確にするなど、会議の活用が重要である。

表 a-4-11 要保護児童対策地域協議会の関与状況

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)
なし	9	3
あり	14	0

表 a-4-12 要保護児童対策地域協議会での事例の扱い

区分	人数
要保護児童	11
要支援児童	3

表 a-4-13 要保護児童対策地域協議会における会議の活用度

区分	人数
よく活用している	1
ある程度活用している	7
あまり活用していない	2
ほとんど活用していない	4

表 a-4-14 援助方針の認識

区分	人数
関係者は当時の援助方針で一致していた	8
関係者は当時の援助方針で一致していなかった	6

## 5 施設等へ入所経験があった事例

### 1) 施設等への入所経験

施設等への入所経験は、心中以外の虐待死事例では9例（10人）で、心中による虐待死事例では5例（6人）であった（表 a-5-1）。入所していた施設の種類は、心中以外の虐待死事例と心中による虐待死事例の両方で「一時保護所」、「乳児院」が多かった（表 a-5-2）。

### 2) 施設等への入所経験がある子どもの状況

施設等への入所経験がある子どもの年齢は、心中以外の虐待死事例は幅広く、心中による虐待死事例は2歳から6歳までの幼児であった（表 a-5-3）。施設等への入所経験のある子どもの直接死因は、心中以外の虐待死事例では「頭部外傷」が4例（4人）で、心中による虐待死事例では「頸部絞扼による窒息」が2例（2人）と「中毒（火災によるものを除く）」が2例（3人）であった（表 a-5-4）。

表 a-5-1 事例数及び人数

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死（未遂を含む）
例数	9	5
人数	10	6

表 a-5-2 入所していた施設の種類

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂を含む)	
	例数	人数	例数	人数
一時保護所	3	3	2	3
乳児院	3	3	2	2
児童養護施設	2	2	0	0
婦人保護所	0	0	1	1
母子生活支援施設	2	3	1	1
民間シェルター	1	2	0	0
知的障害児通園施設	1	1	0	0

表 a-5-3 子どもの年齢

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂を含む)
	人数	人数
1歳	1	0
2歳	2	4
3歳	1	0
4歳	2	0
5歳	0	1
6歳	0	1
7歳	1	0
9歳	1	0
12歳	1	0
14歳	1	0
計	10	6

表 a-5-4 直接の死因

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂を含む)	
	例数	人数	例数	人数
頭部外傷	4	4	0	0
胸部外傷	1	1	0	0
頸部絞扼による窒息	0	0	2	2
頸部絞扼以外による窒息	2	2	0	0
中毒(火災によるものを除く)	0	0	2	3
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	1	2	0	0
出血性ショック	1	1	0	0
飛び降り	0	0	1	1
計	9	10	5	6

### 3) 加害について

施設等への入所経験がある子どもの事例での加害者は、心中以外の虐待死事例では「実母」が4例、次いで「実父」が2例であった。心中による虐待死事例では、5例すべて「実母」であった(表 a-5-5)。

加害の動機は、心中以外の虐待死事例で「しつけのつもり」が4人、「保護を怠ったことによる死亡」が2人であった(表 a-5-6)。心中による虐待死事例で「保護者自身の精神疾患、精神不安」が4人、「育児不安や育児負担感」が2人であった(表 a-5-7)。

表 a-5-5 加害者

区分	心中以外の虐待死 (9例)	心中による虐待死 (未遂を含む)(5例)
実母	4	5
実父	2	0
里母	1	0
実母と継父	1	0
実母と交際相手	1	0
計	9	5

表 a-5-6 加害の動機（心中以外の虐待死）

区分	心中以外の虐待死 (10人)
しつけのつもり	4
保護を怠ったことによる死亡	2
子どもの存在の拒否・否定	1
その他	1
不明	2
計	10

表 a-5-7 加害の動機（心中による虐待死）（複数回答）

区分	心中による虐待死 (未遂を含む)(6人)
保護者自身の精神疾患、精神不安	4
育児不安や育児負担感	2
夫婦間のトラブルなどの家庭の不和	1
不明	1

#### 4) 施設退所後から事件発生までの期間

施設等への入所経験がある子どもの事例における施設退所後から事件発生までの期間については、心中以外の虐待死事例が5例、心中による虐待死事例では4例であった。そのうち、心中以外の虐待死事例は「3か月以上6か月未満」が3例で、心中による虐待死事例は「1年以上」が2例あった（表 a-5-8）。

児童相談所の関与状況では、心中以外の虐待死事例は9例中8例が「関与あり」で、死亡時点まで継続していたのが6例であった。「関与なし」の事例は1例で、乳児院退所後に里親に引き取られた後に死亡した事例であった。心中による虐待死事例では、5例中3例が「関与あり」で、死亡時点まで関与を継続していたのは1例であった（表 a-5-8、表 a-5-9、表 a-5-10）。

表 a-5-8 施設退所後から事件発生までの期間

区分	心中以外の虐待死 (5例)	心中による虐待死 (未遂を含む)(4例)
3か月未満	0	1
3か月以上6か月未満	3	0
6か月以上1年未満	1	1
1年以上	1	2

※母子生活支援施設、婦人保護、通園施設を除く

表 a-5-9 児童相談所の関与状況

区分		心中以外の虐待死 (9例)	心中による虐待死 (未遂を含む)(5例)
なし		1	2
あり		8	3
内訳 (再掲) (複数回答)	虐待相談	7	1
	虐待以外の養護相談	1	2
	障害相談	1	0
	育成相談	0	0

表 a-5-10 児童相談所の子どもの死亡時点での関与状況

区分	心中以外の虐待死 (8例)	心中による虐待死 (未遂を含む)(3例)
相談継続	6	1
相談終結	2	2

### 5) 児童相談所の最期に行ったリスクアセスメント

施設等への入所経験がある子どもの事例の中で児童相談所の最期に行ったリスクアセスメントは、心中以外の虐待死事例で「リスクがある」が2例で、この2例は援助者との関係で「拒否的」や「従順なそぶりを見せながら従わなかった」であった(表 a-5-11)。

表 a-5-11 児童相談所の最期に行ったリスクアセスメントの結果

区分	心中以外の虐待死 (8例)	心中による虐待死 (未遂を含む)(3例)
リスクが非常に高く緊急性がある	0	0
リスクがある	2	0
リスクはそれほど高くない	6	1
リスクアセスメントを行わなかった	1	2

## 6) 市町村の関与状況

施設等への入所経験がある子どもの事例で市町村の関与状況は、心中以外の虐待死事例では「関与あり」が9例中6例で、そのうち「虐待相談」が5例であった。心中による虐待死事例では「関与あり」が5例中3例で、そのうち「虐待以外の養護相談」が2例であった(表 a-5-12)。市町村が関与していた事例では、すべての事例で子どもの死亡時点での関与があり、子どもの発達相談や虐待通告により保健師を中心として支援していた事例があった(表 a-5-13)。

市町村の最期に行ったリスクアセスメントの結果は、心中以外の虐待死事例で「リスクがある」が2例で、心中による虐待死事例では3例すべてにおいて「リスクアセスメントを行わなかった」であった(表 a-5-14)。

表 a-5-12 市町村の関与状況

区分		心中以外の虐待死 (9例)	心中による虐待死 (未遂を含む)(5例)
なし		3	2
あり		6	3
内訳 (再掲) (複数回答)	虐待相談	5	1
	虐待以外の養護相談	1	2
	障害相談	0	0
	育成相談	1	0

表 a-5-13 子どもの死亡時点での市町村の関与状況

区分	心中以外の虐待死 (6例)	心中による虐待死 (未遂を含む)(3例)
相談継続	6	3
相談終結	0	0

表 a-5-14 市町村の最期に行ったリスクアセスメントの結果

区分	心中以外の虐待死 (6例)	心中による虐待死 (未遂を含む)(3例)
リスクが非常に高く緊急性がある	0	0
リスクがある	2	0
リスクはそれほど高くない	2	0
リスクアセスメントを行わなかった	2	3

### 7) 第3者による検証の実施

第3者による検証の実施については、心中以外の虐待死事例で「実施した」が6例であった。「実施していない」理由は、事件になっていないためや虐待による死亡事例であると考えていないためなどであった。心中による虐待死事例では「実施した」が2例であった。「実施していない」理由は、心中のため詳細不明などであった(表 a-5-15)。

表 a-5-15 第3者による検証の実施

区分	心中以外の虐待死 (9例)	心中による虐待死 (未遂を含む)(5例)
実施していない	3	3
実施した	6	2

### Ⅲ 0歳児の心中以外の虐待死事例の検証

平成23年度に把握した「心中以外の虐待死」による死亡のうち、0歳児の死亡人数は、25人（43.1%）であり、「心中以外の虐待死」による死亡人数全体の約4割を占めている。

このうち、0日・0か月児の心中以外の虐待死事例（以下「0日・0か月児事例」という。）については、第7次報告より対象期間内に発生・発覚した事例について分析しているが、本報告においても、0日・0か月児事例について分析することとした。

また、本報告では、0歳児の死亡人数の約4割を占めている月齢1か月から11か月までの0歳児の心中以外の虐待死事例（以下「月齢1か月～11か月児事例」という。）についても分析することとした。

#### 1 0日・0か月児の心中以外の虐待死事例の検証

0日・0か月児事例の数は、児童虐待による死亡事例全体の数に占める割合が高いが、これを防止するためには、他の月齢や年齢の虐待死とは異なる対応が求められる。第7次報告においては、第1次報告から第7次報告までのすべての事例について分析し、提言を行っているが、本報告においても、平成23年度に新たに把握した事例を加えて分析を行った。

分析に当たっては、生後24時間以内の死亡と考えられる日齢0日児の事例（以下「日齢0日児事例」という。）と、日齢1日以上月齢1か月未満児の事例（以下「月齢0か月児事例」という。）では、その特徴に異なる点が多いことから、区分して分析した。

##### 1) 平成23年度に把握した0日・0か月児の死亡事例

平成23年度に把握した0日・0か月児事例の数は11例（11人）であり、このうち、日齢0日児事例が7例（7人）、月齢0か月児事例が4例（4人）であった（表b-1-1）。

表b-1-1 0日・0か月児の日齢別死亡人数

区分	人数
0日	7
1～9日	3
10日以上	1
計	11

### (1) 0日・0か月児事例における死亡の状況

平成23年度に把握した0日・0か月児事例の加害者は、すべての事例で実母であった。加害者である実母の年齢は、日齢0日児事例は、各年齢で見られる(表b-1-2)。出産場所は、日齢0日児事例では自宅での出産が最も多く、0か月児の事例はすべて自宅外にて出産した事例であった。(表b-1-3)。

死因が判明しているのは計7例であった(表b-1-4)。

0日・0か月児事例の判明したきっかけは、遺棄した遺体を発見が6例で、死亡後自ら相談あるいは通報した事例が3例であった。(表b-1-5)。

表b-1-2 0日・0か月児事例の実母の年齢

区分	0日	0か月
19歳以下	1	1
20～24歳	2	0
25～29歳	2	0
30～34歳	1	0
35～39歳	1	3

表b-1-3 0日・0か月児事例の出産場所

区分	0日	0か月
自宅	5	0
自宅外	2	4
不明	0	0

表b-1-4 0日・0か月児事例の死因

区分	0日	0か月
頭部外傷	1	0
頸部絞扼による窒息	0	2
頸部絞扼以外による窒息	2	1
放置	1	0
不明	3	1

表 b-1-5 0日・0か月児事例の判明したきっかけ

区分	0日	0か月
遺棄した遺体を発見	4	2
出産後の母の受診	2	0
死亡後自ら相談あるいは通報	1	2

## (2) 0日・0か月児事例における実母の状況

0日・0か月児事例における実母の妊娠期の問題については、「妊婦健康診査未受診」が9例で、「母子健康手帳の未発行」が8例であった(表b-1-6)。

子どもの実父は、「いない」や「不明」が多く、子どもの実父が判明していても、交際を実母の両親に反対されており、妊娠の相談ができなかった事例もあった。

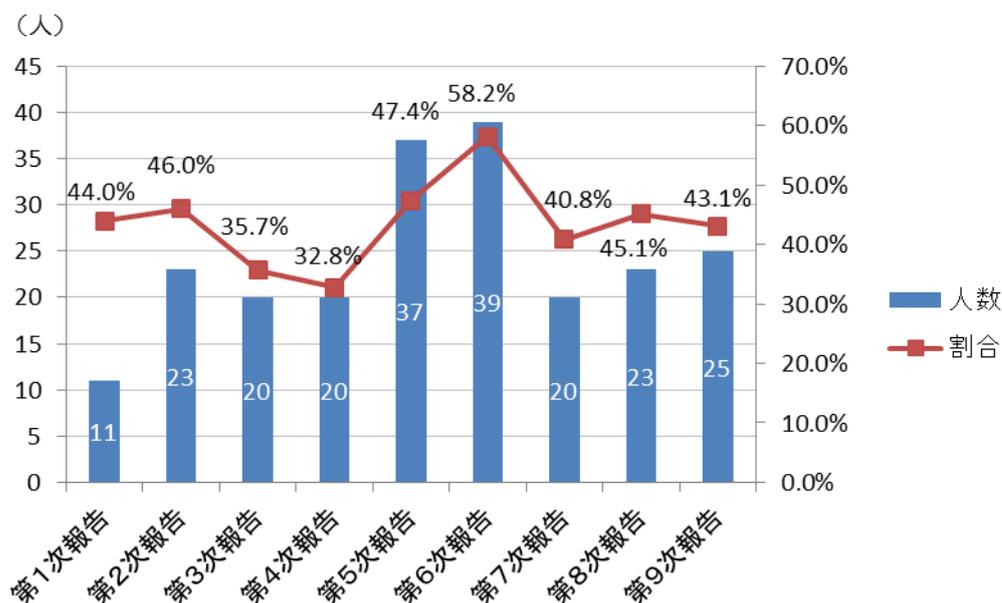
表 b-1-6 0日・0か月児の妊娠期の問題 (複数回答)

区分	0日	0か月	計
望まない妊娠	3	3	6
若年妊娠	1	1	2
母子健康手帳の未発行	7	1	8
妊婦健康診査未受診	7	2	9

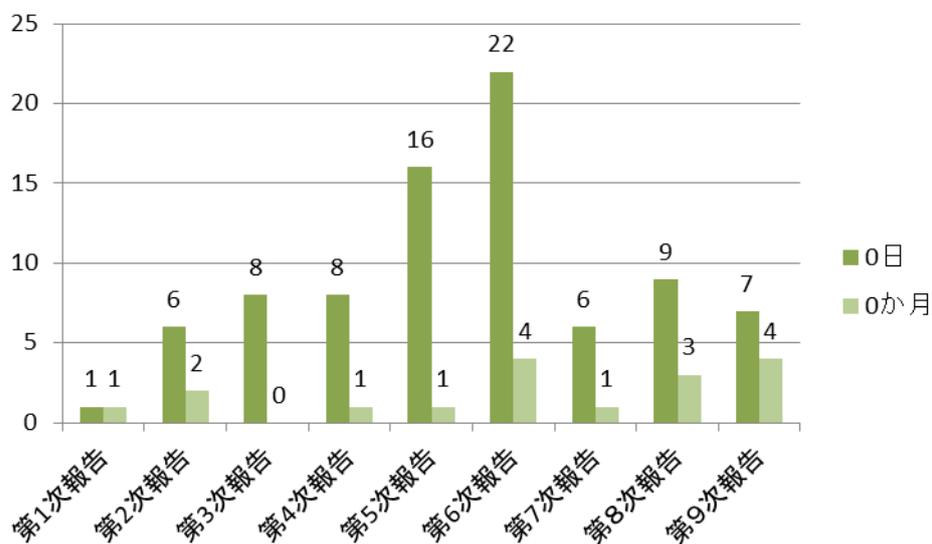
## 2) 第1次報告から第9次報告までの0日・0か月児事例

0歳児の「心中以外の虐待死」事例の死亡人数は、第1次報告から第9次報告まで、一貫して他の年齢層よりも多くなっている(表II-3-1、図C)。このうち、0日・0か月児事例の死亡人数は計100人であり、うち日齢0日児事例が83人、月齢0か月児事例が17人であり(表III-2-1、図D)、0日・0か月児事例の死亡人数は、心中以外の虐待死事例による死亡人数全体の約2割を占めている(表III-2-2)。

図C 0歳児の死亡人数と割合の推移<sup>注4)</sup>



図D 0日・0か月児の死亡人数推移<sup>注4)</sup>



0日・0か月児事例における実母の年齢については、日齢0日児事例では17歳から19歳までが多く、次いで37歳・38歳が多くなっており、2極化している（表Ⅲ-2-3、図E）。月齢0か月児事例では、傾向は明確ではないが、30代後半がやや多くなっている。

実父の情報については、年齢不明の事例が67件（67.0%）と多いように（表

<sup>注4)</sup> 第1次報告は、対象期間が平成15年7月1日から同年12月末日（半年間）、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで（1年3か月間）と、対象期間（月間）が他の報告と異なる。

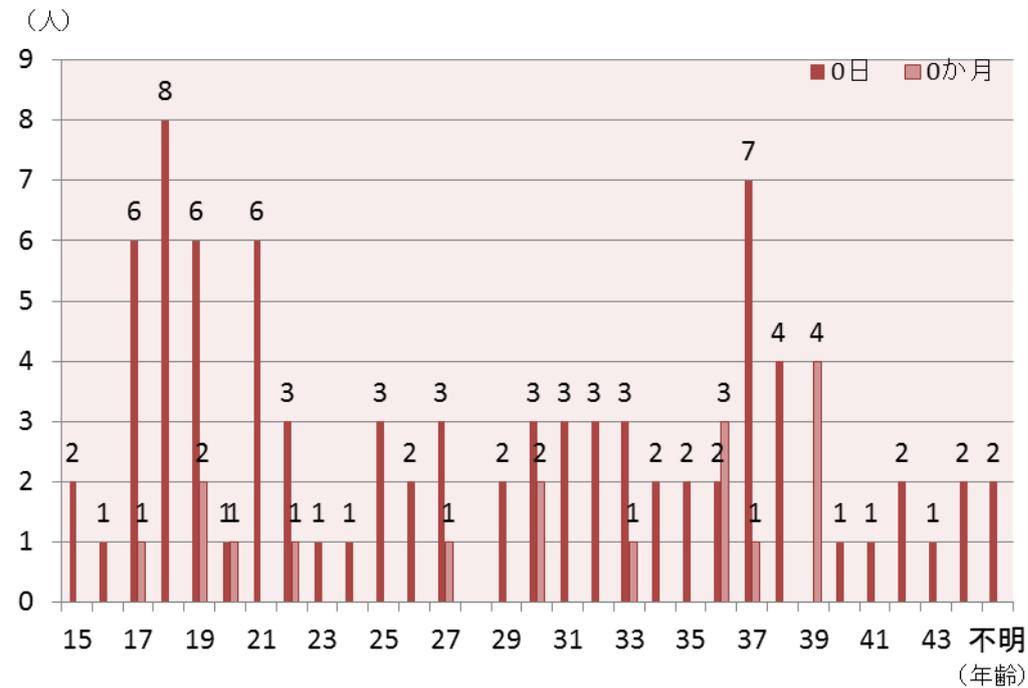
Ⅲ－２－４)、詳細な情報が得られる場合が少ない。加害者の９割が実母であり(表Ⅲ－２－８)、妊娠後から出産までの間における実父の存在が確認できないことが特徴的である。

０日・０か月児事例のうち、７割で「望まない妊娠」が背景にあり、過去の出産も含めた「若年出産経験あり」も約４割と多い(表Ⅲ－２－５)。日齢０日児事例と月齢０か月児事例とを比較して特徴をみると、日齢０日児事例では、「精神的問題あり」は比較的少なく、「経済的問題あり」が比較的多い。月齢０か月児事例では、「精神的問題あり」が多い。

出産場所については、月齢０か月児事例では、医療機関で出産している事例が比較的多く(52.9%)、日齢０日児事例では、第１次報告から第９次報告を通して医療機関で出産している事例はなかった(表Ⅲ－２－６)。

死亡原因が不明とされた事例の中には、自宅や車の中で出産した後、放置した事例や、図書館のトイレで出産した後、実母がその場から立ち去ったとされる事例が含まれている。

図E ０日・０か月児事例の実母の年齢



### 3) 0日・0か月児の死亡の防止

0日・0か月児事例の多くの事例では、妊娠が望まないものであったため、配偶者を含めたパートナーや家族に相談できないまま妊娠を継続し、医師等のいない状況で出産し、殺害あるいは放置により死亡に至っている。医療機関以外の場所で母親一人により出産している事例では、医療機関で出産していれば、医師等が医学的に処置することにより子どもの命が助かる可能性もある。また、出産後に里親制度や養子縁組制度を活用することにより、子どもの虐待死を避けられる可能性もある。

虐待を行う保護者の多くは人との関わりを避けるため、必要な情報が適切に届いていない場合がある。困難を抱える保護者が支援につながるような広報活動が必要である。そのためには、妊娠に関するパンフレットや情報は、医療機関や公共機関や薬局等でも配布するような取組により、相談窓口に関する情報を広く周知することが必要である。

また、望まない妊娠が理由で出産直後に子どもを殺害する事例もあり、従来からの妊娠した後の対応を中心としたものだけでは十分ではない。そのため思春期からの性教育や望まない妊娠に対する相談機関の情報提供など、積極的な予防活動が重要である。

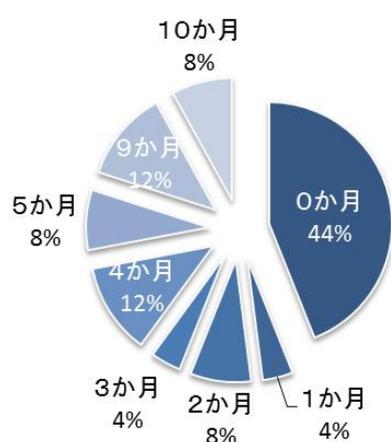
## 2 月齢1か月～11か月児の心中以外の虐待死事例の検証

本項では、月齢1か月～11か月児事例について、本報告の対象期間に把握したものに限り分析した。

### 1) 平成23年度に把握した月齢1か月～11か月児事例の月齢別死亡人数

平成23年度に把握した月齢1か月～11か月児事例の数は、14例で14人であり（0歳児の中では56.0%）、月齢別では特に偏りはなかった（表I-1-4、図F）。

図F 心中以外の虐待死事例の0歳児の月齢



### 2) 月齢1か月～11か月児事例の死亡の状況

月齢1か月～11か月児事例の死因については、「頭部外傷」が6人と最も多く、次いで「頸部絞扼による窒息」が2人、「頸部絞扼以外による窒息」が1人であった（表b-2-1）。「頭部外傷」では、頭部への直接の暴行だけでなく、子どもを激しく揺さぶることにより生じる乳幼児揺さぶられ症候群（Shaken Baby Syndrome : SBS）によるものが1例あった。泣きやまないことにイライラし、揺さぶったり、床に投げつけたりするなどし、外傷性くも膜下出血により死亡している。

加害者については、実母が6人と最も多く、次いで実父が5人、実母と実父が2人であり（表b-2-2）、父親の割合が0日・0か月児事例よりも高かった。加害の動機については、「泣き止まないことにいらだったため」が6例（6人）、「不明」が3例（3人）であった（表b-2-3）。

表 b-2-1 月齢1か月～11か月児事例の虐待の種類と死因

区分	人数
身体的虐待	10
頭部外傷	6
頸部絞扼による窒息	2
頸部絞扼以外による窒息	1
その他	1
ネグレクト	2
頸部絞扼以外による窒息	1
その他	1
不明	2
計	14

表 b-2-2 月齢1か月～11か月児事例の加害者

区分	人数
実母	6
実父	5
継父	1
実母と実父	2
計	14

表 b-2-3 月齢1か月～11か月児事例の加害の動機

区分	人数
泣きやまないことにいらだったため	6
パートナーへの愛情を独占されたなど、子どもに対する嫉妬心	1
パートナーへの怒りを子どもに向ける	1
慢性疾患等の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	1
保護を怠ったことによる死亡	1
子どもの存在の拒否・否定	1
不明	3
計	14

### 3) 月齢1か月～11か月児事例の養育者の状況

月齢1か月～11か月児事例における養育者については、実父母がともにいる場合が多く、一人親（別居）の3例（3人）うち祖父母と同居しているのが2例（2人）いた（表b-2-4）。

表b-2-4 月齢1か月～11か月児事例の養育者

区分	人数
実父母	9
うち、祖父母等親族と同居	2
一人親（未婚）	1
一人親（別居）	3
うち、祖父母等親族と同居	2
その他	1
計	14

### 4) 月齢1か月～11か月児事例の関係機関の関与状況

関係機関の関与については、月齢1か月～11か月児事例14例（14人）のうち、13例（13人）で関係機関による何らかの関与があった（表b-2-5）。

関係機関との関与があった13例（13人）では、いずれも新生児訪問等により市町村の母子保健担当部署又は保健所の関与があったが、特に問題がある状況としては捉えられていなかった。

表b-2-5 月齢1か月～11か月児事例の関係機関の関与（複数回答）

区分	人数
児童相談所	4
市町村児童福祉担当部署	5
市町村母子保健担当部署、保健所	13
医療機関	9
福祉事務所	2

## 5) 月齢1か月～11か月児の死亡の防止

月齢1か月～11か月児事例は、身体的虐待の事例と、ネグレクトの事例（子どもへの安全・健康への配慮を欠き、死亡に至った事例）との2類型に分けられ、それぞれ防止をするための異なる対応が求められる。

身体的虐待の事例では、加害の動機が「泣きやまないことにいらだったため」が最も多かった。また加害者が実父の場合、1か月～1歳未満では他の年齢層に比べて高くなっている（表I-2-11）。乳児の泣きの特徴や対処方法また揺さぶりによる乳幼児への影響などを理解しておくことで予防できるものと考えられる。母子手帳にも泣きへの対処方法や乳幼児揺さぶられ症候群が明記しているが、両親学級や育児教室等で実父も含めた養育者等に理解や知識の普及を行う必要がある。

ネグレクトの事例のうち1例は、子どもを段ボール箱に閉じ込め脱出することが困難な状態にして、外出して長期間放置している間に窒息により死亡に至った事例であった。もう1例は実母が飲んだ睡眠薬などの向精神薬を実母が寝込んだ後に誤って子どもが舐めて死亡した事例であった。自宅などは、養育者にとっては危険があるという認識がない場合が多いが、実際には、危険に容易に対処できない幼い子どもだけが放置される場合には安全な場所とはいえない。家庭環境の中では子どもの安全や健康を配慮しなければならない。配慮を欠くことは、生命に関わる危険な行為であることを、養育者や一般に周知することが必要である。

また事例毎に様々な背景を有しているものの、関係機関が何らかの関与をしている場合が多い。以前より医療機関と市町村や児童相談所の連携の重要性は本報告でも取り上げているが、産科や小児科医療機関だけではなく、実母が精神疾患の抱えている事例では精神科医療機関との連携が必要になってくる。更に、関与機関として一番多いのは、実母の母子手帳交付の時から接触する市町村母子保健担当部署や保健所であることから、特に乳幼児健康診査や妊婦・育児相談等の母子保健事業において、虐待の兆候の早期発見に努めるとともに、保護者の不安や訴えを受け止め、家庭環境等に配慮しながら、医療機関、福祉機関等と連携していくことが重要である。

また要保護児童対策地域協議会で、リスクアセスメントなど関係者での情報の共有と課題の見立てを行い関係機関がそれぞれ役割分担をすることで虐待予防に努めなければならない。

## IV 個別ヒアリングの調査結果

### 1 事例について

現在、要保護児童対策地域協議会は、ほとんどの自治体に設置されているが、実態として、十分にその機能を果たしていない事例も見受けられる。そこで、本委員会では、要保護児童対策地域協議会が関与していたにもかかわらず、死亡事件に至るのを防げなかった次の4事例について、都道府県・市区町村及びその他の関係機関等を対象に個別ヒアリング調査を行い、詳細な事実確認を行った。

はじめに、各事例の概要及び各事例において見られた主な問題点等を取り上げ、その後に、各事例を通じて認められる虐待対応の問題点や組織の課題等を整理し、虐待対応や関係機関の連携における重要なポイントを取りまとめることとした。

#### (1) 精神疾患を抱える保護者の事例 (事例1)

- ー 子どもの措置解除をする際に、児童相談所が、事前に要保護児童対策地域協議会において関係機関と協議を行い、解除の方針や支援体制等について十分に検討した上で決定すべきであったケースー
  - ・ 実母が長女（12歳）を刺し死亡させた。
  - ・ 実母は精神科を受診していた。

#### (2) 転居を伴う在宅のきょうだいの死亡事例 (事例2)

- ー 要保護児童対策地域協議会において、関係機関が保有する情報を相互に交換し、それぞれの支援を促進し、保護を要する状況についての判断を的確に行うべきであったケースー
  - ・ 長男（2歳）は、家庭引き取り後間もなく再度身体的暴力を受け、病院からの通告により一時保護された。
  - ・ 長男の一時保護中に実母が自宅に放火し、この火災によって長女（7歳）と実父ら3人が死亡した

#### (3) 長期にわたり児童の安否が確認できない事例 (事例3)

- ー 要保護児童対策地域協議会及び個別ケース検討会議において、関係機関間の情報やリスク、援助方針の共有を図り、アセスメントの協働を行う必要があったケースー
  - ・ 実父と父方叔父が長男（5歳）の頭を殴るなどして急性硬膜下血腫により死亡させた。

- ・ 死亡時の本児の体重は同年齢の平均体重の半分程度だった。

#### (4) ネグレクトによる死亡事例 (事例4)

― 要保護児童対策地域協議会の進行管理会議は繰り返し開催されていたが、実質的には機能しておらず、関係機関の役割の確認だけでなく、関係機関が危機意識を共有し、協働して子どもが置かれている状況や家族の全体像についてのアセスメントを行うべきであったケース

- ・ 両親が長男（2歳）に十分な食事を与えなかった上、体調不良になっても病院へ連れて行かなかったため、長男は餓死した。
- ・ きょうだい全員がいわゆる「飛び込み」の状態での出産であった。また、乳幼児健康診査も未受診であった。

## 2. 虐待対応の問題点と対応のポイント

1の個別ヒアリング調査結果に基づき、虐待対応の問題点や組織の課題等を整理し、虐待の対応や関係機関の連携における重要なポイントについてまとめた。

### 1) 安全確認の在り方

#### 事例

- 児童相談所の職員は、一度の家庭訪問で実父母と会話を交わし、子ども全員の姿を確認すると同時に、傷や痣などの有無も確認して、虐待の兆候がみられないと判断していた。しかし飛び込み出産の経緯や乳幼児健康診査を受けなかった理由、子どもと家族の生活の状況などについてはほとんど把握しないまま、安全確認の目的は達成したとして、市区町村との十分な協議も行わずに、送致を行った市区町村に対して文書でケース移管を行った。(事例4)
- 市区町村の職員は、2年半の間、関わりを続けたが、子どもとの面会を拒否され、保護者から日常的に高圧的な態度をとられた。この状況をもとに市区町村と児童相談所を含む関係機関の実務者による進行管理会議が複数回開催されたが、児童相談所が行った一度の家庭訪問による安全確認に頼り、子どもの状況が長期間把握されていないことの深刻さや家族の状況が具体的に把握されていないことを考慮することなく、強制力を持った調査を再度行う必要があるとの判断には至らなかった。この結果、子どもを在宅で見守るという方針が見直されることはなかった。そして、実際の関わりにおいては、保護者の理不尽な言い分をそのまま受け入れるという状況が続いていた。(事例4)

#### ポイント

- 安全確認を一度行うことができたことが過大に評価され、その後の関係機関の間での危機意識の共有がなされず、必要な支援方針の見直しが行われなかった。
- 安全確認による子どもの目視は、あくまでも調査の一形態であり、虐待の早期発見・早期対応の出発点であることを認識し、目視と合わせてその家庭の状況等の調査を行った上で組織的かつ総合的に判断する必要がある。
- 子どもの安否が確認できない状態が続く場合は、状況が悪化しているおそれがあるという危機感を持ち、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議において、関係機関の協働により情報を集約して再アセスメントするなどし、適時適切に援助方針を見直す必要がある。

#### 【解説】

安全確認については、「48時間以内」に目視することを重視するあまり、傷や痣などの目視によって得られる情報のみで判断しがちであるが、通告や安全確認に至るまでの経緯、保護者の生活歴、家庭の生活実態等の様々な情報を把握した上で、組織的かつ総合的に判断する必要がある。

子どもの安否が確認できない場合は、それをもって危険な兆候であると認識し、要保護児童対策地域協議会の個別ケース検討会議において、関係機関と情報共有を図り、確実な状況確認に努める必要がある。

特に、児童の就園、就学先がないなどの場合には、いっそう児童の状態把握が困難になるため、特に注意を払う必要がある。一度、安否確認がとれたことにより安全であるという判断を持ち続けるのではなく、関係機関と連携しながら、保護者から十分に事情を聴取するとともに、保護者が行うべき行政手続き等に同行するなど、児童の通園、通学等に向けた具体的な支援を行う必要がある。

更に、保護者からこのような関わりを拒否された場合には、児童の置かれている状況が悪化している可能性を視野に入れ、改めて、職権を行使しての立入調査などの強制的な調査を行うことを検討すべきである。

## 2) 精神疾患のある保護者等の養育に支援を要する家庭への支援

### 事例

- 児童相談所は、精神疾患のある母の主治医との間で情報共有していたが、子どもの退所直前の母の病状を主治医に確認しないまま、子どもの施設退所を決定した。また、その後も、母の病状等について把握していた市区町村との間においても十分な情報共有がなされていなかった。（事例1）
- 母は、入院前には特異な言動が見られていたほか、事件発生直前には再び病状が悪化し、関係機関からの情報を受けて、市区町村で再入院準備が進めてられていたが、子どもへの虐待リスクについては関係機関においてアセスメントが共有できていなかった。（事例1）

### ポイント

- 子どもの施設退所を決定するに当たっては、施設入所の要因が改善されているか、退所後の保護者との生活に懸念事項となるものはないかなどについて、丁寧にアセスメントする必要がある。医療機関や市区町村の間においても随時、情報共有を行うなど連携を強化する必要がある。
- 保護者が精神疾患を持ち、希死念慮の言動がある場合などには、子どもが無理心中の被害に遭う危険性を含め、広く十分に考慮しながらリスクアセスメントする必要がある。

### 【解説】

子どもの施設退所を決定するに当たり、退所後の保護者による養育の負担の程度等を把握するため、精神疾患を持つ保護者の病状等を把握し、考慮した上で方針を決めていくことは不可欠であり、主治医との情報共有を図ることが必要である。

また、子どもを養育する保護者が精神疾患等を有するようなケースでは、保護者自身を周囲が支援していくことが重要で、その保護者をどのように支えていくかを検討する必要がある。その際、それぞれの機関がそれぞれ関わるのではなく、要保護児童対策地域協議会における個別ケース検討会議を開催するなどして関係機関で連絡体制を整え、情報を共有しておくべきである。

また、過去に、希死念慮等の言動があったり、精神科病院等への入退院歴があったりする保護者の病状が悪化している状況があれば、子どもを道連れにした無理心中などの行動に出る可能性もないとは言えず、特に注意をする必要がある。

### 3) 要保護児童対策地域協議会を軸とする複数の関係機関の協働によるリスクアセスメントの実施

#### 事例

- 要保護児童対策地域協議会のケースとして取り上げ、個別ケース検討会議も開催されていたが、リスクや援助方針等についての関係者の意見が一致しないまま、主担当であった機関だけが独自の方針に基づいて対応していたと思われる。(事例2)
- 児童相談所は、子どもに危害が及んでいるという危機感を持っていた市区町村の意見を積極的に聞き入れようとせず、明確な説明を行わなかった。この結果、両者が連携して効果的に対応するということができなかった。(事例2)
- 受傷原因が特定されないまま、長男の乳児院からの家庭引き取りが進められた。施設や市区町村からの反対意見が多かったにも関わらず、保護者からの要求に応じるかたちで、面会と外出が繰り返され外泊へ進められた。(事例2)
- 本来は、複数の機関の狭間で、支援に漏れが生じることがないように、責任の所在を明確にする目的で設けられた自治体間の取り決めが、ルールについての認識不足等のため、かえって、各関係自治体が法令に基づいてそれぞれの責任を果たすことができないという状況が生じていた。(事例2)

#### ポイント

- 要保護児童対策地域協議会の構成機関は、協議会の方針が決まってから対応するという受動的な姿勢にとどまるのではなく、法令に基づく責務に応じて具体策を検討し、積極的な介入を行う必要がある。
- 要保護児童対策地域協議会は、それぞれの構成機関が効果的な支援を行うために、相互に情報を交換し連絡調整を行うことを最も重要な目的の1つとしている。
- 要保護児童対策地域協議会の調整機関及びその他の構成機関は、進行管理を協働して行うとともに、必要に応じて適宜個別ケース検討会議を開催する必要がある。特に構成機関が、一定の情報を得るなどにより何らかの危機感を持った場合には、その機関の要請に従って調整機関が呼びかけ、円滑に協議の場を設けることができる体制とすべきである。
- 要保護児童対策地域協議会において、児童相談所は、強制力を伴う調査及び一時保護や施設入所などを行い得る権限を唯一有していること、また、これと同時に市区町村の後方支援を行う役割も担っていることの重大性を踏まえ、担当者の力量や経験によって対応に偏りが生じたり、地域の関係機関との信頼関係が損なわれる状況が深刻化したりしないように、児童相談所においては、組織のスーパーバイズ体制を構築することが必要である。

#### 【解説】

要保護児童対策地域協議会の調整機関は、その運営の中核となり関係機関の役割分担や連携に関する調整を行う役割があることを認識し、対象家庭への支援が適切に実施されるよう、主担当機関に対しても個別ケース検討会議の開催を積極的に働きかけることなどが必要である。

また、主担当機関だけでなく、対応に危機感を持った関係機関が会議を開催することを求めることができるようにするなど、情報共有を図る体制を構築する必要がある。

児童相談所は、市区町村に対しての支援機能を発揮すると同時に、一時保護や立入調査の実施等、他の機関にない役割を有しており、この二つの役割を適切に果たすよう常に自覚する必要がある。このため関係職員の資質の向上に努めるとともに、地域を担当する職員が適切に業務を行うことができるように組織的なスーパーバイズ体制を整えるように努めなければならない。

要保護児童対策地域協議会で進行管理ケースから外すことを決定する場合には、関係機関が持つ情報を集約し、状況を把握した上で、関係機関で十分に協議を行い合意によって判断しなければならない。

#### 4) 児童相談所及び市区町村の役割分担と連携の強化

##### 事例

- 児童相談所は、市区町村から送致されたケースについて、安全確認を行った後、市区町村と協議することなく一方的に文書でケースを市区長村に逆送致している。(事例4)
- 児童相談所は、子どもの措置解除の方針を市区町村の要保護児童対策地域協議会に報告していたが、今後の支援体制については、児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関ともに個別ケース検討会議の開催を具体化せず、措置解除を決定した。(事例1)
- もともと定められていた児童相談所と市区町村間の役割を示したルールを重視するあまり、個々のケースに即した対応ができなかった。(事例2)
- 児童相談所は、市区町村からの働きかけに対して明確な説明をしないまま牽制するなど、連携を図ろうとする姿勢が十分でなく、ケースへの危機感に大きな温度差があった可能性がある。(事例2)
- 児童相談所は組織全体として本事例への危機意識が低く、今回のケースについて状況を正確に把握していないなど、市町村に対する支援が十分でなかった可能性がある。(事例3)

##### ポイント

- 児童相談所と市区町村で、同じケースを取り扱う場合は、ケースのアセスメントを一緒に行うなど、ケースの評価を確認したうえで、支援方針を協議する。
- 子どもの措置解除の決定に当たっては、解除の方針やその後の支援体制について、事前に関係機関と協議し、特段の懸念事項がある場合には各機関の役割や対応策について十分検討し、対応方針を具体的に示すことが必要である。
- 自治体において、あらかじめ児童相談所と市区町村の間で役割分担等に関するルールを定めておくことは望ましいが、そのルールを適切に運用し、個々のケースに応じ、相互に連携を密にし、的確な対応を行わなければならない。

##### 【解説】

事例1の場合、児童相談所の単独判断で措置解除を決定しているが、保護者の養育の負担等、個々の家庭の実態を考慮し、関係機関と十分な協議を行い、共通の認識を有した上で援助方針を決定する必要があった。

また、各自治体において、児童相談所と市区町村間で役割と責任に関するルールを定めておくことは望ましいが、そのルールは両者の間でケースが取り扱いの対象から抜け落ちることを防ぎ、さらに効果的・効率的にケース管理を行うために定められるものである。個々のケースを取り扱う場合には、常にルールを定めた趣旨に立ち返り、個々のケースに応じ、相互に連携を密にし、的確な対応を行わなければならない。

## 5) 転居を伴う事例への対応

### 事例

- きょうだい施設入所していた間に保護者が在宅支援の子どもを連れて転居をしたが、転居先の区域を管轄する児童相談所や市区町村にケースの引き継ぎがスムーズに行われず、転居元の児童相談所や市区町村が対応をしていた。(事例2)
- 転居を繰り返している家庭であることを把握していながら、妊婦健診未受診などの情報を把握していなかった。(事例2)

### ポイント

- 支援を行っている家庭が当該自治体の管轄区域外に転居する場合、転居先の児童相談所や市区町村へケースを移管することは当然であるが、その際は、リスク判断や危機感も含めて十分な情報提供を行い、転居前の機関の認識が正しく伝わるよう努める必要がある。
- 転居先の児童相談所や市区町村は、転居に伴って家族構成や家庭環境に変化が生じている場合があること等を十分に配慮し、要保護児童対策地域協議会において、関係機関の協働のもとにアセスメントを行い、相互に連携して切れ目のない支援を行うべきである。

### 【解説】

支援を要する事例の転居前の自治体と転居後の自治体との間で情報共有が図られないまま、転居後に当該事例で状況が悪化し深刻な虐待が発生するという例が少なくない。したがって、そのような事態に発展することのないよう、管轄区域を異にする自治体間での情報共有、協力・連携は不可欠となる。

支援していた家庭が転居した場合には、転居前の児童相談所や自治体は転居先に対して、健診の未受診などこれまで支援を行うに当たり重視していた情報や留意すべき点を明確に伝え、その後の転居先の対応に認識の差や温度差が生じないように努めなければならない。

転居先の児童相談所や市区町村は、転居に伴って家族構成や家庭環境に変化が生じている場合があること等を十分に配慮し、要保護児童対策地域協議会において、関係機関で協働して転居理由や転居時期を考慮し、転居後の家族構成や家庭環境などについて、十分なアセスメントを行い、必要な支援を切れ目なく行うことが重要である。

## 6) きょうだい事例への対応

### 事例

- きょうだい全員が飛び込み出産であり、そのうち一人は生後3か月で死亡している。(事例4)
- 児童相談所は、きょうだい全員の施設退所の決定に当たり、退所後の生活について、家庭全体を見る視点が不十分のまま、施設退所を決定した。(事例1)
- 児童相談所は、長男が生後半の時点から保護者のもとで不自然な骨折を繰り返していたことを受けて委託一時保護を行い、後に施設入所の措置を執ったが、その後、この受傷の原因が明らかにならないままで家庭引取りを決めた。この引き取りを決めたのと同時期、市区町村は、学校などを通じて得た情報から姉の置かれている状況が極めて危険であると判断し、その旨を児童相談所に伝えたとしているが、児童相談所は、当時の状況を深刻には受け止めず、長男と姉の対応は別であると判断していたとしている。(事例2)

### ポイント

- きょうだいの退所の決定に当たっては、退所後、一人で子育てをする母の負担、きょうだいの問題行動を行うなどの生活環境の変化などを考慮し、家庭全体を対象として、その時々状況に対応できるよう、アセスメントを行う必要がある。
- きょうだいへの極めて深刻な虐待を認識しつつ、他のきょうだいへの虐待の発生の可能性についても十分に注意を払わなければならない。

### 【解説】

虐待を受けた子どもにきょうだいがいる事例については、きょうだいへの対応の重要性について、再三にわたり特段の留意が必要であることが指摘されてきたが、未だに対応が不十分である事例がみられる。

虐待通告等の対象となった子どもだけではなく、きょうだいもすでに直接虐

待を受けていたり、新たに虐待されたりする可能性があることを常に認識して対応する必要がある。特に、きょうだいが一時保護、施設入所等をしている場合には、残された在宅のきょうだいに対する虐待のリスクが高まることを認識し、一時保護等を検討するなど、適切な対処が求められる。

また、直接虐待が行われていることが確認できなかった場合であっても、きょうだいへの虐待の場面に直接又は間接的に遭遇することで心理的外傷が与えられている可能性があり、精神的ケアを必要とすることがあることも注意しなければならない。

援助方針の検討の際には、要保護児童対策地域協議会を活用し、きょうだいについても要保護児童として進行管理帳に登録したり、学校の出席状況等を確認したりするなど柔軟に対応しなければならず、関係機関の協働によるアセスメントを行い、対処方針を検討して、継続的な援助を行うことが重要である。

## 7) 市区町村の児童福祉担当部署の職員の専門性の向上

### 事例

- 市区町村の児童福祉担当部署の職員や保健師が頻繁に家庭訪問を行っていたものの、保育所への入所や乳幼児健診、予防接種を受けることを勧奨することに留まり、家族メンバーの状況を把握し、家族を全体として捉え、子どもと家族の生活を総合的に支援するという観点が欠けていた。  
このため、子どもの危険についても十分に予見できなかった。(事例3)

### ポイント

- 市区町村の児童福祉担当部署の職員に対する効果的な研修の実施、児童相談所職員から市区町村へ、市区町村から児童相談所への職員の派遣、児童相談所職員 OB の市区町村での嘱託採用など、研修や人的交流を積極的に行うことが有効である。
- 市区町村が家庭訪問を行う際にも、子どもの健全な育成に影響がある、あるいは、影響するおそれがあるなどの保護者の生活状況を的確に把握し、子どもの福祉を考慮して家庭全体への支援を行う必要がある。

### 【解説】

市区町村では、専門職の採用が十分に行われず、異動の期間も短いため、専門性が蓄積されにくい傾向にあり、児童福祉担当部署の職員であっても児童福祉に関する知識が不足していたり、児童虐待の対応に不慣れな場合がある。

市区町村の児童福祉担当部署職員が、児童福祉に関する専門的な知識や対応能力の向上を図るため、様々な機会を捉えて研修を行う必要がある。たとえば、児童相談所が主催する児童相談所職員のための研修に市区町村職員を参加させ、事例検討やロールプレイを一緒に行うなどの機会を設けたり、児童相談所職員の市区町村への派遣や児童相談所職員のOBで力量のあるものを市区町村で採用したりするなど、児童相談所が有する専門的な知識や技術が市区町村に広がる機会を積極的に設ける必要がある。

また市区町村職員を児童相談所に長期派遣して実務を経験させることにより、市区町村の職員が児童相談所の対応方法を体得することも可能となる。このような職員の交流は、相互理解を深める上でも重要な機会となるため、各自自治体での積極的な取り組みが求められる。さらに、死亡事例については、関係機関の職員による死亡事例における合同の研修会等を行い、課題等について、共通の認識や理解を深めることが必要である。

また、市区町村が安全確認を含めた家庭訪問を行う際にも、児童相談所と連携を図り、子どもの健全な育成に影響がある、あるいは、影響するおそれがあるなどの保護者の生活状況にも着目して、子どもの生活状況を的確に把握し、家庭全体を対象とした支援を行うよう努めなければならない。

## 8) 関係自治体の協働による検証の実施と検証報告の効果的活用

### 事例

- 前年度に同一自治体において死亡事例が発生したことを受けて検証を行い、報告書の中でハイリスクの要因等を示していたにもかかわらず、再び同様の死亡事例が発生するということが起きている。(事例3)

### ポイント

- 検証を実施するに当たっては、情報を収集した上で、関係機関による協働での検証や都道府県だけでなく市区町村での検証を積極的に実施すべきである。
- 死亡事例は、様々な要因が重なって発生するものではあるものの、最大限の努力を払って再発防止につとめなければならない。このことに鑑み、過去に行った検証報告が、児童相談所職員のみではなく、市区町村職員及び関係機関全員にまで周知されるよう、行政機関は効果的な研修の実施を徹底するとともに、検証が活かされているかどうかを把握することも重要である。

## 【解説】

自治体がまとめた検証報告の中には、抽象的な記述に終始しているものや、その自治体の立場から、その自治体が有している情報のみで検証を行っているものも認められる。しかしながら、検証は、事実の把握を行い、発生原因の分析等を行い、再発防止策を検討するために行うべきものであるから、転居前の援助機関等を含めた関係機関の情報を集約し、協働で検証を行う必要がある。

また、都道府県だけでなく市区町村においても検証を実施するなど、検証方法についても工夫すべきである。

また、過去に発生した同様の死亡事例については、市区町村職員を対象に検証報告の内容を研修していたものの、同様の死亡事例が再び発生した。

検証により課題が指摘され、その課題を踏まえた対策に取り組んできたにも関わらず、再び、同様の死亡事例が発生したことについて、その経緯や指摘されていた課題が生かされずに同様の事例が発生した要因などを更に慎重に検証し、再発防止に努めるべきである。

また、検証報告で取り上げられた問題点や今後の課題については、現場で児童虐待の対応に当たる職員すべて（児童相談所、市区町村、関係する機関すべての職員）に浸透するよう、確実かつ継続的に職員全員への研修を行うとともに、その内容が十分に理解され、個々の職員が咀嚼して対応できるように工夫された研修内容とするなど、効果的な研修体制を構築することが必要であり、研修後には、職員の理解度を把握し、その後の検証や研修等に生かせるようにすることが必要である。

## V 検証に関する集計結果

国及び地方公共団体は、重大な子ども虐待事例についての調査研究及び検証を行うことが責務とされており、地方公共団体が行う検証については、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（平成20年3月14日付雇児総発第0314002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）により詳細を示している。

今回、平成24年8月1日現在の「地方公共団体における検証組織の設置状況」、「地方公共団体が行う検証の実施状況」、「国の検証報告の活用状況」について調査した。

### 1 地方公共団体における検証組織の設置状況

#### 1) 検証組織の設置の有無

検証組織を設置している地方公共団体は、68か所（98.6%）であり、昨年より新たに1か所設置された（表c-1-1）。

設置していない地方公共団体は1か所（1.4%）であり、設置していない理由は、「対象となる事例がない」であった。現在未設置の地方公共団体では、今後の設置予定は、「今年度内に設置予定」であった。

表c-1-1 検証組織の設置状況

区分		地方公共団体数	設置／未設置率
設置		68	98.6%
内訳	常設	47	
	事例毎に随時設置	21	
未設置		1	1.4%
内訳	今年度内に設置予定	1	
	次年度に設置予定	0	
	時期未定だが設置予定	0	
	設置予定なし	0	
合計		69	100%

## 2) 検証組織の設置形態

検証組織の設置形態は、児童福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が 22 か所 (32.4%)、地方社会福祉審議会の下部組織として設置している地方公共団体が 35 か所 (51.5%) であった (表 c-1-2)。第8次報告と比べて、4 か所が「地方社会福祉審議会の下部組織として設置」から「児童福祉審議会の下部組織として設置」に代わっている。

表 c-1-2 検証組織の設置形態

区分	地方公共団体数	構成割合
児童福祉審議会の下部組織として設置	22	32.4%
地方社会福祉審議会の下部組織として設置	35	51.5%
単独設置	7	10.3%
その他	4	5.9%
合計	68	100.0%

## 3) 検証組織の設置要綱の有無

検証組織を設置している地方公共団体のうち、設置要綱があるのは、55 か所 (80.9%) であった (表 c-1-3)。

表 c-1-3 検証組織の設置要綱の有無

設置要綱等の有無	地方公共団体数	構成割合
あり	55	80.9%
なし	13	19.1%
合計	68	100%

## 4) 検証対象の範囲

検証組織を設置している地方公共団体のうち、検証組織が検証する対象の範囲を定めているのは、29 か所 (42.6%) であった (表 c-1-4)。定めている検証対象の範囲 (複数回答) は、「地方公共団体に関与した児童虐待による死亡事例」(44.8%) が最も多く、次いで「検証が必要と認められる事例」(41.4%) であった (表 c-1-5)。

表 c-1-4 検証対象の範囲の定め

検証対象の範囲の定め	地方公共団体数	構成割合
定めている	29	42.6%
定めていない	39	57.4%
合計	68	100%

表 c-1-5 検証対象の範囲の内容<sup>注5)</sup> (複数回答)

区分	地方公共団体数	構成割合
地方公共団体が関与した児童虐待による死亡事例	13	44.8%
地方公共団体が関与した児童虐待による重大な被害を受けた事例	2	6.9%
児童虐待による死亡事例	2	6.9%
児童虐待により重大な被害を受けた事例	7	24.1%
首長が必要と認めた事例	2	6.9%
検証が必要と認められる事例	12	41.4%
その他	4	13.8%

## 5) 検証組織の構成員

検証組織を設置している地方公共団体のうち、検証組織の構成員の数は、調査時点で委嘱している地方公共団体 57 か所のうちでは、検証組織あたり 5 人 (43.9%) が多く (表 c-1-6)、平均では 6.3 人であった。

検証組織の構成員の内訳は、「弁護士」、「医師<sup>注6)</sup>」、「大学等の教育研究機関の教員・研究者<sup>注7)</sup>」が 9 割以上の地方公共団体で任命されており、次いで、「児童福祉施設関係」(52.6%)、「民生委員・児童委員 (協議会等を含む)」(35.1%) であった (表 c-1-7)。

「医師」の内訳では、「小児科医」が最も多く (68.5%)、次いで「精神科医」(37.0%)、「児童精神科医」(29.6%) であった (表 c-1-8)。

「大学等の教育研究機関の教員・研究者」の内訳では、「心理部門 (児童心理、臨床心理を含む)」(48.1%) が最も多く、次いで「児童福祉分野」(42.3%) であった (表 c-1-9)。

「その他」には、臨床心理士や児童相談所の OB 等があった。

注5) 記述式に回答された内容を分類した。

注6) 大学等の研究教育機関の医師を含み、保健・公衆衛生の医師を除く。

注7) 医師、保健・公衆衛生関係の教員、研究者を除く。

表 c-1-6 検証組織の構成員の数

人数	地方公共団体数	構成割合	有効割合
4人	2	3.5%	3.5%
5人	25	43.9%	43.9%
6人	12	21.1%	21.1%
7人	9	15.8%	15.8%
8人	4	7.0%	7.0%
9人	1	1.8%	1.8%
10人以上	4	7.0%	7.0%
その他	0	0.0%	
合計	57	100.0%	100.0%

表 c-1-7 検証組織の構成員の職種・所属等 (複数回答)

職種、所属等(OB等を含む)	地方公共団体数	構成割合
大学等の教育研究機関の教員・研究者 <sup>注7)</sup>	52	91.2%
医師 <sup>注6)</sup>	54	94.7%
弁護士	54	94.7%
児童福祉施設関係(協議会等を含む。)	30	52.6%
民生委員・児童委員(協議会等を含む。)	20	35.1%
保健・公衆衛生関係	9	15.8%
児童相談所関係	1	1.8%
保育所関係(保育協議会等を含む。)	9	15.8%
社会福祉協議会	4	7.0%
小学校・中学校の校長会	7	12.3%
家庭裁判所関係(調査官等)	2	3.5%
里親会	6	10.5%
警察	3	5.3%
母子寡婦福祉連合会	3	5.3%
その他	18	31.6%

表 c-1-8 「医師<sup>注6)</sup>」の内訳

(複数回答)

医師の専門	地方公共団体数	構成割合
小児科医	37	68.5%
児童精神科医	16	29.6%
産婦人科医	1	1.9%
精神科医	20	37.0%
法医学(監察医、解剖医含む)	1	1.9%
保健・公衆衛生関係	1	1.9%
その他	2	3.7%

表 c-1-9 「大学等の教育研究機関の教員・研究者<sup>注7)</sup>」の内訳 (複数回答)

大学等の教育研究機関の教員等の専門	地方公共団体数	構成割合
児童福祉分野	22	42.3%
社会福祉分野	20	38.5%
心理部門(児童心理、臨床心理を含む)	25	48.1%
教育部門	5	9.6%
保育部門	1	1.9%
看護・保健分野	7	13.5%
その他	4	7.7%

## 2 地方公共団体が行う検証の実施状況

### 1) 平成22年度に地方公共団体が把握した児童虐待による死亡事例

平成22年度に児童虐待による死亡事例を把握した地方公共団体は、42 か所<sup>注8)</sup> (60.9%) であり (表 c-2-1)、5 例以上の地方公共団体が 1 か所あり (表 c-2-2)、その事例数は 11 例であった。

表 c-2-1 平成22年度の児童虐待による死亡事例の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
事例があった	42	60.9%
事例はない	27	39.1%
合計	69	100.0%

注8) 身元不明の事例等の第8次報告で集計対象としていない事例等、地方公共団体が児童虐待による死亡事例とした事例数で集計している。

表 c-2-2 地方公共団体あたりの事例数

区分	地方公共団体数	構成割合
1例	20	47.6%
2例	14	33.3%
3例	4	9.5%
4例	3	7.1%
5例以上	1	2.4%
合計	42	100.0%

## 2) 地方公共団体による検証の実施状況

平成22年度に把握した児童虐待による死亡事例に対する検証状況(複数回答)は、「検証していない」事例がある地方公共団体は34か所(81.0%)、「検証した」事例がある地方公共団体は15か所(35.7%)、「検証中」の事例がある地方公共団体は1か所(2.4%)であった(表c-2-3)。

検証していない理由(複数回答)は、「行政機関が関わった事例ではないため」が約9割であり(表c-2-4)、「その他」の理由として、「情報が少ないため」、「市町村にて内部検証が行われたため」「(ケースとして)相談終結事例であるため」などであった。

検証していない事例のうち心中以外の虐待死では、児童相談所又は市町村(児童福祉担当部署)の関与した事例はなかったが、心中による虐待死事例では、児童相談所又は市町村(児童福祉担当部署)の関与した事例が6例あった(表c-2-5)。

表 c-2-3 地方公共団体による検証状況(複数回答)

区分	地方公共団体数	構成割合
検証していない	34	81.0%
検証した	15	35.7%
検証中	1	2.4%

表 c-2-4 検証していない理由 (複数回答)

区分	地方公共団体数	構成割合
行政機関が関わった事例ではないため	31	91.2%
裁判中のため	1	2.9%
その他	8	23.5%

表 c-2-5 地方公共団体による検証状況

区分	心中以外の虐待死	心中による虐待死 (未遂含む)	計
検証していない事例	29	34	63
うち、児童相談所又は市町村(児童福祉担当部署)の関与事例	0	6	6
検証した事例	17	2	19
うち、児童相談所又は市町村(児童福祉担当部署)の関与事例	13	2	15
検証中の事例	1	0	1
うち、児童相談所又は市町村(児童福祉担当部署)の関与事例	1	0	1
計	47	36	83

### 3) 地方公共団体による検証報告書数

平成 22 年度に地方公共団体が行った検証報告書数は、計 18 報告であった(表 c-2-6)。

表 c-2-6 地方公共団体による検証報告書数

地方公共団体の検証報告書数	地方公共団体数	計
1	12	12
2	3	6
3	0	0
4	0	0
5	0	0
合計	15	18

### 4) 地方公共団体による検証にかかった期間

平成 22 年度に地方公共団体が行った検証にかかった期間は、「12 か月以上」が最も多く(27.8%)、最短で2か月、最長で22か月かかっており、平均で9.3か月であった(表 c-2-7)。

表 c-2-7 検証にかかった期間

区分	地方公共団体数	構成割合
3か月未満	2	11.1%
3か月	0	0.0%
4か月	4	22.2%
5か月	1	5.6%
6か月	0	0.0%
7か月	0	0.0%
8か月	3	16.7%
9か月	1	5.6%
10か月	1	5.6%
11か月	1	5.6%
12か月以上	5	27.8%
合計	18	100.0%

#### 5) 地方公共団体による検証における支障の有無

平成 22 年度に地方公共団体が行った検証において、「支障はない」と答えた地方公共団体は、11 か所 (61.1%) であったが、支障があった事項 (複数回答) として、「警察から情報が得られない」(85.7%) ことなどがあった (表 c-2-8)。

表 c-2-8 検証における支障の有無

区分	地方公共団体数	構成割合	
ない	11	61.1%	
あり	7	38.9%	
内訳 (複数回答)	医療機関から情報が得られない	1	14.3%
	警察から情報が得られない	6	85.7%
	家庭裁判所から情報が得られない	1	14.3%
	保育所・幼稚園から情報が得られない	0	0.0%
	学校から情報が得られない	0	0.0%
	時間が経っており関係資料がない	0	0.0%
	関係機関の関与がなく情報がない	2	28.6%
	支障はない	0	0.0%
	その他	1	14.3%

## 6) 地方公共団体の検証報告書の周知方法

平成 22 年度に地方公共団体が行った検証報告書の周知は、関係部署や関係機関、要保護児童対策地域協議会といった関係者へ配布するとともに、ホームページへの掲載や記者発表をすることで一般向けに周知していた（表 c-2-9）。

表 c-2-9 検証報告書の周知方法 (複数回答)

区分	地方公共団体数	構成割合
関係部署へ配布	17	94.4%
関係機関へ配布	16	88.9%
要保護児童対策地域協議会にて配布	7	38.9%
記者発表	10	55.6%
ホームページへ掲載	12	66.7%
広報誌へ掲載	0	0.0%
フォーラム・住民向け会議を開催	0	0.0%
その他	6	33.3%

## 7) 地方公共団体の検証報告の提言に対する対応の有無

平成 22 年度に地方公共団体が行った検証において提言された内容については、検証した地方公共団体の 9 割以上で何らかの対応をしていた（表 c-2-10）。対応していないとした 1 か所の地方公共団体は、「今年度に対応予定」としていた。

表 c-2-10 検証報告の提言に対する対応の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
対応していない	1	5.6%
一部対応している	11	61.1%
全て対応している	6	33.3%
合計	18	100.0%

## 8) 地方公共団体の検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

平成22年度に地方公共団体が行った検証において提言に対する取組状況を公表しているのは、4か所(23.5%)であった(表c-2-11)。

表c-2-11 検証報告の提言に対する取組状況の公表の有無

区分	地方公共団体数	構成割合
公表していない	13	76.5%
公表した	4	23.5%
合計	17	100.0%

## 3 国の検証報告の活用状況

国の検証報告書である第7次報告について、公表してから1年経過後の活用状況について調査した。

### 1) 第7次報告の周知

第7次報告の周知先としては、都道府県・市町村の関係部署や関係機関の周知がほとんどであった(表c-3-1)。

表c-3-1 第7次報告の周知先 (複数回答)

区分	地方公共団体数	構成割合
関係部署へ配布	64	92.8%
関係機関へ配布	59	85.5%
要保護児童対策地域協議会にて配布	13	18.8%
記者発表	0	0.0%
ホームページへ掲載	1	1.4%
広報誌へ掲載	0	0.0%
フォーラム・住民向け会議等を開催	0	0.0%
その他	5	7.2%

### 2) 第7次報告の提言を踏まえての取組

第7次報告の提言を踏まえた取組については、望まない妊娠についての相談体制整備や妊娠期からの養育支援を必要とする家庭に対する連携体制整備など、妊娠期からの取組についての提言や、児童相談所の体制整備や通告義務等に関する啓発・広報に関する提言に対し、「取り組んだ」地方公共団体が**62.3%**と多

かった（表c-3-2）。妊娠期からの取組については、「取り組んでいない」場合でも「既に対応済み」である地方公共団体が多かった。一方、地方公共団体において「取り組んでいない」とする回答が多かった提言としては、「虐待対応における体制の問題及び虐待の発生要因を踏まえた具体的な提言と提言に対する取組の事後の評価の実施」（72.5%）や「児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメント力の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備」（62.3%）に関するものであった。その中で、児童相談所の措置解除のアセスメント向上・家庭復帰後の支援体制整備に関するものは「既に対応済み」とした自治体が多かった。

表c-3-2 第7次報告の提言に対する取組

区分	取り組んだ		取り組んでいない		取り組んでいない理由(複数回答)			
	地方公共 団体数	構成割合	地方公共 団体数	構成割合	既に対応 済み	予算がな い	組織の合 意が得ら れない	その他
望まない妊娠について相談できる体制の充実と経済的支援制度、里親・養子縁組制度の更なる周知、各機関の連携体制の整備	45	65.2%	24	34.8%	21	0	1	5
妊娠期からの養育支援を必要とする家庭に対する連携体制の整備の促進	39	56.5%	30	43.5%	27	0	1	2
養育支援を必要とする家庭の把握、早期からの充実した支援を可能とするための保健機関(母子保健担当部署等)の質の向上と体制整備	45	65.2%	24	34.8%	20	1	0	3
養育支援訪問事業等の活用による妊娠・出産早期からの支援体制の整備	33	47.8%	36	52.2%	29	1	1	5
児童相談所の職員の質の確保と虐待対応の中心的機関としての体制整備	45	65.2%	24	34.8%	22	0	0	3
養育機関・教育機関等に所属していない家庭の孤立防止と相談や支援につながる体制の整備	29	42.0%	40	58.0%	30	1	0	11
通告義務・通告先等についての広報・啓発の一層の充実	43	62.3%	26	37.7%	26	0	0	0
児童相談所における措置解除の判断に係るアセスメント力の向上と家庭復帰後の関係機関による支援体制の整備	26	37.7%	43	62.3%	36	1	0	6
要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関のマネジメント機能の強化	35	50.7%	34	49.3%	29	1	0	4
虐待対応における体制の問題及び虐待の発生要因を踏まえた具体的な提言と提言に対する取組の事後の評価の実施	19	27.5%	50	72.5%	18	3	0	31

## VI 課題と提言

### 1 地方公共団体への提言

#### 1) 虐待の発生及び深刻化予防

##### (1) 養育支援に関する妊娠期からの相談及び支援体制の充実

望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、経済的支援制度、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化

(内容)

日齢0日児の心中以外の虐待死事例は、望まない妊娠であること等を理由として、実母が妊娠していることを誰にも相談できないまま出産する事例や、母子保健手帳の交付や妊婦健康診査を受けていない事例がみられた。

引き続き、妊娠や出産、子育てに悩む者が相談しやすい窓口の設置や適切に相談・支援機関につながるような体制づくりが必要である。

また「妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制等の整備について」(平成23年7月27日付雇児総発0727第1号、雇児福発0727第1号、児母発第1号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、家庭福祉課長、母子保健課長通知)に示されている、妊娠・出産・子育て等に係る相談体制の整備に努めるべきである。

妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への医療機関等の関係機関と連携・協働した支援の充実

(内容)

望まない妊娠や産後うつなど、妊娠・出産期にみられる要因による死亡事例は、継続して発生している。

妊娠期や出産前後を通して関わる産科医療機関は、養育支援が必要な家庭を早期に把握する機会が多いことから、特に市町村(母子保健担当部署)は、産科医療機関と連携し、適切な情報提供や支援につなげ、虐待の発生予防に努めるべきである。

妊娠期から出産後の養育についての支援が必要な妊婦については、「特定妊婦」として要保護児童対策地域協議会の支援対象に位置づけ、妊娠期あるいは出産後早期から養育支援訪問事業等を活用するなどし、関係機関が役割分担して継続的な支援を行う必要がある。

都道府県(母子保健担当部署)は、産科医療機関の状況等、地域の実情を踏まえ、市町村(母子保健担当部署)と産科医療機関との関係づくりや情報提供等の基準づくりなど、地域の実情に合わせた医療機関との連携体制づくりに取

り組む必要がある。

また、特に出産を予定している妊婦が、精神疾患を抱えている場合には、産科はもとより、精神科医療機関との連携が重要であり、必要に応じて精神科医療機関に要保護児童対策地域協議会の構成員に加える等により、妊娠・出産の時期だけでなく、産後や育児期のように育児が負担となりやすく外部との接触が少ない時期も協働して支援に当たる必要がある。

このため、市町村の児童福祉担当部署は、母子保健や精神保健を担当する部署へ働きかけ、子どもの健全育成及び虐待の発生予防の理解を深めてもらい、家庭の支援の際には連携協力できるよう取り組むべきである。

医療機関との連携体制の整備については、「妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について」（平成23年7月27日付雇児総発0727第4号、雇児母発0727第3号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）に示されており、引き続き、これを踏まえた対応を図るべきである。

なお、児童虐待防止における医療機関との連携強化において留意すべき事項については、「児童虐待の防止のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成24年11月30日付雇児総発1130第2号、1130第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）に示されているので参照されたい。

養育支援を必要とする家庭の妊娠期からの把握及び支援のための保健機関  
(母子保健担当部署)の質の向上と体制整備

(内容)

市町村の母子保健担当部署は、母子健康手帳の交付、妊婦健診等の母子保健法に基づく事業等を通して、妊婦のいる家庭に妊娠の早期から関わる機会がある。健康診査を受けていない妊婦については、個別の支援が必要な場合が多いと考えられるため、医療機関との連携のさらなる強化を図っていくとともに、例えば、母子健康手帳の交付時に受診先の医療機関を聞き、その後のフォローにつなげることや、公費助成の対象となる妊婦健康診査の受診券の回収状況等を通じて、全く受診していない妊婦を把握するなど支援ニーズの把握に努めることが重要と考えられる。

また、出産後も、通常の相談業務や家庭訪問等を通して、家庭の状況も把握しながら養育支援が必要な家庭を見出し適切な支援につなげるなど、子どもの虐待予防に大きく貢献できる。また、育児不安や虐待の発生した家庭に対しては、母子保健の観点からも家庭支援が可能である。

市町村の母子保健担当部署の職員には、こうした役割を担うため、母子保健

だけでなく精神保健、障害児支援、虐待対応などの家庭支援に関する知識・技術が求められる。特に、心中を含めた児童虐待防止のためには、面接技術を使い、家庭に関する問題を引き出し、家族調整を行うコーディネーターなどの情報収集能力、アセスメント能力等の援助技術が必要であり、気になる家庭や支援中の家庭への対応等について、児童福祉担当部署など関係部署と連携する体制づくりに努めなければならない。

また、児童相談所や医療機関と市町村（母子保健担当部署）との間で普段から連携を図っておく必要があるため、都道府県の母子保健担当部署は、市町村の母子保健担当部署の管轄を超えた体制づくりや研修の機会の提供等により、管内の虐待の発生予防及び深刻化予防のための体制づくりに努めるべきである。

#### 乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応

(内容)

乳幼児健康診査や予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業等は、子どもの健康状態を確認ができ、母親等の育児の悩みなどにも応じられる機会であり、乳児健診を子どもに受けさせていない家庭は、受けさせている家庭よりも虐待リスクが高いと認識すべきである。

市町村の母子保健担当部署は、受診の勧奨を行っても理由なく拒否したり勧奨に反応しない未受診等の家庭に対しては、市町村の児童福祉担当部署と連携し、関係機関からの情報を収集し、検討の結果、必要な場合は、子どもの状況の把握等を行う必要がある。さらにその家庭に乳幼児健康診査の対象の子ども以外にきょうだいがいる場合は、きょうだい児の状況把握等も必要である。

さらに、市町村が未受診等の家庭が転入したことを把握した場合、転居前の家庭の状況や過去の受診状況等について、速やかに前居住地の市町村から情報を得て、支援の必要性を検討し、要保護児童対策地域協議会を活用するなど必要な支援につなげる必要がある。また、未受診家庭が転出した場合で、転居先がわかっているときは、転居先市町村へ情報提供し、支援の継続を依頼することが必要である。なお、健診未受診の家庭への対応については、「児童虐待の防止のための医療機関との連携強化に関する留意事項について」（平成24年11月30日付雇児総発1130第2号、1130第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）に詳しく示されているので参照されたい。

これら健診の未受診等を端緒として、支援の必要な家庭を把握し、必要な支援につないでいくことは、市町村の母子保健担当部署の非常に重要な役割である。

## (2) 養育支援のための子育て支援事業の活用

### 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進

#### (内容)

虐待死事例では、地域社会と接する機会が少ない事例が多く、どこにも所属していない幼児の事例もあった。また、ひとり親家庭の事例が増加していることから、関係機関は、孤立している家庭に対して必要な支援が届くよう、孤立した家庭の把握に努め、積極的に子育て支援事業の活用を促していくことが必要である。

したがって、市町村は、自らが実施する子育て支援事業について、住民に対して周知することはもちろん、子どもを抱える家庭や早期に養育支援が必要な妊婦や子どもがいる家庭と接する機会の多い医療機関などの関係機関に対しても子育て支援事業の周知を図り、養育支援が必要な家庭に対して必要な情報が提供されるよう努めるべきである。

さらに、子育て支援事業の活用に消極的な家庭については、積極的に家庭訪問するなどアウトリーチ型の支援を行い、信頼関係を構築した上で必要な子育て支援につなぐべきである。

## (3) 虐待予防のための広報・啓発

### 通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実

#### (内容)

虐待の深刻化予防のためには、早期発見が不可欠である。引き続き、広く一般に通告義務・通告先・相談窓口についての周知が必要である。

周知の際には、通告した人の情報は守られること、通告は子どもを守るだけでなく、子どもを虐待している養育者を助けることにつながるという視点も合わせて伝えていく必要がある。

また、児童相談所や市町村（児童福祉担当部署）は、虐待の調査や子どもの保護等だけでなく、子どもの育て方や発達など子育てに関する相談機関でもあっても周知し、住民が相談しやすい窓口となるようにすべきである。

### 若年者に向けた養育や虐待に関する知識等の広報・啓発

#### (内容)

子どもへの加害の背景として、「望まない妊娠」や「養育能力の低さ」、「育児不安」がある。中高校生による赤ちゃんとの触れ合い体験や母親学級・父親学

級の実施などを通じて、近い将来に親になりうる 10～20 代の若年者が、子どもの行動の特徴や子どもとの接し方、育児の仕方や虐待が子どもに与える影響などについて学ぶことにより、子育ての楽しさを知り、また、親になって初めて直面する困難さの軽減を図るとともに、虐待防止について考える機会を提供していくことが必要である。

さらに、子育て支援に関する公的サービスなどの存在や活用方法についての知識を周知し、友人や知人など周囲の人が悩んでいたら、理解者となって、支援機関につなげるなど、若年者自身が支援者の一人となり得るよう促していくことも必要である。

#### 家庭や子どもに関わる機関の職員への虐待の早期発見・早期の適切な対応等に関する啓発の促進

(内容)

児童相談所や市町村（児童福祉担当部署）の関与はなかったが、市町村の母子保健担当部署や福祉事務所、婦人相談所、医療機関等が関与していた死亡事例があった。

児童虐待防止法には、子どもの福祉に関係のある団体及び職員は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めるべき旨、規定されていることについて、子どもや家庭に関わる関係機関の職員へ周知していく必要がある。

関係機関の多くは、日常業務の中で虐待事案に関わる機会は少ないため、どのような家庭や子どもについて通告あるいは情報提供すべきなのか、また発見した場合の連絡先や家庭への対応などについて、日頃より確認しておき、発見した際に迅速な対応がとれるよう体制づくりをしておくべきである。

なお、公務員や医療関係者など、職務上守秘義務が課せられていても、通告などの正当な情報提供は守秘義務違反に当たらないことについては、「児童虐待の防止のための医療機関との連携強化に間留留意事項について」（平成 24 年 11 月 30 日付雇児総発 1130 第 2 号、1130 第 2 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、母子保健課長通知）に示されているとおりである。

## 2) 虐待の早期の適切な対応と支援の充実

### (1) 虐待対応機関の体制の充実

#### 児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備

(内容)

児童相談所は、立ち入り調査や一時保護などの法的権限を有する唯一の機関

であり、さらに、市町村を技術的に支援する役割を担っていることから、児童福祉や児童虐待に関するより高度な専門的知識と技術が必要である。

市町村は、母子保健や子育て支援等の分野で子どもがいる家庭に関わる機会が多いため、家庭の状況等の把握、相談対応等、家庭支援や児童虐待に関する十分な理解が必要である。

しかしながら児童相談所や市町村においては、人事異動が短期間で行われるなど、専門性の蓄積や確保が困難であり、また、市町村において社会福祉士等の専門職の採用が十分に行われない等の課題がある。

子ども虐待への対応業務は、子どもの生命に関わる判断を要し、高度な専門性が要求される業務であることから、専門職の積極的な採用や外部の専門家の活用、児童相談所と市町村との間の人事交流や研修の充実など、組織において専門性が確保、蓄積される仕組みの構築と業務量にあった人員配置に努める必要がある。

## （２）虐待対応における関係機関の連携体制の強化

### ①児童相談所と市町村との役割分担と協働

地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化

（内容）

市町村は、養育者が相談や援助に応じない、あるいは行っても改善が見られない場合、また虐待の確証が得られず、専門的な調査を要する場合、さらには子どもの安全のための一時保護を行うことが必要と判断される場合は、児童相談所と協議の上、必要に応じて児童相談所へ送致するなど、市町村において対応が困難と判断した場合は、児童相談所に積極的に対応を求めることが大切である。

また、児童相談所と市町村間で役割と責任に関するルールを定め、相互に連携、協働して対応すべきであるが、そのルールは両者の間でケースの取り扱いの対象から抜け落ちることを防ぎ、さらに効果的・効率的にケース管理を行うため定められるものである。

個々のケースを取り扱う場合には、当然、個々のケースに応じ、相互に連携を密にし、的確に対応することが必要になることを認識し、また、適宜、ルールの運用や見直し等について、児童相談所、市町村両方で協議を行うことが必要である。

### ②地域をまたがる（転居）事例の関係機関の連携・協働

管轄が違う地域の関係機関の連携・協働

(内容)

子ども虐待の事例では、居住地を移動する事例が多いことから、移動前後の居住地の関係機関同士の協力は不可欠である。

担当する家庭が転居（住民票も移動）した場合、転居先の地方公共団体へケースを移管するのは当然であるが、担当する家庭が住民票を移動しないまま、一定期間生活の拠点を移しているような場合は、その間の支援の方法等について検討し、必要であれば生活拠点を移した先の児童相談所あるいは市町村に情報を提供し、必要な支援を依頼すべきである。

ケースを移管する場合は、転居するまでの経過に加え、転居が家庭にどのような影響を与えるかまで相互の機関で検討すべきであり、移転先の機関は、移管された時点で十分なアセスメントを行い、前居住地での支援方針を踏まえて、支援方針の検討をすることが必要である。

通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもに対する安全確認の確実な実施

(内容)

通告のあった家庭について、住民登録がなされておらず、居住者が判明しない場合や、転居しているなど居住実態が確認されない場合も、子どもの安全についてのリスクが高い場合が多いことを自覚し、手を尽くして児童の状況の把握を急ぐべきである。

その際、子どもや保護者の氏名が判明しない場合には、氏名不詳として児童虐待防止法第8条の2の出頭要求等を活用し、対応することも可能であることから、その活用も視野に入れて対応すべきである。

なお、具体的な活用については「児童の安全確認の徹底について」（平成22年8月2日付雇児総発第0802第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）また「居住者が特定できない事案における出頭要求等について」（平成22年8月26日付雇児総発第0826第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）において詳細を示しているので参照されたい。

### ③要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した連携の促進

措置解除時の関係機関による支援体制の確保

(内容)

今回もまた入所措置解除時に養育者、養育環境、家族構成員の関係性などについて十分な情報収集と、それに基づくアセスメントが行われず、地域の関係

機関との協議がなされずに家庭復帰した後、虐待が発生したものがみられた。

入所措置解除の決定に際しては、措置解除の方針や今後の支援体制について、事前に関係機関と十分協議をし、特に懸念事項がある場合には、措置解除後の各機関の役割や対応策まで具体的に検討することが必要であり、関係機関での協議等については、要保護児童対策協議会が関係機関へ積極的に働きかけ、相互の連携強化に努めるべきである。

なお、家庭復帰の適否を判断するための具体的な内容や家庭復帰後の援助については、「措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について」（平成24年11月1日雇児総発第1101第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年3月14日雇児総発第0314001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）の別添「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン」において、詳細を示しているので参照されたい。

#### 要保護児童対策地域協議会の活用促進と調整機関の機能強化

（内容）

要保護児童対策地域協議会に事例が登録されているにも関わらず、主担当である児童相談所から具体的な呼びかけがなかったことを理由として会議が開かれないといった事例や実務者会議が何度も開かれながら死亡を防ぐことのできない事例などがあった。

全国的に要保護児童対策地域協議会の設置は進んでいるが、それだけで、こうした虐待を防げるわけではないことを踏まえる必要がある。重要なのは、この要保護児童対策地域協議会を効果的に活用し、養育支援を進めていくことであり、そのためには、児童相談所をはじめとする要保護児童対策地域協議会の構成機関それぞれが、要保護児童対策地域協議会を有効に活用するよう工夫し、情報や援助方針を共有させるなど、平素より要保護児童対策地域協議会を中心とした相互の役割の理解や関係性構築に努めることが必要であり、要保護児童対策地域協議会内での児童相談所を含めた関係機関間で研修等を通じて、相互理解を深めていく。

また、要保護児童対策地域協議会の活用を活発化させるには、調整機関の役割が非常に重要であり、専門性の向上や必要な人員の確保など調整機関の機能強化が必要である。引き続き、調整機関に専門の職員を配置したりマニュアルを整備したりするなど、市町村の実情に合わせた対策を検討していくべきである。

### 3) 検証の実施と活用による再発防止

#### (1) 地方公共団体による検証の確実な実施

##### 地方公共団体における検証の対象範囲の拡大

(内容)

平成22年度(第8次報告)の児童虐待による死亡事例について、地方公共団体が「検証していない」理由として、「行政機関が関わった事例でないため」という回答が多く、検証の対象範囲を行政機関の関与があった場合のみとしている地方公共団体が見受けられた。

検証にあたり、関係機関が関与していない場合、当該家庭の情報が少ないため検証が難しい可能性もあるが、当該家庭が関係機関に相談することなく事件に至った状況を含めて、地域の保健・福祉等の体制を検証することは非常に重要である。

また、死亡した子どものきょうだいに関する相談での関与があった事例では、死亡した子どもについては関与していないという理由で検証をしていない事例もあった。

きょうだいに関する関与であっても、家庭全体で捉え支援すべきであることから、なぜ他のきょうだいへの加害が防げなかったのかという視点から検証することは非常に重要である。

児童相談所又は市町村(児童福祉担当部署)が関与した心中以外の虐待死事例では検証が行われていたが、児童相談所又は市町村(児童福祉担当部署)が関与した心中による虐待死事例では行われていない状況にあった。

心中による虐待死事例では、保護者の心身喪失等を理由に刑事上の罪が問われなかったり、障害相談や養護相談など虐待相談以外の関与のため、虐待死事例として捉えなかったりした可能性が考えられるが、たとえ心中事案であっても保護者が子どもを殺害するという態様から虐待による死亡であり、検証すべき対象である。

##### 児童相談所、市町村など関係機関が関与したすべての事例に対する検証の実施

(内容)

児童相談所が長期間関与しながらも、死亡時の状況から警察が事故扱い(事件性なし)としたことを理由に不適切な養育が疑われるにも関わらず検証していなかったり、児童相談所の関与がなく市町村のみの関与であったため検証がなされていなかったりした事例があった。

関係者は、関係機関が関与しながら死亡に至るといった重大な結果を十分認識

して事例を検証し、再発防止に取り組む必要がある。

市町村のみの関与事例での検証では、市町村が主体となって検証することが望まれるが、市町村単独で検証を行うにあたり技術面等での限界がある場合は、都道府県等が検証の進め方などの技術的助言を行うことが必要である。

## （２）地域をまたがる（転居）事例における検証の地方公共団体間の協力

### 地域をまたがる事例の検証における地方公共団体間の協力

（内容）

転居を繰り返し、複数の地域の児童相談所や市町村が関与していた事例では、死亡時の居住地の地方公共団体が単独で検証を行うことが多かった。

死亡に至る直前の関係機関の関与状況が重要であるとは言ってもないが、発生原因の解明や前居住地の関係機関から死亡時の居住地へ関係機関への引き継ぎなど、転居前から死亡に至るまで一連の過程としての分析も重要であることから、転居前後の地方公共団体間で協力して検証を行う必要がある。

## （３）検証報告の積極的な活用

### 検証報告の積極的な活用

（内容）

国の検証報告は、おおよそ9割の地方公共団体で関係部署や関係機関に配布されており、また、国の検証報告で示された提言に対しては、多くの地方公共団体で「取り組んだ」あるいは「既に対応済み」であった。

国の提言については、これまで繰り返し提言された内容も少なからずあるが、児童相談所など現場で対応する職員は、人事異動や転勤など、職員の入れ替わりもあることから、「既に対応済み」であっても、提言された内容に対し、定期的な実施できているかを確認し、取り組むことが必要である。

各自治体による検証報告は、事例の詳細や地域の実情を踏まえた内容であることから、他の地方公共団体の現場で対応している職員にとっても参考とすべき非常に貴重な報告である。

類似の事例の再発防止のためには、地方公共団体及び国の検証報告を現場で虐待の対応をしている児童相談所及び市町村の職員へ周知徹底することはもちろん、地域で児童虐待防止に関わる他の人々へも広く周知すべきである。そのためには、研修や事例検討会などで積極的に活用するなど、報告書の内容が伝わるよう工夫すべきである。

## 2 国への提言

### 1) 虐待の発生及び深刻化予防

#### (1) 養育支援に関する妊娠期からの相談及び支援体制の充実

望まない妊娠について相談体制の充実及び周知、里親・養子縁組制度等の周知と関係機関の連携の強化

(内容)

日齢0日児の心中以外の虐待死事例は、望まない妊娠であること等を理由として、実母が妊娠していることを誰にも相談できないまま出産する事例や、母子保健手帳の交付や妊婦健康診査を受けていない特徴がみられることを踏まえ、国は、引き続き、地方公共団体に対して、女性健康支援センター事業など妊娠等について悩みを抱える者が相談しやすい窓口の設置や周知を促すとともに、里親、養子縁組制度等の支援となり得る制度等の周知や関係機関相互の連携の強化を促進すべきである。

妊娠期・出産後早期から養育支援を必要とする家庭への保健機関（母子保健担当部署）と医療機関等の関係機関との連携・協働した支援の充実

(内容)

妊娠・出産期にみられる要因による死亡事例が、継続して発生していることを踏まえ、国は、引き続き、市町村の母子保健担当部署に対して、医療機関との連携をさらに強化することを促すとともに、妊娠期・出産後早期から市町村の母子保健担当部署が医療機関、保健機関、福祉機関等と連携して支援するための知見や技法等の収集を進め、養育者等に対する効果的な支援方法等について地方公共団体等に普及すべきである。

乳幼児健康診査や予防接種等を受けていない家庭等への対応

(内容)

乳幼児健康診査の未受診等を端緒として、支援の必要な家庭を把握し、必要な支援につないでいくことは、市町村の母子保健担当部署における非常に重要な役割であることを踏まえ、国は、引き続き、市町村に対して、未受診等の家庭を把握した場合、関係部局、関係機関との情報共有等、適切に対応すべきであること、さらに、支援が必要な家庭が転居している場合は、転居前と転居後の地方公共団体間の情報共有等についても適切に対応するべきであることを周知する必要がある。

## (2) 養育支援のための子育て支援事業の活用

### 養育支援のための子育て支援事業の周知と活用促進

#### (内容)

虐待死事例には、地域社会と接する機会が少ない事例が多く、どこにも所属していない幼児の事例もあったことを踏まえ、国は、引き続き、地方公共団体に対して、自らが実施する子育て支援事業について、住民に対して周知することはもちろん、医療機関などの関係機関に対しても十分周知を図り、養育支援が必要なすべての家庭に対して必要な情報が提供できるよう働きかけるべきである。

## (3) 虐待予防のための広報・啓発

### 通告義務・通告先・相談窓口等についての広報・啓発の充実

#### (内容)

虐待の深刻化を防ぐには、早期発見が不可欠であることを踏まえ、国は、引き続き、虐待を受けたと思われる子どもを発見した人には通告義務があること、特に医療機関・教育現場・福祉施設の職員は虐待を発見しやすい立場であることを自覚し、早期発見に努めなければならないこと、通告した人の情報は守られること、職務上守秘義務が課せられていても通告などの正当な情報提供は、守秘義務違反に当たらないこと、加えて、虐待通告は、子どもを虐待から守るだけでなく、子育ての負担に悩む養育者への援助のきっかけにもなるということについて、広く国民に周知、啓発すべきである。

### 若年者に向けた養育や虐待に関する広報・啓発

#### (内容)

子どもへの加害の背景として、「望まない妊娠」や「養育能力の低さ」、「育児不安」があることを踏まえ、国は、引き続き、近い将来親になりうる10～20代の若年者を対象とした養育や虐待に関する知識等の広報・啓発について推進するとともに、地方公共団体が行う取組について、支援、促進すべきである。

## 2) 虐待の早期の適切な対応と支援の充実

### (1) 虐待対応機関の体制の充実

#### 児童相談所と市町村における専門性の確保及び体制整備

#### (内容)

児童相談所や市町村において、専門性の蓄積や確保を行うための体制整備が必要であることを踏まえ、国は、引き続き、児童相談所や市町村において、児童福祉や児童虐待等の分野における専門職の積極的な採用・任用や外部の専門家の活用、児童相談所と市町村との間の人事交流や研修の充実など、組織において専門性が確保、蓄積される仕組みなど体制強化の取組を促すべきである。

## (2) 虐待対応における関係機関の連携体制の強化

### ①児童相談所と市町村との役割分担と協働

地域の実情に合わせた児童相談所と市町村との役割分担と連携・協働の強化

(内容)

支援を必要とする家庭への児童相談所及び市町村による効果的な支援という観点から、それぞれの役割分担の目安となる基準、ルールを取り決めることは有効である。このことを踏まえ、国は、地方公共団体に対して、ルール等の取り決めに促進するとともに、そのルールが地域の実情や関係機関の体制等を反映し適切に運用されるよう、見直し等も含めて、児童相談所、市町村両者で十分な協議を行うよう促すべきである。

### ②地域をまたがる（転居）事例の関係機関の連携・協働

管轄が違う地域の関係機関の連携・協働

(内容)

子ども虐待の事例では、居住地を移動する事例が多いことを踏まえ、国は、引き続き、地方公共団体に対して、移動前後の居住地の関係機関間において、円滑な情報共有等を行うなどの連携が不可欠であり、切れ目ない支援が行われる必要があることについて、周知すべきである。

通告があったものの居住実態が把握できない家庭・子どもへの安全確認の  
確実な実施

(内容)

国は、虐待通告があった家庭について、居住実態が把握できない場合であっても、子どもの安全確認が確実に実施されるよう、安全確認のための方策を児童相談所や市町村へ周知し、安全確認の徹底を図るべきである。

### ③要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を活用した連携の促進

#### 措置解除時の関係機関の支援体制の確保

(内容)

入所措置解除時に十分な情報収集とそれに基づくアセスメント及び地域の関係機関との協議がなされずに家庭復帰した後、虐待が発生した事例があったことを踏まえ、国は、引き続き、地方公共団体に対して、入所措置解除の決定に際しては、措置解除の方針や今後の支援体制について、事前に関係機関と十分協議をし、特に懸案事項がある場合には、措置解除後の各機関の役割や対応策まで具体的に検討する必要があることを周知する必要がある。

### 3) 検証の実施と活用による再発防止

#### 地方公共団体における検証の確実な実施及び地方公共団体間の協力の促進

(内容)

平成22年度（第8次報告）の児童虐待による死亡事例において、検証の対象範囲を行政機関の関与があった場合のみとしている自治体が見受けられたこと等を踏まえ、国は、地方公共団体に対して、当該家庭が関係機関に相談することなく事件に至った状況を含めて、地域の体制等を検証すること、また、きょうだいに関する関与であっても、なぜ他のきょうだいへの加害が防げなかったのかという視点から検証することは、非常に重要であり、検証するよう働きかけるべきである。

また、複数の地域の児童相談所や市町村が関与していた事例であっても死亡時の居住地の地方公共団体が単独で検証を行うことが多かったことを踏まえ、国は、引き続き、地方公共団体に対して、転居前後の自治体間で協力して検証を行う必要があることを周知すべきである。

#### 検証報告の積極的な活用の促進

(内容)

過去の検証において指摘された対応のポイントが活かされず、同様の対応上の問題が見られる実態に鑑み、自治体及び国の検証報告書について、児童相談所及び市町村の職員に対して周知徹底することはもちろん、地域で児童虐待防止に関わるその他の人々へも広く周知するよう、例えば研修や事例検討会などでテキストとして積極的に活用するなど、報告書の内容が伝わるよう工夫すべきであることを国は周知する必要がある。

おわりに

本委員会においては、これまで平成15年7月から平成23年3月までに確認された628例(751人)の死亡事例について、8次にわたって検証を行い、報告書として取りまとめ公表してきた。

しかし依然として子ども虐待による死亡事例は跡を絶たず、第9次報告においても、要保護児童対策地域協議会が関与しながら関係機関による連携不足や関係機関の間で危機意識の共有ができなかったことにより事例が発生している。児童相談所や市町村など関係機関が関与している事例は増加がみられるが、いまだ事例が発生していることが極めて残念なことである。

今後の虐待対応においては、虐待を受けた子どもの最善の利益を図るために、要保護児童対策地域協議会が効果的に活用されることが望まれるところである。本報告における死亡事例の検証では、関係機関の対応について改善すべき点の指摘が数多くあるが、それぞれの関係機関の専門性を活かすため、要保護児童対策地域協議会を活用した連携の促進が望まれる。

また、保健機関(母子保健担当部署)や医療機関との連携による虐待のリスクが高いと思われる家庭の妊娠期・出産後早期から把握及び継続的な支援により、虐待の発生や深刻化を予防することも重要である。

最後に、日々、児童虐待防止対策に当たる現場の関係者の方々に敬意を表するとともに、本報告が一人でも多くの子どもを児童虐待から守ることに資することを望んでやまない。

## 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

### ○委員名簿（第9次報告）

磯谷 文明	くれたけ法律事務所弁護士
水主川 純	聖マリアンナ医科大学産婦人科講師
笠原 麻里	医療法人財団青溪会駒木野病院児童精神科診療部長
加藤 曜子	流通科学大学サービス産業学部教授
川崎 二三彦	子どもの虹情報研修センター研究部長
◎ 才村 純	関西学院大学人間福祉学部教授
宮島 清	日本社会事業大学専門職大学院准教授
宮本 信也	筑波大学大学院人間総合科学研究科教授
山田 和子	和歌山県立医科大学保健看護学部教授

### ◎ 委員長

(50音順)

(平成24年9月3日時点)

### ○委員会開催経過

- ・第46回 平成24年9月3日
- ・第47回 平成25年1月7日
- ・第48回 平成25年3月1日
- ・第49回 平成25年4月22日
- ・第50回 平成25年5月27日
- ・第51回 平成25年6月24日

### ○現地調査経過

- ・平成24年12月21日
- ・平成24年12月26日
- ・平成25年1月25日
- ・平成25年3月12日

# 資料編

## 資料 I 死亡事例集計結果

(留意点)

- (1) 有効割合とは、当該数を総数から不明等を除いた数で除して算出したものである。以下、断り書きのないものについては構成割合を示す。
- (2) 構成割合は四捨五入で表示しているため、合計しても 100% とならない場合がある。また、構成割合がそれぞれ累積構成割合と合わない場合がある。

### 1 死亡した子どもの年齢・性別

- 平成 23 年 4 月から平成 24 年 3 月までの 1 年間に厚生労働省が把握した子ども虐待により死亡した事例は、心中以外の虐待死事例で 56 例 (58 人)、心中による虐待死事例 (心中未遂で子どものみ死亡し、加害者が死亡しなかった事例を含む。) で 29 例 (41 人) であった。

第 8 次報告の対象期間である平成 22 年 4 月から平成 23 年 3 月までの 1 年間と比較すると、心中以外の虐待死事例では 11 例 7 人の増加、心中による虐待死事例では 8 例 6 人の減少であった。

表 I-1-1 死亡事例数及び人数

区分	平成22年4月から平成23年3月まで			平成23年4月から平成24年3月まで		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂含む)	計
例数	45	37	82	56	29	85
人数	51	47	98	58	41	99

- 性別は、心中以外の虐待死事例では、男が 30 人 (51.7%)、女が 27 人 (46.6%) で、第 8 次報告と同様の傾向であった。不明の 1 例は出産後遺体を燃やしている事例であった。

心中による虐待死事例では、男が 23 人 (56.1%)、女が 18 人 (43.9%) で、第 8 次報告と比較して、男の数と割合は増え、女の数と割合が減った。

表 I-1-2 死亡した子どもの性別

区分	平成22年4月から平成23年3月まで							平成23年4月から平成24年3月まで						
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			計	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			計
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
男	28	54.9%	54.9%	22	46.8%	46.8%	50	30	51.7%	52.6%	23	56.1%	56.1%	53
女	23	45.1%	45.1%	25	53.2%	53.2%	48	27	46.6%	47.4%	18	43.9%	43.9%	45
不明	0	0.0%		0	0.0%		0	1	1.7%		0	0.0%		1
計	51	100.0%	100.0%	47	100.0%	100.0%	98	58	100.0%	100.0%	41	100.0%	100.0%	99

○ 死亡した子どもの年齢は、心中以外の虐待死事例では、3歳未満で39人(67.2%)と7割近くを占めていた。内訳は、0歳が25人(43.1%)、1歳が8人(13.8%)、2歳が6人(10.3%)であった。0歳児は、第8次報告より2名増加した。

心中による虐待死事例では、3歳未満で10人(24.4%)と3割未満に留まり、これまでの報告と同様に子どもの年齢にばらつきがみられた。

表 I-1-3 死亡した子どもの年齢

年齢	平成22年4月から平成23年3月まで								平成23年4月から平成24年3月まで							
	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)				心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	人数	構成割合	有効割合	累計有効割合	人数	構成割合	有効割合	累計有効割合	人数	構成割合	有効割合	累計有効割合	人数	構成割合	有効割合	累計有効割合
0歳	23	45.1%	45.1%	45.1%	3	6.4%	6.4%	6.4%	25	43.1%	43.1%	43.1%	3	7.3%	7.3%	7.3%
1歳	9	17.6%	17.6%	62.7%	5	10.6%	10.6%	17.0%	8	13.8%	13.8%	56.9%	3	7.3%	7.3%	14.6%
2歳	7	13.7%	13.7%	76.5%	3	6.4%	6.4%	23.4%	6	10.3%	10.3%	67.2%	4	9.8%	9.8%	24.4%
3歳	4	7.8%	7.8%	84.3%	3	6.4%	6.4%	29.8%	3	5.2%	5.2%	72.4%	3	7.3%	7.3%	31.7%
4歳	2	3.9%	3.9%	88.2%	4	8.5%	8.5%	38.3%	4	6.9%	6.9%	79.3%	4	9.8%	9.8%	41.5%
5歳	3	5.9%	5.9%	94.1%	3	6.4%	6.4%	44.7%	2	3.4%	3.4%	82.8%	3	7.3%	7.3%	48.8%
6歳	0	0.0%	0.0%	94.1%	5	10.6%	10.6%	55.3%	1	1.7%	1.7%	84.5%	2	4.9%	4.9%	53.7%
7歳	0	0.0%	0.0%	94.1%	2	4.3%	4.3%	59.6%	2	3.4%	3.4%	87.9%	3	7.3%	7.3%	61.0%
8歳	1	2.0%	2.0%	96.1%	6	12.8%	12.8%	72.3%	0	0.0%	0.0%	87.9%	4	9.8%	9.8%	70.7%
9歳	0	0.0%	0.0%	96.1%	3	6.4%	6.4%	78.7%	2	3.4%	3.4%	91.4%	6	14.6%	14.6%	85.4%
10歳	0	0.0%	0.0%	96.1%	0	0.0%	0.0%	78.7%	1	1.7%	1.7%	93.1%	1	2.4%	2.4%	87.8%
11歳	1	2.0%	2.0%	98.0%	5	10.6%	10.6%	89.4%	0	0.0%	0.0%	93.1%	0	0.0%	0.0%	87.8%
12歳	0	0.0%	0.0%	98.0%	2	4.3%	4.3%	93.6%	1	1.7%	1.7%	94.8%	1	2.4%	2.4%	90.2%
13歳	0	0.0%	0.0%	98.0%	0	0.0%	0.0%	93.6%	1	1.7%	1.7%	96.6%	1	2.4%	2.4%	92.7%
14歳	0	0.0%	0.0%	98.0%	1	2.1%	2.1%	95.7%	1	1.7%	1.7%	98.3%	2	4.9%	4.9%	97.6%
15歳	0	0.0%	0.0%	98.0%	2	4.3%	4.3%	100.0%	0	0.0%	0.0%	98.3%	0	0.0%	0.0%	97.6%
16歳	0	0.0%	0.0%	98.0%	0	0.0%	0.0%	100.0%	1	1.7%	1.7%	100.0%	0	0.0%	0.0%	97.6%
17歳	1	2.0%	2.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%	100.0%	0	0.0%	0.0%	100.0%	1	2.4%	2.4%	100.0%
不明	0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%			0	0.0%		
計	51	100.0%	100.0%		47	100.0%	100.0%		58	100.0%	100.0%		41	100.0%	100.0%	

- 0歳児の月齢別の死亡事例について、心中以外の虐待死事例は月齢0か月が11人(44.0%)、月齢4か月と月齢9か月が3人(12.0%)となっており、これまでの報告同様に月齢0か月児が最も多かった。

表 I-1-4 死亡した0歳児の月齢

区分	平成22年4月から平成23年3月まで						平成23年4月から平成24年3月まで					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合	人数	構成割合	累計構成割合
0か月	12	52.2%	52.2%	2	66.7%	66.7%	11	44.0%	44.0%	0	0.0%	0.0%
1か月	2	8.7%	60.9%	1	33.3%	100.0%	1	4.0%	48.0%	0	0.0%	0.0%
2か月	1	4.3%	65.2%	0	0.0%	100.0%	2	8.0%	56.0%	0	0.0%	0.0%
3か月	1	4.3%	69.6%	0	0.0%	100.0%	1	4.0%	60.0%	0	0.0%	0.0%
4か月	0	0.0%	69.6%	0	0.0%	100.0%	3	12.0%	72.0%	0	0.0%	0.0%
5か月	0	0.0%	69.6%	0	0.0%	100.0%	2	8.0%	80.0%	1	33.3%	33.3%
6か月	2	8.7%	78.3%	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	80.0%	0	0.0%	33.3%
7か月	3	13.0%	91.3%	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	80.0%	1	33.3%	66.7%
8か月	0	0.0%	91.3%	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	80.0%	0	0.0%	66.7%
9か月	0	0.0%	91.3%	0	0.0%	100.0%	3	12.0%	92.0%	0	0.0%	66.7%
10か月	0	0.0%	91.3%	0	0.0%	100.0%	2	8.0%	100.0%	0	0.0%	66.7%
11か月	1	4.3%	95.7%	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%	1	33.3%	100.0%
月齢不明	1	4.3%	100.0%	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%	0	0.0%	100.0%
計	23	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%	25	100.0%	100.0%	3	100.0%	100.0%

## 2 虐待の種類と加害の状況

- 死因となった虐待の種類は、心中以外の虐待死事例では「身体的虐待」が 38 人（有効割合で 70.4%）、「ネグレクト」が 16 人（同 29.6%）であり、身体的虐待が 7 割、ネグレクトが 3 割である傾向は変わらなかった。

表 I-2-1 死因となった主な虐待の種類（心中以外の虐待死）<sup>注9)</sup>

区分	平成22年4月から平成23年3月まで			平成23年4月から平成24年3月まで		
	心中以外の虐待死			心中以外の虐待死		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
身体的虐待	32	62.7%	69.6%	38	65.5%	70.4%
ネグレクト	14	27.5%	30.4%	16	27.6%	29.6%
心理的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
性的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明	5	9.8%		4	6.9%	
計	51	100.0%	100.0%	58	100.0%	100.0%

- 3歳未満と3歳以上で区別した心中以外の虐待死事例の死因となった虐待の種類は、3歳未満では、「身体的虐待」が 24 人（61.5%）、「ネグレクト」が 11 人（28.2%）であった。3歳以上では、「身体的虐待」が 14 人（73.7%）、「ネグレクト」が 5 人（26.3%）であった。3歳未満と3歳以上で割合に大きな差はなく、第8次報告と同様の傾向であった。

表 I-2-2 主な虐待の種類（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満		3歳以上	
	人数	構成割合	人数	構成割合
身体的虐待	24	61.5%	14	73.7%
ネグレクト	11	28.2%	5	26.3%
心理的虐待	0	0.0%	0	0.0%
性的虐待	0	0.0%	0	0.0%
不明	4	10.3%	0	0.0%
計	39	100.0%	19	100.0%

注9) ネグレクト事例のうちの2例は、加害者は実父母以外の者で死因は身体的虐待であったが、監護状況が明確でないため、実父母のネグレクトとして集計している。

- 心中以外の虐待死事例のうち、ネグレクトにより死亡した事例におけるネグレクトの種類（複数回答）は、「家に残したまま外出する等、子どもの健康・安全への配慮を怠る」が10人（62.5%）と最も多く、第8次報告と同様の傾向であった。

表 I-2-3 ネグレクトの種類（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	平成22年4月から 平成23年3月まで		平成23年4月から 平成24年3月まで	
	心中以外の虐待死(14人)		心中以外の虐待死(16人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
家に残したまま外出する等、子どもの健康・安全への配慮を怠る	9	64.3%	10	62.5%
子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない	2	14.3%	0	0.0%
食事を与えない、衣服を不潔なままにする等の養育放棄	3	21.4%	3	18.8%
遺棄	6	42.9%	3	18.8%
祖父母、きょうだい等による虐待を見過ごす	0	0.0%	2	12.5%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	3	21.4%	2	12.5%
不明	0	0.0%	0	0.0%
計	23	100.0%	20	100.0%

- 心中以外の虐待死事例において死亡時の虐待以外に確認された虐待は、「なし」が32人（55.2%）、「あり」が23人（39.7%）であった。「あり」事例における虐待の種類（複数回答）は、「身体的虐待」が13人、「ネグレクト」が12人、「心理的虐待」が3人であった。

ネグレクトの種類（複数回答）は、「家に残したまま外出する等、子どもの健康・安全への配慮を怠る」、「食事を与えない、衣服を不潔なままにする等の養育放棄」がそれぞれ7人（58.3%）と最も多く、次いで「必要な医療を受けさせない（医療ネグレクト）」が5人（41.7%）であった。

表 I - 2 - 4 死亡時の虐待以外に確認された虐待の有無（心中以外の虐待死）  
（複数回答）

区分		心中以外の虐待死(人)		
		人数	構成割合	有効割合
なし		32	55.2%	58.2%
あり		23	39.7%	41.8%
内訳 (再掲) (複数回答)	身体的虐待	13	/	/
	ネグレクト	12		
	心理的虐待	3		
	性的虐待	0		
	不明	0		
不明		3	5.2%	/
計		58	100.0%	100.0%

表 I - 2 - 5 死亡時の虐待以外に確認されたネグレクトの種類（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(12人)	
	人数	構成割合
家に残したまま外出する等、子どもの健康・安全への配慮を怠る	7	58.3%
子どもにとって必要な情緒的欲求に応えない	2	16.7%
食事を与えない、衣服を不潔なままにする等の養育放棄	7	58.3%
遺棄	0	0.0%
祖父母、きょうだい等による虐待を見過ごす	1	8.3%
必要な医療を受けさせない(医療ネグレクト)	5	41.7%
不明	1	8.3%

- 確認された虐待の期間は、心中以外の虐待死事例と心中による虐待死事例の両方が「1か月以内」が最も多く、心中以外の虐待死事例では、数か月単位の長い期間、虐待されていた。心中による虐待死事例の「1か月～6か月以内」の1例では、心中する以前に病院から「身体的虐待」として通告があった事例である。

表 I - 2 - 6 確認された虐待の期間

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
～1か月以内	23	41.1%	14	48.3%
1か月～6か月以内	11	19.6%	1	3.4%
6か月以上	10	17.9%	0	0.0%
不明	12	21.4%	14	48.3%
計	56	100.0%	29	100.0%

※心中による虐待死のうちきょうだい事例の1件で「～1か月以内」と「不明」であったため「不明」でカウントしている。

○ 直接死因は、心中以外の虐待死事例では、「頭部外傷」が15人(25.9%)と最も多く、次いで、「頸部絞扼以外による窒息」が8人(13.8%)、「頸部絞扼による窒息」が6人(10.3%)であった。第8次報告では減った「頭部外傷」が再び増加した。

心中による虐待死事例では、「中毒(火災によるものを除く)」が15人(36.6%)と最も多く、次いで「頸部絞扼による窒息」が13人(31.7%)、「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」が6人(14.6%)であった。第8次報告と比較すると、同様の傾向であった。

表 I - 2 - 7 直接死因

区分	平成22年4月から平成23年3月まで						平成23年4月から平成24年3月まで						
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
頭部外傷	7	13.7%	17.1%	0	0.0%	0.0%	15	25.9%	28.3%	3	7.3%	7.3%	
胸部外傷	0	0.0%	0.0%	2	4.3%	4.5%	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%	
腹部外傷	2	3.9%	4.9%	2	4.3%	4.5%	3	5.2%	5.7%	0	0.0%	0.0%	
外傷性ショック	1	2.0%	2.4%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	2.4%	2.4%	
頸部絞扼による窒息	8	15.7%	19.5%	15	31.9%	34.1%	6	10.3%	11.3%	13	31.7%	31.7%	
頸部絞扼以外による窒息	8	15.7%	19.5%	0	0.0%	0.0%	8	13.8%	15.1%	0	0.0%	0.0%	
溺水	0	0.0%	0.0%	7	14.9%	15.9%	2	3.4%	3.8%	1	2.4%	2.4%	
熱傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
車中放置による熱中症・脱水	1	2.0%	2.4%	0	0.0%	0.0%	2	3.4%	3.8%	0	0.0%	0.0%	
中毒(火災によるものを除く)	0	0.0%	0.0%	12	25.5%	27.3%	0	0.0%	0.0%	15	36.6%	36.6%	
出血性ショック	0	0.0%	0.0%	1	2.1%	2.3%	3	5.2%	5.7%	1	2.4%	2.4%	
低栄養による衰弱	2	3.9%	4.9%	0	0.0%	0.0%	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%	
脱水	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%	
凍死	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	6	11.8%	14.6%	1	2.1%	2.3%	5	8.6%	9.4%	6	14.6%	14.6%	
病死	1	2.0%	2.4%	0	0.0%	0.0%	2	3.4%	3.8%	0	0.0%	0.0%	
その他	5	9.8%	12.2%	4	8.5%	9.1%	4	6.9%	7.5%	1	2.4%	2.4%	
内訳 (再掲)	出産後、放置	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%
	急性呼吸促進症候群	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%
	低酸素脳症	1	2.0%	2.4%	0	0.0%	0.0%	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%
	飛び降り	0	0.0%	0.0%	2	4.3%	4.5%	0	0.0%	0.0%	1	2.4%	2.4%
	低体温症	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	1.7%	1.9%	0	0.0%	0.0%
	出血又は外傷性ショック	1	2.0%	2.4%	2	4.3%	4.5%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	その他	3	5.9%	7.3%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明	10	19.6%	24.5%	3	6.4%	8.1%	5	8.6%	10.8%	0	0.0%	0.0%	
計	51	100.0%	100.0%	47	100.0%	100.0%	58	100.0%	100.0%	41	100.0%	100.0%	

○ 3歳未満と3歳以上とに区別した心中以外の虐待死事例の直接死因は、「頭部外傷」が3歳の区別関係なく多かった。3歳未満では、「頭部外傷」と同様に「頸部絞扼以外による窒息」が8人(20.5%)と最も多く、3歳以上では、「頭部外傷」が7人(36.8%)、次いで「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」が4人(21.1%)であった。

表 I - 2 - 8 直接死因（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満			3歳以上			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
頭部外傷	8	20.5%	23.5%	7	36.8%	36.8%	
胸部外傷	0	0.0%	0.0%	1	5.3%	5.3%	
腹部外傷	3	7.7%	8.8%	0	0.0%	0.0%	
外傷性ショック	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
頸部絞扼による窒息	4	10.3%	11.8%	2	10.5%	10.5%	
頸部絞扼以外による窒息	8	20.5%	23.5%	0	0.0%	0.0%	
溺水	1	2.6%	2.9%	1	5.3%	5.3%	
熱傷	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
車中放置による熱中症・脱水	1	2.6%	2.9%	1	5.3%	5.3%	
中毒（火災によるものを除く）	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
出血性ショック	1	2.6%	2.9%	2	10.5%	10.5%	
低栄養による衰弱	1	2.6%	2.9%	0	0.0%	0.0%	
脱水	1	2.6%	2.9%	0	0.0%	0.0%	
凍死	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
火災による熱傷・一酸化炭素中毒	1	2.6%	2.9%	4	21.1%	21.1%	
病死	2	5.1%	5.9%	0	0.0%	0.0%	
その他	3	7.7%	8.8%	1	5.3%	5.3%	
内訳 （再掲）	出産後、放置	1	2.6%	2.9%	0	0.0%	0.0%
	急性呼吸促進症候群	1	2.6%	2.9%	0	0.0%	0.0%
	急性薬物中毒による低酸素症	1	2.6%	2.9%	0	0.0%	0.0%
	低体温症	0	0.0%	0.0%	1	5.3%	5.3%
不明	5	12.8%		0	0.0%		
計	39	100.0%	100.0%	19	100.0%	100.0%	

○ 主たる加害者は、心中以外の虐待死事例では、「実母」が 33 人（56.9%）で最も多く、次いで「実父」が 11 人（19.0%）、「実母と実父」が 5 人（8.6%）であった。

心中による虐待死事例では、「実母」が 33 人（80.5%）で最も多く、次いで「実母と母方祖父母」が 3 人（7.3%）であった。

表 I - 2 - 9 主たる加害者

区分	平成22年4月から平成23年3月まで						平成23年4月から平成24年3月まで						
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
実母	30	58.8%	58.8%	33	70.2%	71.7%	33	56.9%	56.9%	33	80.5%	86.8%	
実父	7	13.7%	13.7%	11	23.4%	23.9%	11	19.0%	19.0%	2	4.9%	5.3%	
養母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
養父	3	5.9%	5.9%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
継母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
継父	1	2.0%	2.0%	0	0.0%	0.0%	2	3.4%	3.4%	0	0.0%	0.0%	
母の交際相手	4	7.8%	7.8%	0	0.0%	0.0%	2	3.4%	3.4%	0	0.0%	0.0%	
父の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
母方祖母	0	0.0%	0.0%	1	2.1%	2.2%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
父方祖母	0	0.0%	0.0%	1	2.1%	2.2%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
母方祖父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
父方祖父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
その他	2	3.9%	3.9%	0	0.0%	0.0%	1	1.7%	1.7%	0	0.0%	0.0%	
実母と	実父	2	3.9%	3.9%	0	0.0%	0.0%	5	8.6%	8.6%	0	0.0%	0.0%
	継父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	1.7%	1.7%	0	0.0%	0.0%
	養父	1	2.0%	2.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	母の交際相手	1	2.0%	2.0%	0	0.0%	0.0%	2	3.4%	3.4%	0	0.0%	0.0%
	母方祖父母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	3	7.3%	7.9%
実父とその他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	1	1.7%	1.7%	0	0.0%	0.0%	
不明	0	0.0%	/	1	2.1%	/	0	0.0%	/	3	7.3%	/	
計	51	100.0%	100.0%	47	100.0%	100.0%	58	100.0%	100.0%	41	100.0%	100.0%	

○ 3歳未満と3歳以上とで区別した心中以外の虐待死事例の主たる加害者は、心中以外の虐待死事例では、3歳未満で「実母」が23人(59.0%)と最も多く、次いで「実父」が6人(15.4%)であった。3歳以上でも「実母」が10人(52.6%)と最も多かった。

表 I-2-10 主たる加害者（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満			3歳以上			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
実母	23	59.0%	59.0%	10	52.6%	52.6%	
実父	6	15.4%	15.4%	5	26.3%	26.3%	
養母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
養父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
継母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
継父	2	5.1%	5.1%	0	0.0%	0.0%	
母の交際相手	2	5.1%	5.1%	0	0.0%	0.0%	
父の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
母方祖母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
父方祖母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
母方祖父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
父方祖父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	
その他	0	0.0%	0.0%	1	5.3%	5.3%	
実母と	実父	5	12.8%	12.8%	0	0.0%	0.0%
	継父	0	0.0%	0.0%	1	5.3%	5.3%
	養父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	母の交際相手	1	2.6%	2.6%	1	5.3%	5.3%
	母方祖父母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
実父とその他	0	0.0%	0.0%	1	5.3%	5.3%	
不明	0	0.0%		0	0.0%		
計	39	100.0%	100.0%	19	100.0%	100.0%	

○ 死亡した子どもの年齢別に主たる加害者をみると、心中以外の虐待死事例では、子どもが1か月未満までは加害者がすべて「実母」であり、子どもが1か月以上になると、「実母」以外の加害者の割合が増えていた。

表 I-2-11 主たる加害者と死亡した子どもの年齢（心中以外の虐待死）

区分		死亡した児童の年齢									
		0日		1日～1か月未満		1か月～1歳未満		1歳以上～3歳未満		3歳以上	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実母		7	100.0%	4	100.0%	6	42.9%	6	42.9%	10	52.6%
実父		0	0.0%	0	0.0%	5	35.7%	1	7.1%	5	26.3%
養母		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
養父		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
継母		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
継父		0	0.0%	0	0.0%	1	7.1%	1	7.1%	0	0.0%
母の交際相手		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	14.3%	0	0.0%
父の交際相手		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母方祖母		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
父方祖母		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母方祖父		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
父方祖父		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.3%
実母と	実父	0	0.0%	0	0.0%	2	14.3%	3	21.4%	0	0.0%
	継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.3%
	養父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	母の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	7.1%	1	5.3%
	母方祖父母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
実父とその他		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	5.3%
不明		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計		7	100.0%	4	100.0%	14	100.0%	14	100.0%	19	100.0%

○ 心中による虐待死事例では、3歳未満までは加害者がすべて「実母」であり、3歳以上でも「実母」が加害者である割合が高かった。

表 I - 2 - 1 2 主たる加害者と死亡した子どもの年齢（心中による虐待死）

区分		死亡した児童の年齢							
		1か月～1歳未満		1歳以上～3歳未満		3歳以上～6歳未満		6歳以上	
		人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実母		3	100.0%	7	100.0%	5	50.0%	18	85.7%
実父		0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%	1	4.8%
養母		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
養父		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
継母		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
継父		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母の交際相手		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
父の交際相手		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母方祖母		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
父方祖母		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母方祖父		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
父方祖父		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
実母と	実父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	養父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	母の交際相手	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	母方祖父母	0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%	1	4.8%
実父とその他		0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
不明		0	0.0%	0	0.0%	2	20.0%	1	4.8%
計		3	100.0%	7	100.0%	10	100.0%	21	100.0%

○ 心中以外の虐待死事例の加害の動機は、「しつけのつもり」が 10 人（有効割合で 22.2%）と最も多く、次いで「保護を怠ったことによる死亡」、「その他」が 9 人（同 20.0%）、「泣きやまないことにはらだったため」が 7 人（同 15.6%）であった。

表 I - 2 - 1 3 加害の動機（心中以外の虐待死）

区分	心中以外の虐待死		
	人数	構成割合	有効割合
しつけのつもり	10	17.2%	22.2%
子どもがなつかない	0	0.0%	0.0%
パートナーへの愛情を独占された等、子どもに対する嫉妬心	1	1.7%	2.2%
パートナーへの怒りを子どもに向ける	2	3.4%	4.4%
慢性の疾患等の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	1	1.7%	2.2%
子どもの暴力などから身を守るため	0	0.0%	0.0%
MSBP(代理ミュンヒハウゼン氏症候群)	1	1.7%	2.2%
保護を怠ったことによる死亡	9	15.5%	20.0%
子どもの存在の拒否・否定	3	5.2%	6.7%
泣きやまないことにいらだったため	7	12.1%	15.6%
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	0	0.0%	0.0%
依存系以外に起因した精神症状による行為(妄想など)	2	3.4%	4.4%
その他	9	15.5%	20.0%
不明	13	22.4%	
計	58	100.0%	100.0%

- 3歳未満と3歳以上とで区別した心中以外の虐待死事例の加害の動機は、3歳未満では、「保護を怠ったことによる死亡」が8人（有効割合で28.6%）と最も多く、次いで「泣きやまないことにいらだったため」が7人（同25.0%）であった。3歳以上では、「しつけのつもり」が7人（同41.2%）と最も多く、次いで「その他」6人（同35.3%）であった。

表 I - 2 - 1 4 加害の動機（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満			3歳以上		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
心中	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
しつけのつもり	3	7.7%	10.7%	7	36.8%	41.2%
子どもがなつかない	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
パートナーへの愛情を独占された等、子どもに対する嫉妬心	1	2.6%	3.6%	0	0.0%	0.0%
パートナーへの怒りを子どもに向ける	1	2.6%	3.6%	1	5.3%	5.9%
慢性の疾患等の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	1	2.6%	3.6%	0	0.0%	0.0%
子どもの暴力などから身を守るため	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
MSBP（代理ミュンヒハウゼン氏症候群）	0	0.0%	0.0%	1	5.3%	5.9%
保護を怠ったことによる死亡	8	20.5%	28.6%	1	5.3%	5.9%
子どもの存在の拒否・否定	3	7.7%	10.7%	0	0.0%	0.0%
泣きやまないことにはいらだったため	7	17.9%	25.0%	0	0.0%	0.0%
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
依存系以外に起因した精神症状による行為（妄想など）	1	2.6%	3.6%	1	5.3%	5.9%
その他	3	7.7%	10.7%	6	31.6%	35.3%
不明	11	28.2%		2	10.5%	
計	39	100.0%	100.0%	19	100.0%	100.0%

- 心中による虐待死事例の加害の動機（複数回答）は、「不明」が15人（36.6%）と最も多く、次いで「保護者自身の精神疾患、精神不安」が14人（34.1%）、「育児不安や育児負担感」、「夫婦間のトラブルなど家庭の不和」がそれぞれ6人（14.6%）であった。

表 I-2-15 加害の動機（心中による虐待死）（複数回答）

区分	心中による虐待死 (41人)	
	人数	構成割合
子供の病気・障害(診断)	5	12.2%
保護者自身の病気・障害等	2	4.9%
保護者自身の精神疾患、精神不安	14	34.1%
経済的困窮	4	9.8%
育児不安や育児負担感	6	14.6%
夫婦間のトラブルなどの家庭の不和	6	14.6%
その他	5	12.2%
不明	15	36.6%

### 3 死亡した子どもの成育歴

- 心中以外の虐待死事例の妊娠期・周産期の問題（複数回答）は、「妊婦健診未受診」が21人（36.2%）と最も多く、次いで「望まない妊娠／計画していない妊娠」が18人（31.0%）、「若年（10代）妊娠」が14人（24.1%）であった。

心中による虐待死事例では、明確な特徴はみられなかった。

表 I - 3 - 1 妊娠期・周産期の問題（複数回答）

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)					
	人数(構成割合/58人)						人数(構成割合/41人)					
	あり		なし		不明		あり		なし		不明	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
切迫流産・切迫早産	2	3.4%	36	62.1%	20	34.5%	0	0.0%	23	56.1%	18	43.9%
妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)	1	1.7%	37	63.8%	20	34.5%	2	4.9%	19	46.3%	20	48.8%
喫煙の常習	8	13.8%	24	41.4%	26	44.8%	0	0.0%	14	34.1%	27	65.9%
アルコールの常習	2	3.4%	25	43.1%	31	53.4%	0	0.0%	13	31.7%	28	68.3%
マタニティブルー	0	0.0%	31	53.4%	27	46.6%	2	4.9%	13	31.7%	26	63.4%
望まない妊娠/計画していない妊娠	18	31.0%	16	27.6%	24	41.4%	1	2.4%	16	39.0%	24	58.5%
若年(10代)妊娠	14	24.1%	39	67.2%	5	8.6%	0	0.0%	33	80.5%	8	19.5%
母子健康手帳の未発行	9	15.5%	41	70.7%	8	13.8%	0	0.0%	24	58.5%	17	41.5%
妊娠届出の週数	11週以内		16	26.0%					11	14.0%		
	12週～21週		10	25.6%					4	13.4%		
	22週～27週		2	25.1%					0	13.0%		
	28週～分娩まで		4	25.3%					0	13.0%		
	分娩後		1	25.1%					0	13.0%		
	不明		8	25.5%					9	13.8%		
妊婦健診未受診	21	36.2%	17	29.3%	20	34.5%	0	0.0%	14	34.1%	27	65.9%
未受診の回数	0回	8	14.0%				0	0.0%				
	1～3回	4	13.5%				0	0.0%				
	4～6回	1	13.1%				0	0.0%				
	7～9回	1	13.1%				0	0.0%				
	不明	7	13.9%				0	0.0%				
性感染症・肝炎ウイルスの感染	0	0.0%	27	46.6%	31	53.4%	0	0.0%	13	31.7%	28	68.3%
胎児虐待	8	13.8%	26	44.8%	24	41.4%	0	0.0%	15	36.6%	26	63.4%
その他(胎児期の母体側の問題)	1	1.7%	34	58.6%	23	39.7%	0	0.0%	18	43.9%	23	56.1%
墜落分娩	5	8.6%	39	67.2%	14	24.1%	0	0.0%	25	61.0%	16	39.0%
陣痛が微弱であった	2	3.4%	27	46.6%	29	50.0%	2	4.9%	16	39.0%	23	56.1%
帝王切開	12	20.7%	35	60.3%	11	19.0%	3	7.3%	21	51.2%	17	41.5%
救急車で来院	4	6.9%	30	51.7%	24	41.4%	0	0.0%	18	43.9%	23	56.1%
医療機関から連絡	5	8.6%	37	63.8%	16	27.6%	2	4.9%	21	51.2%	18	43.9%
その他(出産時の母体側の問題)	3	5.2%	37	63.8%	18	31.0%	1	2.4%	19	46.3%	21	51.2%
低体重	8	13.8%	33	56.9%	17	29.3%	1	2.4%	27	65.9%	13	31.7%
多胎	0	0.0%	49	84.5%	9	15.5%	0	0.0%	28	68.3%	13	31.7%
新生児仮死	1	1.7%	41	70.7%	16	27.6%	0	0.0%	26	63.4%	15	36.6%
その他の疾患・障害	4	6.9%	36	62.1%	18	31.0%	2	4.9%	23	56.1%	16	39.0%
出生時の退院の遅れによる母子分離	5	8.6%	39	67.2%	14	24.1%	1	2.4%	21	51.2%	19	46.3%
NICU入院	4	6.9%	39	67.2%	15	25.9%	2	4.9%	23	56.1%	16	39.0%

- 心中以外の虐待死事例における「望まない妊娠／計画していない妊娠」のうち、「母子健康手帳の未発行」、「妊婦健診未受診」について、死亡した子どもの年齢ごとにみると、日齢0日児事例では、「母子健康手帳の未発行」と「妊婦健診未受診」の両方あるものが3人（33.3%）であった。

表 I-3-2 望まない妊娠と関連する妊娠期・周産期の問題（心中以外の虐待死）

区分	望まない妊娠(18人)の内訳									
	死亡した児童の年齢(虐待死)									
	0日		1日~1か月未満		1か月~1歳未満		1歳以上		不明	
	人数(構成割合/3人)		人数(構成割合/3人)		人数(構成割合/4人)		人数(構成割合/8人)		人数(構成割合/0人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
母子健康手帳の未発行・妊婦健診未受診	3	33.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母子健康手帳の未発行・妊婦健診受診	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母子健康手帳の発行・妊婦健診未受診	0	0.0%	1	50.0%	2	20.0%	2	7.1%	0	0.0%
母子健康手帳の発行・妊婦健診受診	0	0.0%	1	50.0%	2	20.0%	2	7.1%	0	0.0%
母子健康手帳の未発行・妊婦健診受診不明	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
母子健康手帳の発行不明・妊婦健診受診不明	0	0.0%	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	14.3%	0	0.0%

- 子どもの疾患・障害等（複数回答）について、心中以外の虐待死事例では、「身体発育の問題（極端な痩せ、身長が低いなど）」が9人（15.5%）と最も多く、次いで「発達の問題（知的遅れ、自閉症など）」が6人（10.3%）、「身体疾患」が6人（10.3%）、「身体障害」が3人（5.2%）であった。

心中による虐待死事例では、「発達の問題（知的遅れ、自閉症など）」が7人（17.1%）、次いで「身体疾患」が5人（12.2%）であった。

表 I-3-3 子どもの疾患・障害等（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(58人)								心中による虐待死(未遂含む)(41人)							
	あり		なし		不明		疑い		あり		なし		不明		疑い	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
身体疾患	6	10.3%	37	63.8%	15	25.9%	-	-	5	12.2%	23	56.1%	13	31.7%	-	-
身体障害	3	5.2%	41	70.7%	14	24.1%	-	-	0	0.0%	28	68.3%	13	31.7%	-	-
発達の問題(知的遅れ、自閉症など)	6	10.3%	29	50.0%	21	36.2%	2	3.4%	7	17.1%	24	58.5%	8	19.5%	2	4.9%
身体発育の問題(極端な痩せ、身長が低いなど)	9	15.5%	34	58.6%	15	25.9%	-	-	0	0.0%	33	80.5%	8	19.5%	-	-

- 心中以外の虐待死事例で子どもに疾患・障害等があった事例における関係機関の関与においては、「児童相談所」、「市町村（児童福祉担当部署）」、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」、「医療機関」などが関与していた。

表 I - 3 - 4 子どもの疾患・障害等と事例に関与した関係機関（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	子どもの疾患・障害等									
	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)					
	身体疾患(6)	身体障害(3)	知的発達 遅れ(6)	身体発育の遅れ (極端な痩せ、 身長が低いなど) (9)	身体疾患(5)	身体障害(0)	知的発達 遅れ(7)	身体発育の遅れ (極端な痩せ、 身長が低いなど) (0)		
※( )内は疾患・障害等のある子どもの数										
何らかの機関の関与があった子どもの数(人数)	6	3	6	9	5	0	7	0		
関与した関係機関(例数)	児童相談所	3	2	5	7	0	0	2	0	
	市町村(児童福祉担当部署)	3	1	5	6	0	0	1	0	
	その他機関	6	3	6	9	5	0	5	0	
	内訳 (再掲) (複数回答)	福祉事務所	2	1	4	4	1	0	2	0
		家庭児童相談室	1	0	2	3	0	0	1	0
		児童委員	1	0	0	1	0	0	0	0
		保健所	1	1	1	1	0	0	2	0
		市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	4	2	5	8	4	0	4	0
		養育機関・教育機関の関与	3	2	5	6	2	0	4	0
		医療機関	5	3	4	6	5	0	2	0
		助産師 (医療機関に勤務する者を除く)	0	0	0	0	1	0	0	0
警察		1	1	3	4	0	0	1	0	
婦人相談所	1	0	0	0	0	0	0	0		

- 情緒・行動上の問題等（複数回答）は、心中以外の虐待死事例では、「なし」が30人（有効割合で76.9%）、「あり」が9人（同23.1%）であった。「あり」の内訳は、「その他」が3人、「夜尿」、「多動」、「衝動性」、「かんしゃく」、「指示に従わない」、「無表情、表情が乏しい」、「固まってしまう」、「虚言癖」、「不登校」がそれぞれ2人だった。

心中による虐待死では、「なし」が25人（同89.3%）、「あり」が3人（同10.7%）であった。「あり」の内訳は、「多動」、「指示に従わない」がそれぞれ3人だった。

表 I - 3 - 5 情緒・行動上の問題等（複数回答）

区分		心中以外の虐待死(58人)			心中による虐待死(未遂を含む)(41人)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		30	51.7%	76.9%	25	61.0%	89.3%
あり		9	15.5%	23.1%	3	7.3%	10.7%
内訳 (再掲) (複数回答)	ミルクの飲みムラ	1			0		
	激しい泣き	1			0		
	夜泣き	0			0		
	食事の拒否	1			0		
	夜尿	2			1		
	多動	2			3		
	衝動性	2			2		
	かんしゃく	2			2		
	自傷行為	1			0		
	性器いじり	0			0		
	指示に従わない	2			3		
	なつかない	0			0		
	無表情、表情が乏しい	2			0		
	固まってしまう	2			0		
	盗癖	1			0		
	虚言癖	2			0		
	不登校	2			0		
	その他	3			1		
不明		19	32.8%		13	31.7%	
計		58	100.0%	100.0%	41	100.0%	100.0%

○ 乳幼児健康診査の状況（複数回答）は、心中以外の虐待死事例では、「3～4か月児健診」で9人（有効割合で25.0%）、「1歳6か月児健診」で8人（同33.3%）、「3歳児健診」で6人（同42.9%）がそれぞれ未受診であると確認された。

心中による虐待死事例では、「3～4か月児健診」が2人（同9.1%）、「1歳6か月児健診」が2人（同8.0%）、「3歳児健診」が2人（同9.1%）の未受診が確認された。

- 予防接種の状況（複数回答）は、心中以外の虐待死事例では、「BCG・ツベルクリン」で9人（有効割合で25.0%）、「ポリオ」で12人（同37.5%）、「ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合）」で10人（同31.3%）、「麻疹」で8人（同32.0%）、「風疹」で10人（同37.0%）が未接種であった。
- 心中による虐待死事例では、「BCG・ツベルクリン」で2人（同6.9%）、「ポリオ」で3人（同10.3%）、「ジフテリア・百日せき・破傷風（3種混合）」で4人（同13.3%）、「麻疹」で2人（同7.7%）、「風疹」で2人（同7.7%）がそれぞれ未接種だった。

表 I - 3 - 6 乳幼児健康診査及び予防接種（複数回答）

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)					
	人数(有効割合/58人)						人数(有効割合/41人)					
	受診済み		未受診		年齢的に 非該当	不明	受診済み		未受診		年齢的に 非該当	不明
	人数	有効割合	人数	有効割合	人数	人数	人数	有効割合	人数	有効割合	人数	人数
3~4か月児健診	27	75.0%	9	25.0%	16	6	20	90.9%	2	9.1%	0	19
1歳6か月児健診	16	66.7%	8	33.3%	29	5	23	92.0%	2	8.0%	4	12
3歳児健診	8	57.1%	6	42.9%	39	5	20	90.9%	2	9.1%	9	10
BCG・ツベルクリン	27	75.0%	9	25.0%	13	9	27	93.1%	2	6.9%	1	11
ポリオ	20	62.5%	12	37.5%	18	8	26	89.7%	3	10.3%	1	11
ジフテリア・百日せき・破傷風 (3種混合)	22	68.8%	10	31.3%	16	10	26	86.7%	4	13.3%	1	10
麻疹	17	68.0%	8	32.0%	24	9	24	92.3%	2	7.7%	4	11
風疹	17	63.0%	10	37.0%	23	8	24	92.3%	2	7.7%	4	11

- 養育機関・教育機関等への所属は、心中以外の虐待死事例では、「なし」が39人（有効割合で67.2%）、「あり」が19人（同32.8%）であった。「あり」の内訳は、「保育所」が9人（同15.5%）で最も多く、次いで「小学校」が6人（同10.3%）であった。
- 心中による虐待死事例では、「なし」が5人（有効割合で12.8%）、「あり」が34人（同87.2%）であった。「あり」の内訳は、「小学校」が13人（同33.3%）が最も多く、次いで「保育所」が12人（同30.8%）であった。

表 I - 3 - 7 養育機関・教育機関等への所属

区分		心中以外の虐待死(58人)			心中による虐待死(未遂含む)(41人)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		39	67.2%	67.2%	5	12.2%	12.8%
あり		19	32.8%	32.8%	34	82.9%	87.2%
内訳 (再掲)	保育所	9	15.5%	15.5%	12	29.3%	30.8%
	幼稚園	1	1.7%	1.7%	3	7.3%	7.7%
	小学校	6	10.3%	10.3%	13	31.7%	33.3%
	中学校	2	3.4%	3.4%	3	7.3%	7.7%
	高校	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	その他	1	1.7%	1.7%	3	7.3%	7.7%
不明		0	0.0%		2	4.9%	
計		58	100.0%	100.0%	41	100.0%	100.0%

○ 施設等への入所経験（複数回答）は、心中以外の虐待死事例では、「なし」が47人（有効割合で82.5%）、「あり」が10人（同17.5%）であった。「あり」の内訳は、「一時保護所」、「乳児院（一時保護委託を含む）」、「母子生活支援施設」がそれぞれ3人（同5.3%）と最も多く、次いで「児童養護施設（一時保護委託を含む）」、「民間シェルター」がそれぞれ2人（同3.5%）であった。

心中による虐待死事例では、「なし」が34人（同85.0%）、「あり」が6人（同15.0%）であった。「あり」の内訳は、「一時保護所」が3人（同7.5%）、次いで「乳児院（一時保護委託を含む）」が2人（同5.0%）であった。

表 I - 3 - 8 施設等への入所経験 (複数回答)

区分		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし		47	81.0%	82.5%	34	82.9%	85.0%
あり		10	17.2%	17.5%	6	14.6%	15.0%
内訳 (再掲) (複数回答)	一時保護所	3	5.2%	5.3%	3	7.3%	7.5%
	児童養護施設(一時保護委託を含む)	2	3.4%	3.5%	0	0.0%	0.0%
	乳児院(一時保護委託を含む)	3	5.2%	5.3%	2	4.9%	5.0%
	児童自立支援施設	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	障害児施設	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	情緒障害児短期施設	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	母子生活支援施設	3	5.2%	5.3%	1	2.4%	2.5%
	婦人相談所	0	0.0%	0.0%	1	2.4%	2.5%
	自立援助ホーム	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	少年院	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	民間シェルター	2	3.4%	3.5%	0	0.0%	0.0%
	里親	1	1.7%	1.8%	0	0.0%	0.0%
	ファミリーホーム	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	その他	1	1.7%	1.8%	0	0.0%	0.0%
不明		1	1.7%		1	2.4%	
計		58	100.0%		41	100.0%	

#### 4 養育環境

○ 養育者の状況(家族形態)は、心中以外の虐待死事例では、「実父母」が26例(有効割合で47.3%)と最も多く、次いで、「一人親(離婚)」、「一人親(未婚)」がそれぞれ8例(同14.5%)であった。「一人親」は、離婚・未婚・死別・別居合わせて19例(同34.5%)であった。

心中による虐待死事例では、「実父母」が13例(44.8%)と最も多く、次いで、「一人親(離婚)」が11例(37.9%)であった。「一人親」が離婚・未婚・死別・別居合わせて13例(44.7%)であった。

表 I - 4 - 1 養育者の状況（家族形態）

区分	心中以外の虐待死(56例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
実父母	26	46.4%	47.3%	13	44.8%	44.8%
一人親(離婚)	8	14.3%	14.5%	11	37.9%	37.9%
一人親(未婚)	8	14.3%	14.5%	1	3.4%	3.4%
一人親(死別)	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
一人親(別居)	3	5.4%	5.5%	1	3.4%	3.4%
内縁関係	2	3.6%	3.6%	1	3.4%	3.4%
再婚	2	3.6%	3.6%	0	0.0%	0.0%
養父母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	6	10.7%	10.9%	2	6.9%	6.9%
不明	1	1.8%		0	0.0%	
計	56	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

- 祖父母の同居状況は、心中以外の虐待死事例では、「なし」が 38 例(67.9%)、「あり」が 18 例(32.1%)であり、「あり」の内訳は「母方祖父母同居」が 6 例(10.7%)で最も多かった。
- 心中による虐待死事例では、「なし」が 23 例(79.3%)、「あり」が 6 例(同 20.7%)であり、「あり」の内訳は、「母方祖父母同居」が 3 例(10.3%)で最も多かった。

表 I - 4 - 2 祖父母の同居状況

区分	心中以外の虐待死(56例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
なし	38	67.9%	67.9%	23	79.3%	79.3%	
あり	18	32.1%	32.1%	6	20.7%	20.7%	
内訳 (再掲)	母方祖母同居	4	7.1%	7.1%	1	3.4%	3.4%
	母方祖父同居	2	3.6%	3.6%	0	0.0%	0.0%
	母方祖父母同居	6	10.7%	10.7%	3	10.3%	10.3%
	父方祖母同居	4	7.1%	7.1%	1	3.4%	3.4%
	父方祖父同居	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	父方祖父母同居	2	3.6%	3.6%	1	3.4%	3.4%
不明	0	0.0%		0	0.0%		
計	56	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%	

○ 実父母、祖父母以外の者との同居状況は、心中以外の虐待死事例では、「なし」が35例(有効割合で66.0%)、「あり」が18例(同34.0%)であった。その内訳は、「その他」が15例(同28.3%)と最も多く、次いで「母の交際相手」が3例(同5.7%)であった。「その他」は父母のきょうだいや曾祖父母等であった。

心中による虐待死事例では、「なし」が25例(同89.3%)、「あり」が3例(同10.7%)であった。「あり」の内訳は、「その他」が3例(同10.7%)で、父母のきょうだいであった。

表 I - 4 - 3 実父母、祖父母以外の者の同居状況

区分	心中以外の虐待死(56例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
なし	35	62.5%	66.0%	25	86.2%	89.3%	
あり	18	32.1%	34.0%	3	10.3%	10.7%	
内訳 (再掲)	母の交際相手	3	5.4%	5.7%	0	0.0%	0.0%
	父の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	母の友人	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	父の友人	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	その他	15	26.8%	28.3%	3	10.3%	10.7%
不明	3	5.4%		1	3.4%		
計	56	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%	

○ 親族とのトラブルについては、心中以外の虐待死事例では、「あり」が 11 例（有効割合で 32.4%）で、「なし」が 23 例（同 67.6%）であった。

心中による虐待死事例では、「あり」が 3 例（同 25.0%）で、「なし」が 9 例（同 75.0%）であった。

表 I-4-4 親族とのトラブル

区分	心中以外の虐待死(56例)			心中による虐待死 (未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
あり	11	19.6%	32.4%	3	10.3%	25.0%
なし	23	41.1%	67.6%	9	31.0%	75.0%
不明	22	39.3%		17	58.6%	
計	56	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

○ 本児死亡時の実母・実父の年齢は、心中以外の虐待死事例では、実母の年齢階級は「20～24歳」、「35歳～39歳」が 16 例（有効割合で 28.6%）と最も多く、次いで「25～29歳」が 11 例（同 19.6%）であった。実父の年齢階級は、「35歳～39歳」が 9 例（有効割合で 18.8%）と最も多く、次いで「30歳～34歳」が 8 例（同 16.7%）であった。

心中による虐待死事例では、実母の年齢階級は、「40歳以上」が 15 例（有効割合で 51.7%）と最も多く、次いで「30歳～34歳」が 6 例（同 20.7%）であった。実父の年齢階級は、「40歳以上」が 13 例（有効割合で 46.4%）と最も多く、次いで「35歳～39歳」が 6 例（同 21.4%）であった。

表 I - 4 - 5 本児死亡時の実母・実父の年齢

区分	心中以外の虐待死(56例)						心中による虐待死(未遂含む)(29例)						
	実母			実父			実母			実父			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
いない	0	0.0%	0.0%	9	16.1%	18.8%	0	0.0%	0.0%	5	17.2%	17.9%	
いる	56	100.0%	100.0%	39	69.6%	81.3%	29	100.0%	100.0%	23	79.3%	82.1%	
内訳 (再掲)	19歳以下	4	7.1%	7.1%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	20歳～24歳	16	28.6%	28.6%	7	12.5%	14.6%	2	6.9%	6.9%	0	0.0%	0.0%
	25歳～29歳	11	19.6%	19.6%	7	12.5%	14.6%	3	10.3%	10.3%	3	10.3%	10.7%
	30歳～34歳	7	12.5%	12.5%	8	14.3%	16.7%	6	20.7%	20.7%	0	0.0%	0.0%
	35歳～39歳	16	28.6%	28.6%	9	16.1%	18.8%	3	10.3%	10.3%	6	20.7%	21.4%
	40歳以上	2	3.6%	3.6%	7	12.5%	14.6%	15	51.7%	51.7%	13	44.8%	46.4%
	年齢不明	0	0.0%	0.0%	1	1.8%	2.1%	0	0.0%	0.0%	1	3.4%	3.6%
不明	0	0.0%	/	8	14.3%	/	0	0.0%	/	1	3.4%	/	
計	56	100.0%	100.0%	56	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%	

○ 本児死亡時の加害者の年齢は、心中以外の虐待死事例では、加害者が実母である場合、実母の年齢階級は「35歳～39歳」が13例(33.3%)と最も多く、次いで「20歳～24歳」が10例(25.6%)であった。加害者が実父である場合、実父の年齢階級は「25歳～29歳」が6例(35.3%)と最も多かった。加害者が実父母以外の場合、実父母以外の加害者の年齢階級は、「20歳～24歳」が4例(7.1%)と最も多く、次いで「19歳以下」が3例(5.4%)であった。

心中による虐待死事例では、加害者が実母である場合、実母の年齢階級は「40歳以上」が14例(53.8%)と最も多く、加害者が実父である場合、実父の年齢階級は、「25歳～29歳」、「40歳以上」がそれぞれ1例(50.0%)であった。

表 I-4-6 加害者の年齢

区分	心中以外の虐待死									心中による虐待死(未遂含む)									
	実母(39例)			実父(17例)			実父母以外加害者(56例)			実母(26例)			実父(2例)			実父母以外加害者(29例)			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
いない	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	39	69.6%	78.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	26	89.7%	96.3%	
いる	39	100.0%	100.0%	17	100.0%	100.0%	11	19.6%	22.0%	26	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%	1	3.4%	3.7%	
内訳 (再掲)	19歳以下	3	7.7%	7.7%	0	0.0%	0.0%	3	5.4%	6.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	20歳～24歳	10	25.6%	25.6%	3	17.6%	17.6%	4	7.1%	8.0%	2	7.7%	7.7%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	25歳～29歳	9	23.1%	23.1%	6	35.3%	35.3%	1	1.8%	2.0%	2	7.7%	7.7%	1	50.0%	50.0%	0	0.0%	0.0%
	30歳～34歳	4	10.3%	10.3%	4	23.5%	23.5%	0	0.0%	0.0%	6	23.1%	23.1%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	35歳～39歳	13	33.3%	33.3%	2	11.8%	11.8%	1	1.8%	2.0%	2	7.7%	7.7%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	40歳以上	0	0.0%	0.0%	2	11.8%	11.8%	2	3.6%	4.0%	14	53.8%	53.8%	1	50.0%	50.0%	1	3.4%	3.7%
	年齢不明	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	6	10.7%	10.7%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	2	6.9%	6.9%	
計	39	100.0%	100.0%	17	100.0%	100.0%	56	100.0%	100.0%	26	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%	

○ 家計を支えている主たる者は、心中以外の虐待死事例では、「実父」が 22 例（有効割合で 44.0%）、「実母」が 13 例（同 26.0%）であった。

心中による虐待死事例では、「実父」が 14 例（同 58.3%）、「実母」が 7 例（同 29.2%）であった。

表 I-4-7 家計を支えている主たる者

区分	心中以外の虐待死(56例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
実母	13	23.2%	26.0%	7	24.1%	29.2%
実父	22	39.3%	44.0%	14	48.3%	58.3%
継母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
継父	2	3.6%	4.0%	0	0.0%	0.0%
養母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
養父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
母方祖母	1	1.8%	2.0%	0	0.0%	0.0%
母方祖父	7	12.5%	14.0%	2	6.9%	8.3%
父方祖母	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
父方祖父	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
母の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
父の交際相手	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	5	8.9%	10.0%	1	3.4%	4.2%
不明	6	10.7%	10.7%	5	17.2%	17.2%
計	56	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

○ 住宅の状況は、心中以外の虐待死事例では、「集合住宅（賃貸）」が 23 例（有効割合で 46.0%）で最も多く、次いで「一戸建て住宅（所有）」が 16 例（同 32.0%）であった。

心中による虐待死事例では、「一戸建て住宅（所有）」、「集合住宅（賃貸）」がそれぞれ 9 例（同 34.6%）で最も多く、次いで「公営住宅」が 6 例（同 23.1%）であった。

表 I - 4 - 8 住宅の状況

区分	心中以外の虐待死(56例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
一戸建て住宅(所有)	16	28.6%	32.0%	9	31.0%	34.6%
一戸建て住宅(賃貸)	3	5.4%	6.0%	0	0.0%	0.0%
集合住宅(所有)	3	5.4%	6.0%	2	6.9%	7.7%
集合住宅(賃貸)	23	41.1%	46.0%	9	31.0%	34.6%
公営住宅	4	7.1%	8.0%	6	20.7%	23.1%
他人の家に同居	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
母子生活支援施設	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
シェルター	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
定住地なし	1	1.8%	2.0%	0	0.0%	0.0%
不明	6	10.7%		3	10.3%	
計	56	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

○ 家族の経済状況は、「不明」が約半数を占めるが、心中以外の虐待死事例では、「市町村民税課税世帯（年収 500 万円未満）」が 12 例（有効割合で 37.5%）と最も多く、次いで「生活保護世帯」が 10 例（同 31.3%）であった。

心中による虐待死事例では、「市町村民税課税世帯（年収 500 万円未満）」が 7 例（同 50.0%）と最も多く、次いで「市町村民税非課税世帯（所得割、均等割とも非課税）」、「年収 500 万円以上」がそれぞれ 3 例（同 21.4%）であった。

表 I - 4 - 9 家族の経済状況

区分	心中以外の虐待死(56例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
生活保護世帯	10	17.9%	31.3%	1	3.4%	7.1%
市町村民税非課税世帯 (所得割、均等割ともに非課税)	8	14.3%	25.0%	3	10.3%	21.4%
市町村民全課税世帯 (所得割のみ非課税)	1	1.8%	3.1%	0	0.0%	0.0%
市町村民税課税世帯 (年収500万円未満)	12	21.4%	37.5%	7	24.1%	50.0%
年収500万円以上	1	1.8%	3.1%	3	10.3%	21.4%
不明	24	42.9%		15	51.7%	
計	56	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

○ 本児死亡時の実母・実父の就業状況は、心中以外の虐待死事例では、実母の就業状況は「無職」が33例(有効割合で67.3%)と最も多く、次いで「フルタイム」、「パート」がそれぞれ8例(同16.3%)であった。実父の就業状況は「フルタイム」が21例(同67.7%)と最も多く、次いで「無職」が7例(同22.6%)であった。

心中による虐待死事例では、実母の就業状況は「無職」が14例(同60.9%)と最も多く、次いで「フルタイム」が5例(同21.7%)であった。実父の就業状況は「フルタイム」が18例(同94.7%)と最も多かった。

表 I - 4 - 10 本児死亡時の実母・実父の就業状況

区分	心中以外の虐待死						心中による虐待死(未遂含む)					
	実母			実父			実母			実父		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
無職	33	58.9%	67.3%	7	17.9%	22.6%	14	48.3%	60.9%	1	4.3%	5.3%
フルタイム	8	14.3%	16.3%	21	53.8%	67.7%	5	17.2%	21.7%	18	78.3%	94.7%
パート	8	14.3%	16.3%	3	7.7%	9.7%	4	13.8%	17.4%	0	0.0%	0.0%
不明	7	12.5%		8	20.5%		6	20.7%		4	17.4%	
計	56	100.0%	100.0%	39	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%	23	100.0%	100.0%

○ 死亡した子どもが出生してからの転居回数は、心中以外の虐待死事例では、「なし」が 27 例（有効割合で 56.3%）で半数以上を占め、次いで「1回」が 12 例（同 25.0%）であった。

心中による虐待死事例では、「1回」が 10 例（同 41.7%）と最も多く、次いで「なし」が 8 例（同 33.3%）であった。

表 I-4-1-1 死亡した子どもが出生してからの転居回数

区分	心中以外の虐待死(56例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし	27	48.2%	56.3%	8	27.6%	33.3%
1回	12	21.4%	25.0%	10	34.5%	41.7%
2回	4	7.1%	8.3%	4	13.8%	16.7%
3回	1	1.8%	2.1%	1	3.4%	4.2%
4回	1	1.8%	2.1%	0	0.0%	0.0%
5回以上	3	5.4%	6.3%	1	3.4%	4.2%
不明	8	14.3%		5	17.2%	
計	56	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

○ 地域社会との接触は、心中以外の虐待死事例では、「ほとんど無い」が 19 例（有効割合で 48.7%）と最も多く、次いで「ふつう」が 13 例（同 33.3%）であった。

心中による虐待死事例では、「ふつう」が 7 例（同 58.3%）と最も多く、次いで「ほとんど無い」が 3 例（同 25.0%）であった。

表 I-4-1-2 家庭の地域社会との接触

区分	心中以外の虐待死(56例)			心中による虐待死(未遂含む)(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
ほとんど無い	19	33.9%	48.7%	3	10.3%	25.0%
乏しい	6	10.7%	15.4%	2	6.9%	16.7%
ふつう	13	23.2%	33.3%	7	24.1%	58.3%
活発	1	1.8%	2.6%	0	0.0%	0.0%
不明	17	30.4%		17	58.6%	
計	56	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

○ 養育を支援してくれた人（複数回答）は、心中以外の虐待死事例では、実母の場合、「親」が26例と最も多く、次いで「配偶者」が17例、「行政の相談担当課」が16例であった。また、実父の場合は、「配偶者」が12例と最も多く、次いで「親」が10例であった。

心中による虐待死事例では、実母の場合、「親」が12例と最も多く、次いで「配偶者」、「配偶者の親」、「保育所などの職員」がそれぞれ5例であった。また、実父の場合は、「配偶者」が5例と最も多く、次いで「親」が4例であった。

表 I - 4 - 1 3 養育を支援してくれた人（複数回答）

区分		心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
		実母(56例)		実父(39例)		実母(29例)		実父(23例)	
		例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
なし		12	21.4%	8	20.5%	0	0.0%	2	8.7%
あり		36	64.3%	18	46.2%	15	51.7%	6	26.1%
内訳 (再掲) (複数回答)	配偶者	17		12		5		5	
	親	26		10		12		4	
	配偶者の親	9		9		5		3	
	虐待者のきょうだい	9		3		4		1	
	配偶者のきょうだい	2		0		0		0	
	近所の人	4		3		0		0	
	職場の友人・知人	2		2		0		0	
	保育所などの職員	10		1		5		1	
	ベビーシッター	0		0		0		0	
	行政の相談担当課	16		5		3		0	
	職場以外の友人	1		3		1		0	
	子育てサークル	0		0		0		0	
	親類	7		2		0		1	
	その他	3		0		0		0	
不明		8	14.3%	13	33.3%	14	48.3%	15	65.2%
計		56	100.0%	39	100.0%	29	100.0%	23	100.0%

○ 子育て支援事業の利用（複数回答）は、心中以外の虐待死事例では、「なし」が35例（62.5%）、「あり」が15例（26.8%）であり、「あり」の内訳は、「乳児家庭全戸訪問事業」が8例と最も多く、次いで「保育所入所」が7例であった。

心中による虐待死事例では、「なし」が9例（31.0%）、「あり」が13例（44.8%）であり、「あり」の内訳は、「保育所入所」が10例と最も多かった。

表 I-4-14 子育て支援事業の利用（複数回答）

区分		心中以外の虐待死(56例)		心中による虐待死(未遂含む)(29例)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		35	62.5%	9	31.0%
あり		15	26.8%	13	44.8%
内訳 (再掲) (複数回答)	地域子育て支援拠点事業	0		1	
	養育支援訪問事業	2		2	
	一時預かり事業	1		0	
	ファミリー・サポートセンター事業	0		0	
	病児・病後児保育事業	0		0	
	子育て短期支援事業 (ショートステイ事業)	1		0	
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ事業)	0		0	
	放課後児童健全育成事業	1		1	
	保育所入所	7		10	
	乳児家庭全戸訪問事業	8		5	
不明		6	10.7%	7	24.1%
計		56	100.0%	29	100.0%

○ 養育者の心理的・精神的問題等（複数回答）は、心中以外の虐待死事例では、実母の場合、「養育能力の低さ」が23例（41.1%）と最も多く、次いで「育児不安」が11例（19.6%）、「衝動性」が10例（17.9%）、「精神障害（医師の診断によるもの）」、「攻撃性」が9例（16.1%）であった。実父の場合、「養育能力の低さ」と「怒りのコントロール不全」が6例（15.4%）と最も多かった。

心中による虐待死事例では、実母の場合、「うつ状態」が10例（34.5%）と最も多く、次いで「育児不安」、「精神障害（医師の診断によるもの）」がそれぞれ8例（27.6%）、「感情の起伏が激しい」が5例（17.2%）であった。実父の場合、「衝動性」が3例（13.0%）と最も多く、次いで「怒りのコントロール不全」が2例（8.7%）であった。

表 I - 4 - 1 5 養育者の心理的・精神的問題等（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	実母						実父					
	例数(構成割合/56例)						例数(構成割合/39例)					
	あり		なし		不明		あり		なし		不明	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
育児不安	11	19.6%	25	44.6%	20	35.7%	2	5.1%	20	51.3%	17	43.6%
マタニティーブルー	1	1.8%	34	60.7%	21	37.5%	-	-	-	-	-	-
産後うつ	4	7.1%	30	53.6%	22	39.3%	-	-	-	-	-	-
知的障害	4	7.1%	34	60.7%	18	32.1%	0	0.0%	24	61.5%	15	38.5%
精神障害 (医師の診断によるもの)	9	16.1%	33	58.9%	14	25.0%	2	5.1%	24	61.5%	13	33.3%
身体障害	2	3.6%	43	76.8%	11	19.6%	1	2.6%	25	64.1%	13	33.3%
その他の障害	2	3.6%	37	66.1%	17	30.4%	0	0.0%	24	61.5%	15	38.5%
アルコール依存	0	0.0%	34	60.7%	22	39.3%	0	0.0%	18	46.2%	21	53.8%
薬物依存	4	7.1%	34	60.7%	18	32.1%	0	0.0%	21	53.8%	18	46.2%
衝動性	10	17.9%	22	39.3%	24	42.9%	4	10.3%	16	41.0%	19	48.7%
攻撃性	9	16.1%	25	44.6%	22	39.3%	5	12.8%	15	38.5%	19	48.7%
怒りのコントロール不全	7	12.5%	24	42.9%	25	44.6%	6	15.4%	14	35.9%	19	48.7%
うつ状態	7	12.5%	19	33.9%	30	53.6%	0	0.0%	18	46.2%	21	53.8%
躁状態	0	0.0%	29	51.8%	27	48.2%	0	0.0%	19	48.7%	20	51.3%
感情の起伏が激しい	8	14.3%	22	39.3%	26	46.4%	4	10.3%	13	33.3%	22	56.4%
高い依存性	8	14.3%	21	37.5%	27	48.2%	1	2.6%	14	35.9%	24	61.5%
幻覚	3	5.4%	28	50.0%	25	44.6%	0	0.0%	21	53.8%	18	46.2%
妄想	2	3.6%	28	50.0%	26	46.4%	0	0.0%	22	56.4%	17	43.6%
DVを受けている	8	14.3%	26	46.4%	22	39.3%	1	2.6%	24	61.5%	14	35.9%
DVを行っている	0	0.0%	36	64.3%	20	35.7%	4	10.3%	17	43.6%	18	46.2%
自殺未遂の既往	3	5.4%	27	48.2%	26	46.4%	0	0.0%	18	46.2%	21	53.8%
養育能力の低さ	23	41.1%	16	28.6%	17	30.4%	6	15.4%	15	38.5%	18	46.2%
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	0	0.0%	48	85.7%	8	14.3%	0	0.0%	33	84.6%	6	15.4%

表 I - 4 - 1 6 養育者の心理的・精神的問題等（心中による虐待死）（複数回答）

区分	実母						実父					
	例数(構成割合/29例)						例数(構成割合/23例)					
	あり		なし		不明		あり		なし		不明	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
育児不安	8	27.6%	6	20.7%	15	51.7%	1	4.3%	6	26.1%	16	69.6%
マタニティーブルー	2	6.9%	10	34.5%	17	58.6%	-	-	-	-	-	-
産後うつ	2	6.9%	10	34.5%	17	58.6%	-	-	-	-	-	-
知的障害	0	0.0%	16	55.2%	13	44.8%	0	0.0%	13	56.5%	10	43.5%
精神障害 (医師の診断によるもの)	8	27.6%	9	31.0%	12	41.4%	1	4.3%	8	34.8%	14	60.9%
身体障害	1	3.4%	19	65.5%	9	31.0%	0	0.0%	12	52.2%	11	47.8%
その他の障害	0	0.0%	14	48.3%	15	51.7%	0	0.0%	8	34.8%	15	65.2%
アルコール依存	1	3.4%	9	31.0%	19	65.5%	1	4.3%	5	21.7%	17	73.9%
薬物依存	0	0.0%	9	31.0%	20	69.0%	0	0.0%	6	26.1%	17	73.9%
衝動性	3	10.3%	6	20.7%	20	69.0%	3	13.0%	3	13.0%	17	73.9%
攻撃性	1	3.4%	7	24.1%	21	72.4%	0	0.0%	3	13.0%	20	87.0%
怒りのコントロール不全	2	6.9%	7	24.1%	20	69.0%	2	8.7%	3	13.0%	18	78.3%
うつ状態	10	34.5%	2	6.9%	17	58.6%	0	0.0%	5	21.7%	18	78.3%
躁状態	1	3.4%	7	24.1%	21	72.4%	0	0.0%	4	17.4%	19	82.6%
感情の起伏が激しい	5	17.2%	5	17.2%	19	65.5%	1	4.3%	3	13.0%	19	82.6%
高い依存性	1	3.4%	7	24.1%	21	72.4%	0	0.0%	5	21.7%	18	78.3%
幻覚	0	0.0%	8	27.6%	21	72.4%	0	0.0%	4	17.4%	19	82.6%
妄想	1	3.4%	8	27.6%	20	69.0%	0	0.0%	4	17.4%	19	82.6%
DVを受けている	3	10.3%	10	34.5%	16	55.2%	0	0.0%	7	30.4%	16	69.6%
DVを行っている	0	0.0%	12	41.4%	17	58.6%	1	4.3%	5	21.7%	17	73.9%
自殺未遂の既往	3	10.3%	4	13.8%	22	75.9%	0	0.0%	5	21.7%	18	78.3%
養育能力の低さ	3	10.3%	8	27.6%	18	62.1%	1	4.3%	4	17.4%	18	78.3%
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	0	0.0%	25	86.2%	4	13.8%	0	0.0%	18	78.3%	5	21.7%

## 5 関係機関の対応

- 児童相談所及び関係機関の関与については、心中以外の虐待死事例では、「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が 22 例 (39.3%) と最も多く、次いで「児童相談所が関わっていた事例 (虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む)」が 17 例 (30.4%) であった。

心中による虐待死事例では、「関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」が 20 例 (69.0%) と最も多く、次いで「児童相談所が関わっていた事例 (虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む)」が 5 例 (17.2%) であった。

表 I - 5 - 1 児童相談所及び関係機関の関与

区分	平成22年4月から平成23年3月まで						平成23年4月から平成24年3月まで					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	構成割合(45例)			構成割合(37例)			構成割合(56例)			構成割合(29例)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
児童相談所が関わっていた事例 (虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む)	7	15.6%	21.9%	5	13.5%	15.2%	17	30.4%	32.7%	5	17.2%	19.2%
関係機関が虐待や虐待の可能性を認識していたが、 児童相談所が関わっていなかった事例	2	4.4%	6.3%	2	5.4%	6.1%	2	3.6%	3.8%	0	0.0%	0.0%
関係機関との接点があったが、 虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例	17	37.8%	53.1%	23	62.2%	69.7%	22	39.3%	42.3%	20	69.0%	76.9%
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	6	13.3%	18.8%	3	8.1%	9.1%	11	19.6%	21.2%	1	3.4%	3.8%
関係機関の関与不明	13	28.9%	/	4	10.8%	/	4	7.1%	/	3	10.3%	/
計	45	100.0%	100.0%	37	100.0%	100.0%	56	100.0%	100	29	100.0%	100.0%

表 I - 5 - 2 児童相談所が関与していた事例における関係機関の関与について

	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所の関与あり	17	/	5	/
市町村の関与あり(再掲)	12	70.6%	4	80.0%
その他の機関の関与あり(再掲)	17	100.0%	4	80.0%

- 児童相談所の関与の有無については、関与「あり」が、心中以外の虐待死事例では 17 例（30.4%）、心中による虐待死事例では 5 例（17.2%）であった。

表 I-5-3 児童相談所の関与の有無

区分	平成22年4月から平成23年3月まで				平成23年4月から平成24年3月まで			
	心中以外の虐待死(45例)		心中による虐待死(未遂含む)(37例)		心中以外の虐待死(56例)		心中による虐待死(未遂含む)(29例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
あり	7	15.6%	5	13.5%	17	30.4%	5	17.2%
なし	38	84.4%	32	86.5%	39	69.6%	24	82.8%
計	45	100.0%	37	100.0%	56	100.0%	29	100.0%

- 児童相談所の関与の有無について、3歳未満と3歳以上とに区別して見ると、心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が3歳未満で8例（21.1%）、3歳以上で9例（50.0%）であった。

表 I-5-4 児童相談所の関与の有無（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	平成22年4月から平成23年3月まで				平成23年4月から平成24年3月まで			
	3歳未満		3歳以上		3歳未満		3歳以上	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
あり	4	12.1%	3	25.0%	8	21.1%	9	50.0%
なし	29	87.9%	9	75.0%	30	78.9%	9	50.0%
計	33	100.0%	12	100.0%	38	100.0%	18	100.0%

- 児童相談所での相談種別（複数回答）は、心中以外の虐待死事例では「虐待相談」が 14 例（82.4%）と最も多く、次いで「虐待以外の養護相談」が 3 例（17.6%）、「障害相談」が 2 例（11.8%）であった。

心中による虐待死事例では、「虐待相談」、「虐待以外の養護相談」がそれぞれ 2 例（40%）、「障害相談」が 1 例（20.0%）であった。

表 I - 5 - 5 児童相談所での相談種別（複数回答）

区分	平成22年4月から平成23年3月まで				平成23年4月から平成24年3月まで			
	心中以外の虐待死(7例)		心中による虐待死(未遂を含む)(5例)		心中以外の虐待死(17例)		心中による虐待死(未遂を含む)(5例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待相談	6	85.7%	0	0.0%	14	82.4%	2	40.0%
虐待以外の養護相談	2	28.6%	2	40.0%	3	17.6%	2	40.0%
障害相談	1	14.3%	1	20.0%	2	11.8%	1	20.0%
非行相談	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
育成相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
保健相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	0	0.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%

○ 市町村（児童福祉担当部署）の関与の有無については、関与「あり」が、心中以外の虐待死事例では 16 例（28.6%）、心中による虐待死事例で 4 例（13.8%）であった。

表 I - 5 - 6 市町村（児童福祉担当部署）の関与

区分	平成22年4月から平成23年3月まで				平成23年4月から平成24年3月まで			
	心中以外の虐待死(45例)		心中による虐待死(未遂含む)(37例)		心中以外の虐待死(56例)		心中による虐待死(未遂含む)(29例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
あり	10	22.2%	5	13.5%	16	28.6%	4	13.8%
なし	35	77.8%	32	86.5%	40	71.4%	25	86.2%
計	45	100.0%	37	100.0%	56	100.0%	29	100.0%

○ 市町村（児童福祉担当部署）の関与について、3歳未満と3歳以上と区別して見ると、心中以外の虐待死事例では、関与「あり」が3歳未満で7例（18.4%）、3歳以上で9例（50.0%）であった。

表 I - 5 - 7 市町村（児童福祉担当部署）の関与（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	平成22年4月から平成23年3月まで				平成23年4月から平成24年3月まで			
	3歳未満		3歳以上		3歳未満		3歳以上	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
あり	7	21.2%	3	25.0%	7	18.4%	9	50.0%
なし	26	78.8%	9	75.0%	31	81.6%	9	50.0%
計	33	100.0%	12	100.0%	38	100.0%	18	100.0%

○ 市町村（児童福祉担当部署）での相談種別（複数回答）は、心中以外の虐待死事例では「虐待相談」が11例（61.1%）最も多く、次いで「虐待以外の養護相談」が4例（22.2%）、「育成相談」が3例（16.7%）であった。

心中による虐待死事例では「虐待以外の養護相談」が3例（75.0%）、「虐待相談」が1例（25.0%）であった。

表 I - 5 - 8 市町村（児童福祉担当部署）での相談種別（複数回答）

区分	平成22年4月から平成23年3月まで				平成23年4月から平成24年3月まで			
	心中以外の虐待死(7例)		心中による虐待死(未遂を含む)(5例)		心中以外の虐待死(例)		心中による虐待死(未遂を含む)(例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待相談	5	50.0%	0	0.0%	11	61.1%	1	25.0%
虐待以外の養護相談	1	10.0%	2	40.0%	4	22.2%	3	75.0%
障害相談	1	10.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
非行相談	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
育成相談	2	20.0%	0	0.0%	3	16.7%	0	0.0%
保健相談	2	20.0%	1	20.0%	0	0.0%	0	0.0%
その他	1	10.0%	2	40.0%	0	0.0%	0	0.0%

○ 児童相談所と市町村（児童福祉担当部署）の関与について、その両方がとも関与していた事例は、心中以外の虐待死事例で56例中12例（21.4%）、心中による虐待死事例で29例中4例（13.8%）であった。

表 I - 5 - 9 児童相談所と市町村（児童福祉担当部署）の関与

区分	平成22年4月から平成23年3月まで				平成23年4月から平成24年3月まで			
	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂を含む)		心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂を含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所のみ	1	9.1%	3	37.5%	5	23.8%	1	20.0%
市町村(児童福祉担当部署)のみ	4	36.4%	3	37.5%	4	19.0%	0	0.0%
児童相談所と市町村(児童福祉担当部署)の両方	6	54.5%	2	25.0%	12	57.1%	4	80.0%
計	11	100.0%	8	100.0%	21	100.0%	5	100.0%

○ その他の関係機関の関与の状況（関係機関が関与事例での虐待を認識しているか否かを問わない。次項でも同じ。）（複数回答）は、心中以外の虐待死事例では、「関与あり」が、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が 31 例（55.4%）と最も多く、次いで「医療機関」が 22 例（39.3%）であった。

心中による虐待死事例では、「養育機関・教育機関」が 18 例（62.1%）で最も多く、次いで「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」が 14 例（48.2%）であった。

表 I - 5 - 1 0 その他の関係機関の関与（複数機関）

区分	心中以外の虐待死				心中による虐待死(未遂含む)			
	上段:例数、下段:構成割合				上段:例数、下段:構成割合			
	関 与 な し	関与あり		不 明	関 与 な し	関与あり		不 明
虐待の認識 なし		虐待の認識 あり	虐待の認識 なし			虐待の認識 あり		
福祉事務所	40	10	5	1	25	4	0	0
	71.4%	17.9%	8.9%	1.8%	86.2%	13.8%	0.0%	0.0%
家庭児童相談室	49	2	4	1	26	3	0	0
	87.5%	3.6%	7.1%	1.8%	89.7%	10.3%	0.0%	0.0%
児童委員	42	8	3	3	24	1	0	4
	75.0%	14.3%	5.4%	5.4%	82.8%	3.4%	0.0%	13.8%
保健所	49	6	1	0	26	3	0	0
	87.5%	10.7%	1.8%	0.0%	89.7%	10.3%	0.0%	0.0%
市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	25	24	7	0	15	13	1	0
	44.6%	42.9%	12.5%	0.0%	51.7%	44.8%	3.4%	0.0%
養育機関・教育機関	37	7	11	1	6	16	2	5
	66.1%	12.5%	19.6%	1.8%	20.7%	55.2%	6.9%	17.2%
医療機関	31	15	7	3	9	10	1	9
	55.4%	26.8%	12.5%	5.4%	31.0%	34.5%	3.4%	31.0%
助産師	48	2	0	6	19	3	0	7
	85.7%	3.6%	0.0%	10.7%	65.5%	10.3%	0.0%	24.1%
警察	46	3	6	1	24	4	1	0
	82.1%	5.4%	10.7%	1.8%	82.8%	13.8%	3.4%	0.0%
婦人相談所	49	1	1	5	24	1	0	4
	87.5%	1.8%	1.8%	8.9%	82.8%	3.4%	0.0%	13.8%

○ 児童相談所を含む関係機関の関与状況について、3歳未満と3歳以上とで区別して見ると、「いずれかの関与あり」は3歳未満で27例（有効割合で77.1%）、3歳以上で14例（同82.4%）であった。

表 I - 5 - 1 1 児童相談所を含む関係機関の関与（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満			3歳以上		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
いずれかの関与あり	27	71.1%	77.1%	14	77.8%	82.4%
全く関与なし	8	21.1%	22.9%	3	16.7%	17.6%
不明	3	7.9%		1	5.6%	
計	38	100.0%	100.0%	18	100.0%	100.0%

○ 虐待通告の有無については、心中以外の虐待死事例で、「あり」が 18 例 (32.1%) であり、第 8 次報告より 11 例の増加がみられる。通告先は「児童相談所」が 14 例 (25.0%)、「市町村」が 3 例 (5.4%) であった。

心中による虐待死事例では、「あり」が 4 例 (13.8%) であり、通告先はすべて「児童相談所」であった。

表 I-5-12 虐待通告の有無

区分		平成22年4月から平成23年3月まで					
		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		34	75.6%	82.9%	32	86.5%	88.9%
あり		7	15.6%	17.1%	4	10.8%	11.1%
内訳 (再掲)	児童相談所	4	8.9%	9.8%	2	5.4%	5.6%
	市町村	3	6.7%	7.3%	2	5.4%	5.6%
	福祉事務所	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	その他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	不明	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明		4	8.9%		1	2.7%	
計		45	100.0%	100.0%	37	100.0%	100.0%
区分		平成23年4月から平成24年3月まで					
		心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
		例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
なし		38	67.9%	67.9%	25	86.2%	86.2%
あり		18	32.1%	32.1%	4	13.8%	13.8%
内訳 (再掲)	児童相談所	14	25.0%	25.0%	4	13.8%	13.8%
	市町村	3	5.4%	5.4%	0	0.0%	0.0%
	福祉事務所	1	1.8%	1.8%	0	0.0%	0.0%
	その他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	不明	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明		0	0.0%		0	0.0%	
計		56	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

○ 虐待通告の有無について、3歳未満と3歳以上とで区別して見ると、心中以外の虐待死事例では、3歳未満で「あり」が 7 例 (18.4%) であり、通告先は「児童相談所」が 6 例 (15.8%)、「市町村」が 1 例 (2.6%) であった。3歳以上では、「あり」が 11 例 (61.1%) であり、通告先は「児童相談所」が 8 例 (44.4%)、「市町村」が 2 例 (11.1%) であった。

表 I - 5 - 1 3 虐待通告の有無（3歳未満と3歳以上）（心中以外の虐待死）

区分	3歳未満			3歳以上			
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合	
なし	31	81.6%	81.6%	7	38.9%	38.9%	
あり	7	18.4%	18.4%	11	61.1%	61.1%	
内訳 (再掲)	児童相談所	6	15.8%	15.8%	8	44.4%	44.4%
	市町村	1	2.6%	2.6%	2	11.1%	11.1%
	福祉事務所	0	0.0%	0.0%	1	5.6%	5.6%
	その他	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	不明	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明	0	0.0%		0	0.0%		
計	38	100.0%	100.0%	18	100.0%	100.0%	

○ 児童相談所の虐待についての認識は、心中以外の虐待死事例では、児童相談所の関与があった17事例のうち、「虐待の認識があり、対応していた」事例は8例（47.1%）、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」事例が7例（41.2%）、「虐待の認識はなかった」事例が2例（11.8%）であった。

心中による虐待死事例では、児童相談所の関与があった5事例のうち、「虐待の認識があり、対応していた」事例はなく、「虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった」事例が2例（40.0%）、「虐待の認識はなかった」事例が3例（60.0%）であった。

表 I - 5 - 1 4 児童相談所の虐待についての認識

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待の認識があり、対応していた	8	47.1%	0	0.0%
虐待の可能性は認識していたが、 確定していなかった	7	41.2%	2	40.0%
虐待の認識はなかった	2	11.8%	3	60.0%
計	17	100.0%	5	100.0%

○ 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直しを行っていたか否かについては、心中以外の虐待死事例では、児童相談所の関与があった17事例のうち、「行わなかった」が12例（70.6%）であった。

心中による虐待死事例では、児童相談所の関与があった5事例のうち、「行わなかった」が5例（100.0%）ですべて行っていなかった。

表 I-5-15 児童相談所におけるリスク判定の定期的な見直し

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
行った	5	29.4%	0	0.0%
行わなかった	12	70.6%	5	100.0%
計	17	100.0%	5	100.0%

- 児童相談所と子どもとの接触については、心中以外の虐待死事例では、児童相談所の関与があった17例のうち、「あり」が13例(76.5%)、「なし」が4例(23.5%)であった。

心中による虐待死事例では、児童相談所の関与があった5例すべてで行われていた。

表 I-5-16 児童相談所と子どもとの接触

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合	例数	構成割合
なし		4	23.5%	0	0.0%
あり		13	76.5%	5	100.0%
内訳 (再掲)	初回面接(訪問)時のみ	4	23.5%	1	20.0%
	週1回程度	1	5.9%	0	0.0%
	2週間に1回程度	0	0.0%	0	0.0%
	3週間に1回程度	0	0.0%	0	0.0%
	1か月に1回程度	1	5.9%	1	20.0%
	2か月に1回程度	2	11.8%	0	0.0%
	3か月に1回程度	1	5.9%	0	0.0%
	その他	4	23.5%	3	60.0%
計		17	100.0%	5	100.0%

- 児童相談所による最終安全確認の時期については、心中以外の虐待死事例では、児童相談所の関与があった17例のうち、「死亡前の1週間未満」が5例(29.4%)で最も多かった。

心中による虐待死事例では、児童相談所の関与があった5例のうち、「死亡前の1か月～3か月未満」が2例(40.0%)で最も多かった。

表 I - 5 - 1 7 児童相談所による最終安全確認の時期

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
死亡前の1週間未満	5	29.4%	1	20.0%
死亡前の1週間～1か月未満	4	23.5%	1	20.0%
死亡前の1か月～3か月未満	3	17.6%	2	40.0%
死亡前の3か月～半年未満	2	11.8%	0	0.0%
死亡前の半年以上	3	17.6%	1	20.0%
不明・未記入	0	0.0%	0	0.0%
計	17	100.0%	5	100.0%

- 関係機関同士の連携（児童相談所の関与の有無に関わらない。）については、心中以外の虐待死事例のうち、「なし」が34例（60.7%）、「あり」が22例（39.3%）であり、「あり」の内訳は、「あまり取れていなかった」事例が11例（19.6%）と最も多かった。心中による虐待死事例のうち、「なし」が24例（82.8%）、「あり」が5例（17.2%）であり、「あり」のうち、「よく取れていた」、「まあまあ取れていた」がそれぞれ2例（6.9%）、「あまり取れていなかった」が1例（3.4%）であった。

表 I - 5 - 1 8 関係機関同士の連携

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)		
	例数	構成割合	例数	構成割合	
なし	34	60.7%	24	82.8%	
あり	22	39.3%	5	17.2%	
内訳 (再掲)	よく取れていた	3	5.4%	2	6.9%
	まあまあ取れていた	8	14.3%	2	6.9%
	あまり取れていなかった	11	19.6%	1	3.4%
	ほとんど取れていなかった	0	0.0%	0	0.0%
計	56	100.0%	29	100.0%	

## 6 きょうだい

- きょうだいの状況の有無（同居・別居を問わない。）については、死亡事例全体（85例）のうち、「なし（ひとりっ子）」が39例（45.9%）で最も多く、次いで「1人（2人きょうだい）」が27例（31.8%）、「2人（3人きょうだい）」が14例（16.5%）であった。

表 I-6-1 きょうだいの有無

区分	例数	構成割合
なし(ひとりっ子)	39	45.9%
1人(2人きょうだい)	27	31.8%
2人(3人きょうだい)	14	16.5%
3人(4人きょうだい)	3	3.5%
4人(5人きょうだい)	1	1.2%
5人(6人きょうだい)	1	1.2%
計	85	100.0%

- きょうだいの性別については、生存している51人をみると、心中以外の虐待死事例では、「男」が26人（53.1%）、「女」が23人（46.9%）、心中による虐待死事例では、「男」、「女」それぞれ1人（50.0%）であった。

表 I-6-2 きょうだいの性別

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
男	26	53.1%	1	50.0%
女	23	46.9%	1	50.0%
計	49	100.0%	2	100.0%

- 生存しているきょうだいの年齢は、心中以外の虐待死事例では、「1歳」が10人（20.4%）と最も多く、次いで「4歳」が6人（12.2%）、「2歳」、「3歳」、「5歳」がそれぞれ4人（8.2%）であった。  
 心中による虐待死事例では、「11歳」、「13歳」がそれぞれ1人（50.0%）であった。

表 I-6-3 きょうだいの年齢

区分	心中以外の虐待死 (49人)		心中による虐待死 (未遂含む)(2人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
0歳	2	4.1%	0	0.0%
1歳	10	20.4%	0	0.0%
2歳	4	8.2%	0	0.0%
3歳	4	8.2%	0	0.0%
4歳	6	12.2%	0	0.0%
5歳	4	8.2%	0	0.0%
6歳	2	4.1%	0	0.0%
7歳	1	2.0%	0	0.0%
8歳	3	6.1%	0	0.0%
9歳	3	6.1%	0	0.0%
10歳	1	2.0%	0	0.0%
11歳	0	0.0%	1	50.0%
12歳	2	4.1%	0	0.0%
13歳	2	4.1%	1	50.0%
14歳	3	6.1%	0	0.0%
15歳	1	2.0%	0	0.0%
16歳	0	0.0%	0	0.0%
17歳	1	2.0%	0	0.0%
18歳	0	0.0%	0	0.0%
19歳	0	0.0%	0	0.0%
20歳以上	0	0.0%	0	0.0%
不明	0	0.0%	0	0.0%
計	49	100.0%	2	100.0%

○ 本児死亡時における生存しているきょうだいの同居の状況については、同居「あり」が、心中以外の虐待死事例で 36 人 (73.5%)、心中による虐待死事例で 2 人 (100.0%) であった。

表 I-6-4 死亡時のきょうだいの同居

区分	心中以外の虐待死(49人)		心中による虐待死 (未遂含む)(2人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
あり	36	73.5%	2	100.0%
なし	13	26.5%	0	0.0%
計	49	100.0%	2	100.0%

○ 生存しているきょうだいの養育機関・教育機関への所属については、心中以外の虐待死事例では、「なし」が 20 人 (有効割合で 41.7%) と最も多く、次いで「小学校」が 11 人 (同 22.9%)、「保育所」が 8 人 (同 16.7%) であ

った。

心中による虐待死事例では、「小学校」、「中学校」がそれぞれ1人(同50.0%)であった。

表 I-6-5 きょうだいの養育機関・教育機関への所属

区分	心中以外の虐待死(49人)			心中による虐待死(未遂含む)(2人)		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
なし	20	40.8%	41.7%	0	0.0%	0.0%
保育所	8	16.3%	16.7%	0	0.0%	0.0%
幼稚園	1	2.0%	2.1%	0	0.0%	0.0%
小学校	11	22.4%	22.9%	1	50.0%	50.0%
中学校	5	10.2%	10.4%	1	50.0%	50.0%
高等学校	2	4.1%	4.2%	0	0.0%	0.0%
大学	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
その他	1	2.0%	2.1%	0	0.0%	0.0%
不明	1	2.0%		0	0.0%	
計	49	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%

○ 生存しているきょうだいが虐待を受けた経験については、体験「あり」が心中以外の虐待死事例で17人(有効割合50.0%)であり、内訳は、「身体的虐待」が8人(同23.5%)、「ネグレクト」が4人(同11.8%)、「心理的虐待」が5人(同14.7%)であった。

心中による虐待死事例では、2人とも体験「あり」でその内訳は、「身体的虐待」、「心理的虐待」それぞれ1人(同50%)であった。

表 I-6-6 きょうだい虐待を受けた経験

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
なし	17	34.7%	50.0%	0	0.0%	0.0%	
あり	17	34.7%	50.0%	2	100.0%	100.0%	
内訳 (再掲)	身体的虐待	8	16.3%	23.5%	1	50.0%	50.0%
	ネグレクト	4	8.2%	11.8%	0	0.0%	0.0%
	心理的虐待	5	10.2%	14.7%	1	50.0%	50.0%
	性的虐待	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
不明	15	30.6%		0	0.0%		
計	49	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%	

○ 生存しているきょうだいに対する児童相談所の関与について、過去に児童相談所の関与「あり」が、心中以外の虐待死事例で 15 人 (30.6%)、心中による虐待死事例で 1 人 (50.0%) であった。

表 I-6-7 きょうだいに対する児童相談所の関与

区分	平成22年4月から平成23年3月まで						平成23年4月から平成24年3月まで					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合									
あり	5	21.7%	22.7%	3	16.7%	16.7%	15	30.6%	31.3%	1	50.0%	50.0%
なし	17	73.9%	77.3%	15	83.3%	83.3%	33	67.3%	68.8%	1	50.0%	50.0%
不明	1	100.0%		0	0.0%		1	2.0%		0	0.0%	
計	23	100.0%	100.0%	18	100.0%	100.0%	49	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%

○ 生存しているきょうだいに対する市町村の関与について、過去に市町村の関与「あり」が、心中以外の虐待死事例で 22 人 (44.9%)、心中による虐待死事例で 1 人 (50.0%) であった。

表 I - 6 - 8 きょうだいに対する市町村の関与

区分	平成22年4月から平成23年3月まで						平成23年4月から平成24年3月まで					
	心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)			心中以外の虐待死			心中による虐待死 (未遂含む)		
	人数	構成割合	有効割合									
あり	4	17.4%	18.2%	3	16.7%	16.7%	22	44.9%	45.8%	1	50.0%	50.0%
なし	18	78.3%	81.8%	15	83.3%	83.3%	26	53.1%	54.2%	1	50.0%	50.0%
不明	1	4.3%	/	0	0.0%	/	1	2.0%	/	0	0.0%	/
計	23	100.0%	100.0%	18	100.0%	100.0%	49	100.0%	100.0%	2	100.0%	100.0%

○ 児童相談所等による生存しているきょうだいに対する本児の死亡時の対応の有無について、心中以外の虐待死事例では、「あり」が19例(33.9%)で、「あり」の内訳(複数回答)は、「安全確認」が13例と最も多く、次いで「面接」が11例、「親からの分離」が10例であった。

心中による虐待死事例では、「あり」が2例(6.9%)で、「あり」の内訳(複数回答)は「安全確認」が2例、「面接」、「心理的ケア」が1例であった。

表 I - 6 - 9 きょうだいに対する死亡時の対応

区分		心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
		例数	構成割合/56例	例数	構成割合/29例
なし		37	66.1%	27	93.1%
あり		19	33.9%	2	6.9%
内訳 (再掲) (複数回答)	安全確認	13	/	2	/
	面接	11		1	
	親からの分離	10		0	
	心理的ケア	8		1	
	その他	7		0	
計		56	100.0%	29	100.0%

- 事例発生後のきょうだいの居所について、心中以外の虐待死事例では、「児童養護施設」が18人(36.7%)と最も多く、次いで「祖父母宅」が12人(24.5%)、「自宅」が10人(20.4%)、「その他」が9人(18.4%)であった。「その他」の居所は、加害者でない養育者宅や乳児院等であった。
- 心中による虐待死事例では、「自宅」が1人(50.0%)、「児童養護施設」が1人(50.0%)であった。

表 I-6-10 きょうだいの居所

区分	心中以外の虐待死(49人)		心中による虐待死(未遂含む)(2人)	
	人数	構成割合	人数	構成割合
自宅	10	20.4%	1	50.0%
祖父母宅	12	24.5%	0	0.0%
児童養護施設	18	36.7%	1	50.0%
母子生活支援施設	0	0.0%	0	0.0%
シェルター	0	0.0%	0	0.0%
すでに死亡	0	0.0%	0	0.0%
その他	9	18.4%	0	0.0%
計	49	100.0%	2	100.0%

## 7 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）

- 死亡事例が発生した地域における要保護児童対策地域協議会の有無については、心中以外の虐待死事例、心中による虐待死事例ともに全事例の地域で設置されていた。

表 I-7-1 要保護児童対策地域協議会の有無

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
あり	56	100.0%	29	100.0%
なし	0	0.0%	0	0.0%
計	56	100.0%	29	100.0%

- 死亡事例が発生した地域の要保護児童対策地域協議会に参加している機関（複数回答）については、「児童相談所」、「市町村担当課」、「警察」、「児童委員」、「教育委員会」、「医療機関」及び「保育所」の参加率が高かった。

表 I - 7 - 2 要保護児童対策地域協議会に参加している機関（複数回答）

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合／56例	例数	構成割合／29例
児童相談所	55	98.2%	29	100.0%
市町村担当課	54	96.4%	29	100.0%
福祉事務所	46	82.1%	22	75.9%
児童家庭支援センター	13	23.2%	7	24.1%
保健所	39	69.6%	23	79.3%
保健センター	40	71.4%	19	65.5%
医療機関	48	85.7%	25	86.2%
保育所	49	87.5%	26	89.7%
認可外保育施設	4	7.1%	1	3.4%
幼稚園	44	78.6%	23	79.3%
小学校	47	83.9%	24	82.8%
中学校	47	83.9%	24	82.8%
高等学校	14	25.0%	5	17.2%
児童委員	48	85.7%	27	93.1%
警察	52	92.9%	27	93.1%
裁判所	11	19.6%	6	20.7%
弁護士	26	46.4%	15	51.7%
民間団体	28	50.0%	13	44.8%
教育委員会	52	92.9%	26	89.7%
児童館	13	23.2%	4	13.8%
児童養護施設などの児童福祉施設	32	57.1%	13	44.8%
社会福祉協議会	27	48.2%	20	69.0%
婦人相談所	4	7.1%	4	13.8%
配偶者暴力支援センター	8	14.3%	3	10.3%
婦人保護施設	7	12.5%	3	10.3%
その他	20	35.7%	13	44.8%

- 死亡事例が発生した地域における要保護児童対策地域協議会の一般的な活用の程度については、心中以外の虐待死事例では、「ある程度活用している」が 29 例 (51.8%)、「よく活用している」が 21 例 (37.5%)、「あまり活用していない」が 4 例 (7.1%)、「ほとんど活用していない」が 2 例 (3.6%) であった。

心中による虐待死事例では、「よく活用している」が 19 例 (65.5%)、「ある程度活用している」が 9 例 (31.0%)、「あまり活用していない」が 1 例 (3.4%)、「ほとんど活用していない」が 0 例であった。

表 I-7-3 要保護児童対策地域協議会の一般的な活用度

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
よく活用している	21	37.5%	19	65.5%
ある程度活用している	29	51.8%	9	31.0%
あまり活用していない	4	7.1%	1	3.4%
ほとんど活用していない	2	3.6%	0	0.0%
計	56	100.0%	29	100.0%

- 要保護児童対策地域協議会における本事例についての検討の有無は、心中以外の虐待死事例では、検討「あり」が 14 例 (25.0%)、「なし」が 42 例 (75.0%)、心中による虐待死事例では、検討「あり」が 1 例 (3.4%)、「なし」が 28 例 (96.6%) であった。

表 I-7-4 本事例についての検討の有無

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
あり	14	25.0%	1	3.4%
なし	42	75.0%	28	96.6%
計	56	100.0%	29	100.0%

## 8 死亡後の対応

- 死亡情報の入手先（死亡情報をどこから得たか）（複数回答）については、心中以外の虐待死事例では、「報道」が 33 例（73.3%）と最も多く、次いで「警察」が 27 例（60.0%）であった。
- 心中による虐待死事例では、「報道」が 23 例（62.2%）と最も多く、次いで「警察」が 14 例（37.8%）であった。

表 I-8-1 死亡情報の入手先（複数回答）

区分	心中以外の虐待死(56例)		心中による虐待死 (未遂含む)(29例)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
医療機関	15	33.3%	2	5.4%
警察	27	60.0%	14	37.8%
報道	33	73.3%	23	62.2%
家族	4	8.9%	2	5.4%
その他	9	20.0%	6	16.2%

- 行政機関内部における検証については、心中以外の虐待死事例では 19 例（33.9%）で、心中による虐待死事例では 10 例（34.5%）で実施していた。「実施した」及び「実施中」を合わせた事例数は、心中以外の虐待死事例では 21 例（37.5%）、心中による虐待死事例では 11 例（37.9%）であった。

表 I-8-2 行政機関内部による当該事例についての検証の実施

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
実施した	19	33.9%	10	34.5%
実施していない	35	62.5%	18	62.1%
実施中	2	3.6%	1	3.4%
計	56	100.0%	29	100.0%

- 行政機関内部による検証における検証チームの構成については、心中以外の虐待死事例では、検証を「実施した」及び「実施中」の 21 例のうち、「児童相談所のみ」が 4 例（19.0%）と最も多く、次いで「児童相談所と市町村」、「児童相談所と市町村と都道府県・指定都市、児童相談所設置市（本庁）」、「市町村と都道府県・指定都市、児童相談所設置市（本庁）」がそれぞれ 3 例（14.3%）であった。

心中による虐待死事例では、「実施した」及び「実施中」の 11 例のうち、「児童相談所と市町村と都道府県・指定都市、児童相談所設置市（本庁）」が 3 例（27.3%）と最も多かった。

表 I-8-3 行政機関内部による検証における検証チームの構成

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死(未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
児童相談所のみ	4	19.0%	0	0.0%
その他の機関	0	0.0%	0	0.0%
児童相談所と市町村	3	14.3%	1	9.1%
市町村とその他機関	0	0.0%	1	9.1%
児童相談所と市町村と都道府県・指定都市、児童相談所設置市（本庁）	3	14.3%	3	27.3%
児童相談所と市町村とその他機関	2	9.5%	2	18.2%
児童相談所と都道府県・指定都市、児童相談所設置市（本庁）とその他機関	0	0.0%	0	0.0%
児童相談所と市町村と都道府県・指定都市、児童相談所設置市（本庁）とその他機関	2	9.5%	2	18.2%
市町村と都道府県・指定都市、児童相談所設置市（本庁）	3	14.3%	0	0.0%
上記以外	4	19.0%	2	18.2%
計	21	100.0%	11	100.0%

- 第三者による検証については、心中以外の虐待死事例では 18 例（32.1%）、心中による虐待死事例では 4 例（13.8%）で実施していた。「実施した」及び「実施中」を合わせた事例数は、心中以外の虐待死事例では 25 例（44.6%）、心中による虐待死事例では 6 例（20.7%）であった。

表 I-8-4 第三者による当該事例についての検証の実施

区分	心中以外の虐待死		心中による虐待死 (未遂含む)	
	例数	構成割合	例数	構成割合
実施した	18	32.1%	4	13.8%
実施していない	31	55.4%	23	79.3%
実施中	7	12.5%	2	6.9%
計	56	100.0%	29	100.0%

- 対象事例に関し、虐待死を防ぐために危機感を持つべきだったと思われる時期については、心中以外の虐待死事例では、死亡に至る「半年以上」前が20例（有効割合で36.4%）と最も多く、次いで「1週間～1か月未満」前が13例（同23.6%）、「1か月～3か月未満」前が10例（同18.2%）であった。
- 心中による虐待死事例では、死亡に至る「半年以上」前が9例（31.0%）と最も多く、次いで「1週間未満」、「1か月～3か月未満」前が7例（24.1%）であった。

表 I-8-5 本事例に関し、危機感を持つべきだったと思われる時期

区分	心中以外の虐待死			心中による虐待死(未遂含む)		
	例数	構成割合	有効割合	例数	構成割合	有効割合
1週間未満	6	10.7%	10.9%	7	24.1%	24.1%
1週間～1か月未満	13	23.2%	23.6%	3	10.3%	10.3%
1か月～3か月未満	10	17.9%	18.2%	7	24.1%	24.1%
3か月～半年未満	6	10.7%	10.9%	3	10.3%	10.3%
半年以上	20	35.7%	36.4%	9	31.0%	31.0%
不明・未記入	1	1.8%		0	0.0%	
計	56	100.0%	100.0%	29	100.0%	100.0%

## 資料Ⅱ 第1次報告から第9次報告の集計結果と推移

(留意点)

- (1) 有効割合とは、当該数を総数から不明等を除いた数で除して算出したものである。以下、断り書きのないものについては構成割合を示す。
- (2) 構成割合は四捨五入で表示しているため、合計しても100%とならない場合がある。また、構成割合がそれぞれ累積構成割合と合わない場合がある。
- (3) 第1次報告は、対象期間が平成15年7月1日から同年12月末日(半年間)、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで(1年3か月間)と、対象期間(月間)が他の報告と異なる。

### 1 死亡事例数及び人数

第1次報告から第9次報告の期間中に発生した、子ども虐待によって死亡した事例数及び人数は、心中以外の虐待死事例で460例(495人)、心中による虐待死事例で253例(355人)であった。

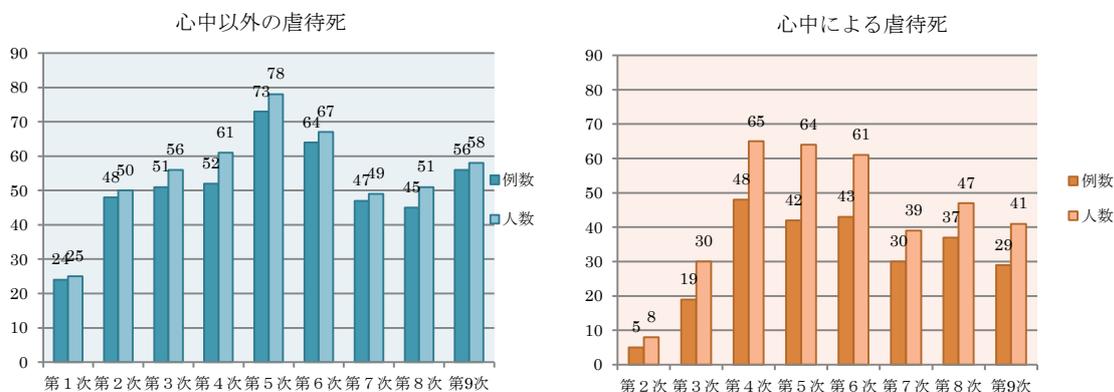
表Ⅱ-1-1 事例数及び人数(心中以外の虐待死)

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	総数
例数	24	48	51	52	73	64	47	45	56	460
人数	25	50	56	61	78	67	49	51	58	495

表Ⅱ-1-2 事例数及び人数(心中による虐待死)

区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次	第8次	第9次	総数
例数	-	5	19	48	42	43	30	37	29	253
人数	-	8	30	65	64	61	39	47	41	355

図Ⅱ-1 死亡事例数及び人数の推移



## 2 死亡した子どもの性別

死亡した子どもの性別については、これまでと特に変化はないが、心中以外の虐待死事例で、男児がやや多い傾向が続いている。

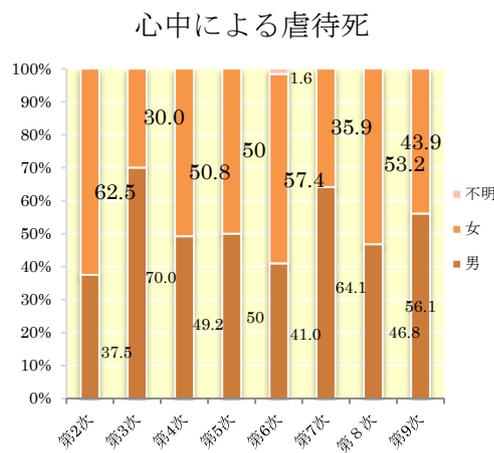
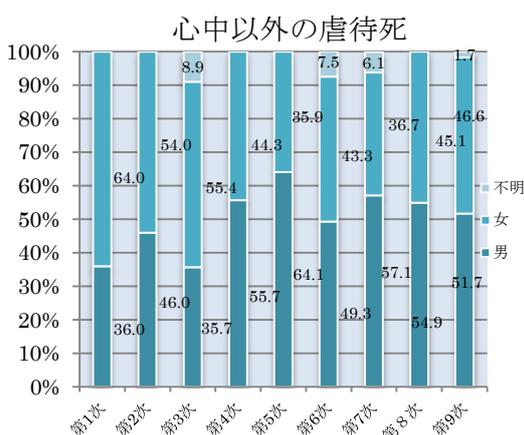
表Ⅱ－２－１ 子どもの性別（心中以外の虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	人数	構成割合																	
男	9	36.0%	23	46.0%	20	35.7%	34	55.7%	50	64.1%	33	49.3%	28	57.1%	28	54.9%	30	51.7%	255
女	16	64.0%	27	54.0%	31	55.4%	27	44.3%	28	35.9%	29	43.3%	18	36.7%	23	45.1%	27	46.6%	226
不明	0	0.0%	0	0.0%	5	8.9%	0	0.0%	0	0.0%	5	7.5%	3	6.1%	0	0.0%	1	1.7%	14
計	25	100%	50	100%	56	100%	61	100%	78	100%	67	100%	49	100%	51	100%	58	100%	495

表Ⅱ－２－２ 子どもの性別（心中による虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
男	-	-	3	37.5%	21	70.0%	32	49.2%	32	50.0%	25	41.0%	25	64.1%	22	46.8%	23	56.1%	183
女	-	-	5	62.5%	9	30.0%	33	50.8%	32	50.0%	35	57.4%	14	35.9%	25	53.2%	18	43.9%	171
不明	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
計	-	-	8	100%	30	100%	65	100%	64	100%	61	100%	39	100%	47	100%	41	100%	355

図Ⅱ－２ 死亡した子どもの性別の推移



## 3 死亡した子どもの年齢

死亡した子どもの年齢について、心中以外の虐待死事例では、第1次報告から0歳児が最も多く、3歳以下で約8割を占めている。心中による虐待死事例では、各年齢に分散傾向がみられる。

表Ⅱ－３－１ 虐待死の子どもの年齢（心中以外の虐待死）

年齢	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	人数	構成割合																	
0歳	11	44.0%	23	46.0%	20	35.7%	20	32.8%	37	47.4%	39	58.2%	20	40.8%	23	45.1%	25	43.1%	218
1歳	3	12.0%	6	12.0%	6	10.7%	7	11.5%	11	14.1%	4	6.0%	8	16.3%	9	17.6%	8	13.8%	62
2歳	5	20.0%	7	14.0%	1	1.8%	5	8.2%	6	7.7%	4	6.0%	3	6.1%	7	13.7%	6	10.3%	44
3歳	1	4.0%	4	8.0%	9	16.1%	13	21.3%	9	11.5%	3	4.5%	7	14.3%	4	7.8%	3	5.2%	53
4歳	2	8.0%	1	2.0%	6	10.7%	7	11.5%	3	3.8%	8	11.9%	2	4.1%	2	3.9%	4	6.9%	35
5歳	2	8.0%	1	2.0%	3	5.4%	2	3.3%	3	3.8%	2	3.0%	3	6.1%	3	5.9%	2	3.4%	21
6歳	1	4.0%	2	4.0%	2	3.6%	1	1.6%	1	1.3%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	9
7歳	0	0.0%	2	4.0%	2	3.6%	2	3.3%	2	2.6%	0	0.0%	2	4.1%	0	0.0%	2	3.4%	12
8歳	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	3
9歳	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	1	1.5%	1	2.0%	0	0.0%	2	3.4%	6
10歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	1.3%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	4
11歳	0	0.0%	1	2.0%	1	1.8%	1	1.6%	1	1.3%	1	1.5%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	6
12歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	2
13歳	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	3
14歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	1
15歳	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
16歳	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	0	0.0%	2	2.6%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	5
17歳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	2
不明	0	0.0%	0	0.0%	4	7.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	2	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	7
計	25	100%	50	100%	56	100%	61	100%	78	100%	67	100%	49	100%	51	100%	58	100%	495

表Ⅱ－３－２ 3歳以下の子どもの年齢（心中以外の虐待死）

年齢	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	人数	構成割合																	
0歳	11	44.0%	23	46.0%	20	35.7%	20	32.8%	37	47.4%	39	58.2%	20	40.8%	23	45.1%	25	49.0%	218
1歳	3	12.0%	6	12.0%	6	10.7%	7	11.5%	11	14.1%	4	6.0%	8	16.3%	9	17.6%	8	15.7%	62
2歳	5	20.0%	7	14.0%	1	1.8%	5	8.2%	6	7.7%	4	6.0%	3	6.1%	7	13.7%	6	11.8%	44
3歳	1	4.0%	4	8.0%	9	16.1%	13	21.3%	9	11.5%	3	4.5%	7	14.3%	4	7.8%	3	5.9%	53
計	20	80.0%	40	80.0%	36	64.3%	45	73.8%	63	80.7%	50	74.7%	38	77.6%	43	84.3%	42	82.4%	377

表Ⅱ－３－３ 子どもの年齢（心中による虐待死）

年齢	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	
0歳	-	-	1	12.5%	6	20.0%	7	10.8%	9	14.1%	7	11.5%	5	12.8%	3	6.4%	3	7.3%	41
1歳	-	-	1	12.5%	3	10.0%	4	6.2%	3	4.7%	4	6.6%	1	2.6%	5	10.6%	3	7.3%	24
2歳	-	-	1	12.5%	2	6.7%	8	12.3%	5	7.8%	2	3.3%	3	7.7%	3	6.4%	4	9.8%	28
3歳	-	-	2	25.0%	1	3.3%	5	7.7%	5	7.8%	5	8.2%	5	12.8%	3	6.4%	3	7.3%	29
4歳	-	-	1	12.5%	2	6.7%	4	6.2%	3	4.7%	3	4.9%	2	5.1%	4	8.5%	4	9.8%	23
5歳	-	-	0	0.0%	1	3.3%	7	10.8%	8	12.5%	5	8.2%	6	15.4%	3	6.4%	3	7.3%	33
6歳	-	-	0	0.0%	2	6.7%	6	9.2%	6	9.4%	3	4.9%	2	5.1%	5	10.6%	2	4.9%	26
7歳	-	-	0	0.0%	1	3.3%	2	3.1%	5	7.8%	6	9.8%	4	10.3%	2	4.3%	3	7.3%	23
8歳	-	-	1	12.5%	2	6.7%	4	6.2%	3	4.7%	5	8.2%	1	2.6%	6	12.8%	4	9.8%	26
9歳	-	-	1	12.5%	2	6.7%	6	9.2%	4	6.3%	3	4.9%	3	7.7%	3	6.4%	6	14.6%	28
10歳	-	-	0	0.0%	1	3.3%	3	4.6%	4	6.3%	5	8.2%	2	5.1%	0	0.0%	1	2.4%	16
11歳	-	-	0	0.0%	3	10.0%	2	3.1%	2	3.1%	4	6.6%	0	0.0%	5	10.6%	0	0.0%	16
12歳	-	-	0	0.0%	1	3.3%	4	6.2%	0	0.0%	2	3.3%	2	5.1%	2	4.3%	1	2.4%	12
13歳	-	-	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%	3	4.7%	3	4.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	8
14歳	-	-	0	0.0%	0	0.0%	2	3.1%	2	3.1%	1	1.6%	0	0.0%	1	2.1%	2	4.9%	8
15歳	-	-	0	0.0%	2	6.7%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.1%	2	4.3%	0	0.0%	7
16歳	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	2	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
17歳	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	1	2.4%	2
不明	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
計	-	-	8	100%	30	100%	65	100%	64	100%	61	100%	39	100%	47	100%	41	100%	355

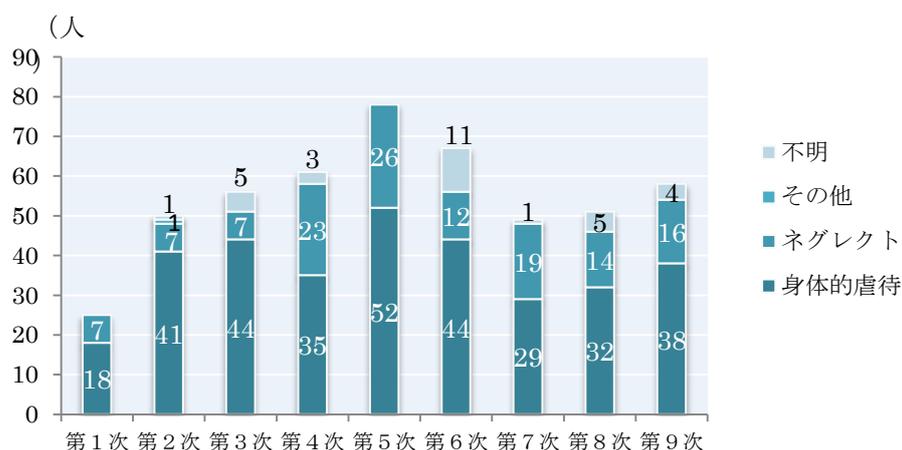
#### 4 主な虐待の種類（心中以外の虐待死）

主な虐待の種類は、第1次報告より「身体的虐待」が最も多く、次いで「ネグレクト」が1～3割を占めている。

表Ⅱ－4 主な虐待の種類（心中以外の虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	人数	構成割合																	
身体的虐待	18	72.0%	41	82.0%	44	78.6%	35	57.4%	52	66.7%	44	65.7%	29	59.2%	32	62.7%	38	65.5%	333
ネグレクト	7	28.0%	7	14.0%	7	12.5%	23	37.7%	26	33.3%	12	17.9%	19	38.8%	14	27.5%	16	27.8%	131
その他	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
不明	0	0.0%	1	2.0%	5	8.9%	3	4.9%	0	0.0%	11	16.4%	1	2.0%	5	9.8%	4	6.9%	30
計	25	100%	50	100%	56	100%	61	100%	78	100%	67	100%	49	100%	51	100%	58	100%	495

図Ⅱ－3 主な虐待の種類の変遷（心中以外の虐待死）



## 5 主たる加害者

主たる加害者は、心中以外の虐待死事例では、「実母」が5割前後、次いで「実父」が2割前後であり、「養父」、「継父」や「実母の交際相手」も少数だがみられている。心中による虐待死事例では、「実母」が最も多い。8次報告までは、6～7割であったが、9次報告では8割となっている。次いで「実父」の1～8次報告までは2～3割であったが、9次報告では1割未満となっている。

表Ⅱ－5－1 主たる加害者（心中以外の虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合		
実母	13	52.0%	26	52.0%	38	67.9%	29	47.5%	38	48.7%	36	53.7%	23	46.9%	30	58.8%	33	56.9%	266	
実父	7	28.0%	11	22.0%	11	19.6%	5	8.2%	16	20.5%	10	14.9%	6	12.2%	7	13.7%	11	19.0%	84	
養母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	
養父	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	3	5.9%	0	0.0%	5	
継母	0	0.0%	1	2.0%	1	1.8%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	2	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	5	
継父	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	1	1.6%	2	2.6%	0	0.0%	2	4.1%	1	2.0%	2	3.4%	9	
実母の交際相手	1	4.0%	4	8.0%	2	3.6%	5	8.2%	8	10.3%	3	4.5%	2	4.1%	4	7.8%	2	3.4%	31	
母方祖母	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	
母方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	
父方祖母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	
父方祖父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	
実母と	実父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	9	14.8%	10	12.8%	5	7.5%	6	12.2%	2	3.9%	5	8.6%	37
	継父	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	1	1.7%	2
	養父	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	1	1.6%	0	0.0%	2	3.0%	1	2.0%	1	2.0%	0	0.0%	6
	実母の交際相手	1	4.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.9%	1	1.3%	3	4.5%	4	8.2%	1	2.0%	2	3.4%	15
母方祖父母	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0
実父とその他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.7%	1
その他	3	12.0%	6	12.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	1.3%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.9%	1	1.7%	14	
不明	0	0.0%	0	0.0%	2	3.6%	4	6.6%	0	0.0%	6	9.0%	2	4.1%	0	0.0%	0	0.0%	14	
計	25	100%	50	100%	56	100%	61	100%	78	100.1%	67	100%	49	100%	51	100%	58	100%	495	

表Ⅱ－５－２ 主たる加害者（心中による虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合		
実母	-	-	5	62.5%	24	80.0%	46	70.8%	42	65.6%	40	65.5%	22	56.4%	33	70.2%	33	80.5%	245	
実父	-	-	2	25.0%	5	16.7%	13	20.0%	12	18.8%	14	23.0%	14	35.9%	11	23.4%	2	4.9%	73	
養母	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	
養父	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	
継母	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	
継父	-	-	1	12.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	
実母の交際相手	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	
母方祖母	-	-	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	1	1.6%	0	0.0%	1	2.6%	1	2.1%	0	0.0%	4	
母方祖父	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	2	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	
父方祖母	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	2.6%	1	2.1%	0	0.0%	3	
父方祖父	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	
実母と 実父	実父	-	-	0	0.0%	1	3.3%	3	4.6%	4	6.3%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	9
	継父	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	養父	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	実母の交際相手	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
	母方祖父母	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	7.3%	3
実父とその他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	
その他	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	
不明	-	-	0	0.0%	0	0.0%	2	3.1%	0	0.0%	4	6.6%	0	0.0%	1	2.1%	3	7.3%	10	
計	-	-	8	100%	30	100%	65	100%	64	100%	61	100%	39	100%	47	100.0%	41	100.0%	355	

## 6 加害の動機（心中以外の虐待死）

心中以外の虐待死事例における加害の動機は、「不明」が3割前後みられるが、「しつけのつもり」、「保護を怠ったことによる死亡」、「子どもの存在の拒否・否定」、「泣きやまないことにいらだったため」及び「その他」が一定程度みられる。

表Ⅱ－6 加害の動機（心中以外の虐待死）

区分	第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	人数	構成割合															
しつけのつもり	9	18.0%	9	16.1%	7	11.5%	9	11.5%	10	14.9%	8	16.3%	3	5.9%	10	17.2%	65
子どもがなつかない	0	0.0%	5	8.9%	2	3.3%	1	1.3%	1	1.5%	1	2.0%	0	0.0%	0	0.0%	10
パートナーへの愛情を独占されたなど、子どもに対する嫉妬心	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	1	2.0%	0	0.0%	1	1.7%	3
パートナーへの怒りを子どもに向ける	0	0.0%	2	3.6%	1	1.6%	1	1.3%	0	0.0%	1	2.0%	0	0.0%	2	3.4%	7
慢性的疾患や障害の苦しみから子どもを救おうという主観的意図	0	0.0%	0	0.0%	2	3.3%	2	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	5
精神症状による行為(妄想などによる)	3	6.0%	5	8.9%	4	6.6%	7	9.0%	2	3.0%	1	2.0%	2	3.9%	2	3.4%	26
子どもの暴力などから身を守るため	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
MSPB(代理ミュンヒハウゼン氏症候群)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.5%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.7%	4
保護を怠ったことによる死亡	3	6.0%	5	8.9%	18	29.5%	13	16.7%	4	6.0%	8	16.3%	11	21.6%	9	15.5%	71
子どもの存在の拒否・否定	0	0.0%	5	8.9%	5	8.2%	6	7.7%	8	11.9%	10	20.4%	2	3.9%	3	5.2%	39
泣きやまないことにはらだたため	0	0.0%	0	0.0%	4	6.6%	13	16.7%	5	7.5%	5	10.2%	6	11.8%	7	12.1%	40
アルコール又は薬物依存に起因した精神症状による行為	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
その他	23	46.0%	6	10.7%	1	1.6%	2	2.6%	10	14.9%	3	6.1%	7	13.7%	9	15.5%	61
不明	12	24.0%	19	33.9%	17	27.9%	24	30.8%	23	34.3%	11	22.4%	20	39.2%	13	22.4%	139
計	50	100%	56	100%	61	100%	78	100%	67	100%	49	100%	51	100%	58	100%	470

## 7 妊娠期・周産期の問題

妊娠期・周産期の問題は、心中以外の虐待死事例では、「望まない妊娠／計画していない妊娠」、「若年（10代）妊娠」、「母子健康手帳の未発行」、「妊婦健康診査未受診」の問題が継続的にみられる。心中による虐待死事例では、数は多くないが、「帝王切開」、「低体重」などがみられる。

表Ⅱ－7－1 妊娠期・周産期の問題（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	第3次(56人)		第4次(61人)		第5次(78人)		第6次(67人)		第7次(49人)		第8次(51人)		第9次(58人)		総数
	人数	構成割合													
切迫流産・切迫早産	1	1.8%	6	9.8%	1	1.3%	4	6.0%	5	10.2%	4	7.8%	2	3.4%	23
妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)	2	3.6%	1	1.6%	2	2.6%	2	3.0%	0	0.0%	2	3.9%	1	1.7%	10
喫煙の常習	1	1.8%	1	1.6%	3	3.8%	7	10.4%	4	8.2%	7	13.7%	8	13.8%	31
アルコールの常習	2	3.6%	1	1.6%	2	2.6%	5	7.5%	1	2.0%	1	2.0%	2	3.4%	14
マタニティブルー	1	1.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
望まない妊娠/計画していない妊娠	7	12.5%	10	16.4%	11	14.1%	21	31.3%	11	22.4%	10	19.6%	18	31.0%	88
若年(10代)妊娠	4	7.1%	8	13.1%	12	15.4%	15	22.4%	7	14.3%	14	27.5%	14	24.1%	74
母子健康手帳の未発行	6	10.7%	9	14.8%	11	14.1%	20	29.9%	9	18.4%	9	17.6%	9	15.5%	73
妊婦健康診査未受診	4	7.1%	9	14.8%	10	12.8%	21	31.3%	7	14.3%	11	21.6%	21	36.2%	83
胎児虐待	1	1.8%	2	3.3%	2	2.6%	0	0.0%	2	4.1%	5	9.8%	8	13.8%	20
その他(胎児期の母体側の問題)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1.7%	1
墜落分娩	2	3.6%	5	8.2%	5	6.4%	9	13.4%	2	4.1%	2	3.9%	5	8.6%	30
陣痛が微弱であった	0	0.0%	1	1.6%	1	1.3%	1	1.5%	1	2.0%	0	0.0%	2	3.4%	6
帝王切開	2	3.6%	2	3.3%	8	10.3%	4	6.0%	7	14.3%	7	13.7%	12	20.7%	42
救急車で来院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4	6.9%	4
医療機関から連絡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	5	8.6%	5
その他(出産時の母体側の問題)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3	5.2%	3
低体重	1	1.8%	4	6.6%	6	7.7%	9	13.4%	8	16.3%	7	13.7%	8	13.8%	43
多胎	2	3.6%	0	0.0%	1	1.3%	4	6.0%	1	2.0%	3	5.9%	0	0.0%	11
新生児仮死	0	0.0%	4	6.6%	0	0.0%	0	0.0%	4	8.2%	0	0.0%	1	1.7%	9
その他の疾患・障害	-	-	4	6.6%	2	2.6%	0	0.0%	3	6.1%	0	0.0%	4	6.9%	13
出生時の退院の遅れによる母子分離	2	3.6%	4	6.6%	3	3.8%	6	9.0%	5	10.2%	3	5.9%	5	8.6%	28
NICU入院	1	1.8%	5	8.2%	3	3.8%	2	3.0%	4	8.2%	1	2.0%	4	6.9%	20

表Ⅱ－7－2 妊娠期・周産期の問題（心中による虐待死）（複数回答）

区分	第3次(30人)		第4次(65人)		第5次(64人)		第6次(61人)		第7次(39人)		第8次(47人)		第9次(41人)		総数
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合									
切迫流産・切迫早産	0	0.0%	2	3.1%	2	3.1%	3	4.9%	4	10.3%	2	4.3%	0	0.0%	13
妊娠中毒症	0	0.0%	2	3.1%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.7%	1	2.1%	2	4.9%	8
喫煙の常習	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	1	1.6%	3	7.7%	1	2.1%	0	0.0%	6
アルコールの常習	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	1
マタニティブルー	0	0.0%	3	4.6%	1	1.6%	1	1.6%	2	5.1%	0	0.0%	2	4.9%	9
望まない妊娠/計画していない妊娠	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	4	10.3%	1	2.1%	1	2.4%	8
若年(10代)妊娠	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	2	4.3%	0	0.0%	4
母子健康手帳の未発行	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	0	0.0%	1
妊婦健康診査未受診	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
胎児虐待	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
その他(胎児期の母体側の問題)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0
墜落分娩	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
陣痛が微弱であった	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.6%	0	0.0%	2	4.9%	3
帝王切開	0	0.0%	4	6.2%	2	3.1%	3	4.9%	5	12.8%	3	6.4%	3	7.3%	20
救急車で来院	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0
医療機関から連絡	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	4.9%	2
その他(出産時の母体側の問題)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2.4%	1
低体重	0	0.0%	2	3.1%	3	4.7%	2	3.3%	2	5.1%	4	8.5%	1	2.4%	14
多胎	0	0.0%	0	0.0%	2	3.1%	0	0.0%	2	5.1%	0	0.0%	0	0.0%	4
新生児仮死	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	3
その他の疾患・障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.1%	2	4.3%	2	4.9%	6
出生時の退院の遅れによる母子分離	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	6.4%	1	2.4%	5
NICU入院	0	0.0%	1	1.5%	0	0.0%	1	1.6%	2	5.1%	3	6.4%	2	4.9%	9

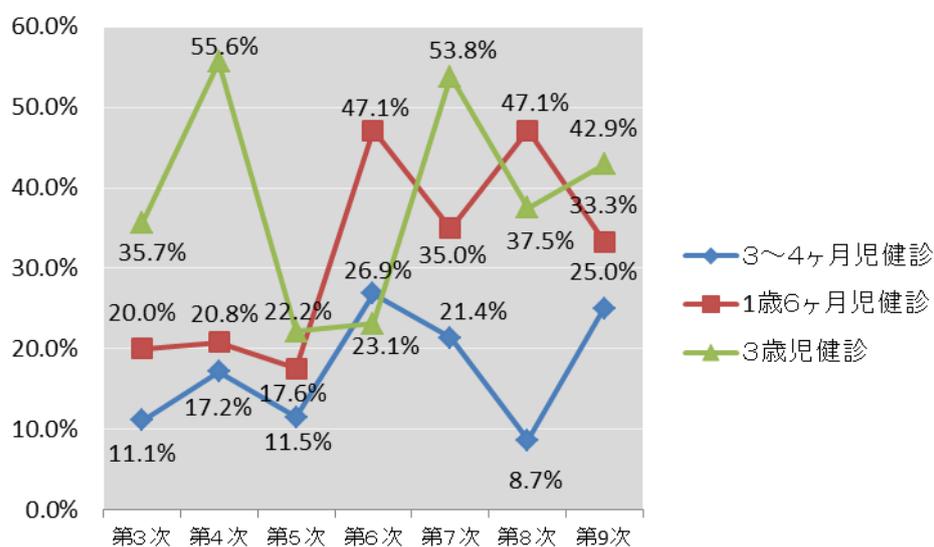
## 8 乳幼児健康診査及び予防接種の未受診者数と未受診率

乳幼児健康診査及び予防接種の未受診者数及び未受診率について、該当する年齢に達しているものについて有効割合でみると、心中以外の虐待死事例で乳幼児健康診査の未受診率が高い特徴がみられる（表Ⅱ－８－１、表Ⅱ－８－２、図Ⅱ－４、図Ⅱ－５）。

表Ⅱ－８－１ 乳幼児健康診査及び予防接種の未受診者数と未受診率（心中以外の虐待死）

区分	第3次(56人)		第4次(61人)		第5次(78人)		第6次(67人)		第7次(49人)		第8次(51人)		第9次(58人)	
	人数	未受診率												
3～4ヶ月児健診	2	11.1%	5	17.2%	3	11.5%	7	26.9%	6	21.4%	2	8.7%	9	25.0%
1歳6ヶ月児健診	3	20.0%	5	20.8%	3	17.6%	8	47.1%	7	35.0%	8	47.1%	8	33.3%
3歳児健診	5	35.7%	10	55.6%	2	22.2%	3	23.1%	7	53.8%	3	37.5%	6	42.9%
BCG・ツベルクリン	5	35.7%	3	10.3%	2	10.0%	32	68.1%	17	43.6%	2	9.5%	9	25.0%
ポリオ	4	26.7%	3	11.1%	3	15.8%	21	65.6%	15	45.5%	8	36.4%	12	37.5%
三種混合	3	21.4%	5	19.2%	4	25.0%	24	77.4%	12	37.5%	4	17.4%	10	31.3%
麻疹	2	15.4%	5	20.8%	3	27.3%	20	76.9%	13	46.4%	7	46.7%	8	32.0%
風疹	3	25.0%	9	40.9%	3	27.3%	20	90.0%	14	51.9%	8	53.3%	10	37.0%

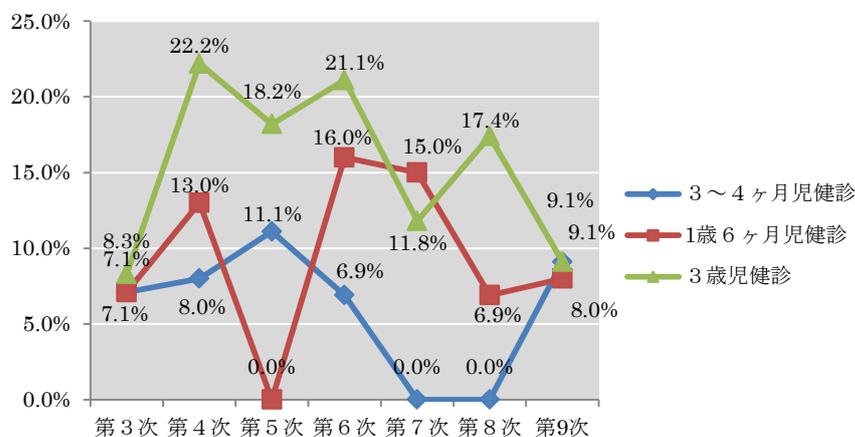
図Ⅱ－４ 乳幼児健康診査の未受診率の推移（心中以外の虐待死）



表Ⅱ－８－２ 乳幼児健康診査及び予防接種の未受診者数と未受診率（心中による虐待死）

区分	第3次 (30人)		第4次 (65人)		第5次 (64人)		第6次 (61人)		第7次 (39人)		第8次 (47人)		第9次 (41人)	
	人数	未受診率												
3～4ヶ月児健診	1	7.1%	2	8.0%	2	11.1%	2	6.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	9.1%
1歳6ヶ月児健診	1	7.1%	3	13.0%	0	0.0%	4	16.0%	3	15.0%	2	6.9%	2	8.0%
3歳児健診	1	8.3%	4	22.2%	2	18.2%	4	21.1%	2	11.8%	4	17.4%	2	9.1%
BCG・ツベルクリン	0	0.0%	1	3.8%	0	0.0%	3	8.8%	2	8.3%	0	0.0%	2	6.9%
ポリオ	0	0.0%	2	7.4%	3	18.8%	4	12.1%	4	16.7%	0	0.0%	3	10.3%
三種混合	1	11.1%	2	7.1%	3	18.8%	6	18.2%	3	13.0%	1	3.8%	4	13.3%
麻疹	3	37.5%	2	8.3%	2	13.3%	6	19.4%	4	19.0%	0	0.0%	2	7.7%
風疹	1	12.5%	2	9.5%	2	13.3%	7	21.9%	6	27.3%	1	3.8%	2	7.7%

図Ⅱ－５ 乳幼児健康診査の未受診率の推移（心中による虐待死）



## 9 養育者の状況

養育者は、心中以外の虐待死事例、心中による虐待死事例の両方で、「実父母」が最も多く、次いで、心中以外の虐待死事例では「一人親（離婚）」、「一人親（未婚）」が多い。一方で、心中による虐待死事例では「一人親（離婚）」が多かった。なお、心中以外の虐待死事例では「内縁関係」が一定数みられる。

表Ⅱ－9－1 養育者の状況（心中以外の虐待死）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	例数	構成割合													
実父母	19	37.3%	24	46.2%	37	50.7%	26	40.6%	26	55.3%	17	37.8%	26	46.4%	175
一人親(離婚)	3	5.9%	9	17.3%	9	12.3%	5	7.8%	1	2.1%	7	15.6%	8	14.3%	42
一人親(未婚)	7	13.7%	4	7.7%	9	12.3%	11	17.2%	3	6.4%	4	8.9%	8	14.3%	46
一人親(死別)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
一人親(別居)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	2.2%	3	5.4%	4
再婚	4	7.8%	2	3.8%	4	5.5%	2	3.1%	5	10.6%	3	6.7%	2	3.6%	22
内縁関係	7	13.7%	7	13.5%	5	6.8%	9	14.1%	7	14.9%	6	13.3%	2	3.6%	43
養父母	0	0.0%	1	1.9%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2
その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	4.7%	1	2.1%	2	4.4%	6	10.7%	12
不明	11	21.6%	5	9.6%	9	12.3%	6	9.4%	4	8.5%	5	11.1%	1	1.8%	41
計	51	100%	52	100%	73	100%	64	100%	47	100%	45	100%	56	100%	388

表Ⅱ－9－2 養育者の状況（心中による虐待死）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	例数	構成割合													
実父母	15	78.9%	29	60.4%	29	69.0%	22	51.2%	22	73.3%	18	48.6%	13	44.8%	148
一人親(離婚)	0	0.0%	8	16.7%	4	9.5%	13	30.2%	4	13.3%	7	18.9%	11	37.9%	47
一人親(未婚)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	7.0%	1	3.3%	0	0.0%	1	3.4%	5
一人親(死別)	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.7%	0	0.0%	2
一人親(別居)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	10.8%	1	3.4%	5
再婚	0	0.0%	2	4.2%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
内縁関係	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%	1	3.4%	2
養父母	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.4%	0	0.0%	2
その他	0	0.0%	0	0.0%	2	4.8%	1	2.3%	1	3.3%	2	5.4%	2	6.9%	8
不明	4	21.1%	8	16.7%	6	14.3%	4	9.3%	1	3.3%	3	8.1%	0	0.0%	26
計	19	100%	48	100%	42	100%	43	100%	30	100%	37	100%	29	100%	248

## 10 養育者の心理的・精神的問題

養育者（実母）の心理的・精神的問題について、心中以外の虐待死事例では、「育児不安」と「養育能力の低さ」が一貫して多く、次いで「衝動性」も多かった。

心中以外の虐待死事例の実母では、「養育能力の低さ」、「衝撃性」、「攻撃性」及び「怒りのコントロール不全」が比較的多い。

心中による虐待死事例の実母の場合は、「育児不安」、「精神疾患（医師の診断によるもの）」及び「うつ状態」が多い。

表Ⅱ－１０－１ 養育者（実母）の心理的・精神的問題（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	第3次(41例)		第4次(52例)		第5次(73例)		第6次(63例)		第7次(44例)		第8次(44例)		第9次(56例)		総数
	例数	構成割合													
育児不安	12	29.3%	14	26.9%	19	26.0%	16	25.4%	11	25.0%	14	31.8%	11	19.6%	97
マタニティーブルー	2	4.9%	0	0.0%	4	5.5%	1	1.6%	0	0.0%	1	2.3%	1	1.8%	9
産後うつ			1	1.9%	3	4.1%	2	3.2%	2	4.5%	1	2.3%	4	7.1%	13
知的障害	2	4.9%	0	0.0%	3	4.1%	2	3.2%	2	4.5%	1	2.3%	4	7.1%	14
精神疾患 (医師の診断によるもの)	3	7.3%	7	13.5%	8	11.0%	2	3.2%	2	4.5%	7	15.9%	9	16.1%	38
身体障害	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	2	3.6%	5
その他の障害	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	1	2.3%	0	0.0%	2	3.6%	4
アルコール依存	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	5	7.9%	1	2.3%	1	2.3%	0	0.0%	8
薬物依存	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	7.1%	4
衝動性	5	12.2%	5	9.6%	8	11.0%	8	12.7%	6	13.6%	6	13.6%	10	17.9%	48
攻撃性	2	4.9%	5	9.6%	7	9.6%	6	9.5%	6	13.6%	3	6.8%	9	16.1%	38
怒りのコントロール不全	7	17.1%	4	7.7%	8	11.0%	7	11.1%	6	13.6%	5	11.4%	7	12.5%	44
うつ状態	6	14.6%	9	17.3%	8	11.0%	3	4.8%	4	9.1%	6	13.6%	7	12.5%	43
躁状態	1	2.4%	0	0.0%	2	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
感情の起伏が激しい	4	9.8%	4	7.7%	9	12.3%	5	7.9%	4	9.1%	6	13.6%	8	14.3%	40
高い依存性	6	14.6%	6	11.5%	3	4.1%	2	3.2%	3	6.8%	2	4.5%	8	14.3%	30
幻覚	1	2.4%	1	1.9%	2	2.7%	0	0.0%	1	2.3%	2	4.5%	3	5.4%	10
妄想	2	4.9%	1	1.9%	1	1.4%	1	1.6%	1	2.3%	2	4.5%	2	3.6%	10
DVを受けている	2	4.9%	4	7.7%	4	5.5%	6	9.5%	6	13.6%	1	2.3%	8	14.3%	31
DVを行っている	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.3%	0	0.0%	2
自殺未遂の既往	3	7.3%	1	1.9%	1	1.4%	1	1.6%	3	6.8%	1	2.3%	3	5.4%	13
養育能力の低さ	9	22.0%	20	38.5%	18	24.7%	10	15.9%	13	29.5%	11	25.0%	23	41.1%	104
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0

表Ⅱ－１０－２ 養育者（実父）の心理的・精神的問題（心中以外の虐待死）（複数回答）

区分	第3次(21例)		第4次(52例)		第5次(73例)		第6次(34例)		第7次(31例)		第8次(32例)		第9次(39例)		総数
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	
育児不安	2	9.5%	2	3.8%	1	1.4%	2	5.9%	0	0.0%	2	6.3%	2	5.1%	11
マタニティーブルー	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
産後うつ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
知的障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
精神疾患 (医師の診断によるもの)	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.1%	4
身体障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	1	2.6%	2
その他の障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.2%	0	0.0%	0	0.0%	1
アルコール依存	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
薬物依存	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	1
衝動性	4	19.0%	4	7.7%	3	4.1%	6	17.6%	5	16.1%	1	3.1%	4	10.3%	27
攻撃性	5	23.8%	4	7.7%	5	6.8%	7	20.6%	6	19.4%	1	3.1%	5	12.8%	33
怒りのコントロール不全	4	19.0%	4	7.7%	4	5.5%	6	17.6%	6	19.4%	1	3.1%	6	15.4%	31
うつ状態	1	4.8%	1	1.9%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3
躁状態	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
感情の起伏が激しい	2	9.5%	3	5.8%	2	2.7%	5	14.7%	5	16.1%	1	3.1%	4	10.3%	22
高い依存性	1	4.8%	1	1.9%	2	2.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	1	2.6%	6
幻覚	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
妄想	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1
DVを受けている	0	0.0%	0	0.0%	1	1.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	1	2.6%	3
DVを行っている	2	9.5%	1	1.9%	1	1.4%	3	8.8%	5	16.1%	1	3.1%	4	10.3%	17
自殺未遂の既往	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.1%	0	0.0%	1
養育能力の低さ	2	9.5%	8	15.4%	7	9.6%	5	14.7%	7	22.6%	2	6.3%	6	15.4%	37
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	3.1%	0	0.0%	1

表Ⅱ－１０－３ 養育者（実母）の心理的・精神的問題（心中による虐待死）（複数回答）

区分	第3次(16例)		第4次(48例)		第5次(42例)		第6次(42例)		第7次(30例)		第8次(34例)		第9次(29例)		総数
	例数	構成割合													
育児不安	4	25.0%	12	25.0%	8	19.0%	12	28.6%	4	13.3%	7	20.6%	8	27.6%	55
マタニティーブルーズ	0	0.0%	0	0.0%	2	4.8%	1	2.4%	1	3.3%	0	0.0%	2	6.9%	6
産後うつ	0	0.0%	2	4.2%	1	2.4%	1	2.4%	2	6.7%	1	2.9%	2	6.9%	9
知的障害	1	6.3%	2	4.2%	1	2.4%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	6
精神疾患 (医師の診断によるもの)	0	0.0%	13	27.1%	5	11.9%	8	19.0%	3	10.0%	14	41.2%	8	27.6%	51
身体障害	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.4%	2
その他の障害	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	2	4.8%	1	3.3%	0	0.0%	0	0.0%	4
アルコール依存	0	0.0%	2	4.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	5.9%	1	3.4%	5
薬物依存	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
衝動性	0	0.0%	8	16.7%	1	2.4%	2	4.8%	3	10.0%	1	2.9%	3	10.3%	18
攻撃性	0	0.0%	3	6.3%	0	0.0%	2	4.8%	1	3.3%	0	0.0%	1	3.4%	7
怒りのコントロール不全	0	0.0%	4	8.3%	0	0.0%	1	2.4%	1	3.3%	0	0.0%	2	6.9%	8
うつ状態	3	18.8%	9	18.8%	5	11.9%	11	26.2%	1	3.3%	8	23.5%	10	34.5%	47
躁状態	0	0.0%	2	4.2%	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.4%	4
感情の起伏が激しい	0	0.0%	4	8.3%	0	0.0%	1	2.4%	1	3.3%	0	0.0%	5	17.2%	11
高い依存性	1	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.9%	1	3.4%	4
幻覚	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	2.9%	0	0.0%	1
妄想	0	0.0%	0	0.0%	1	2.4%	1	2.4%	0	0.0%	1	2.9%	1	3.4%	4
DVを受けている	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.3%	0	0.0%	3	10.3%	5
DVを行っている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
自殺未遂の既往	2	12.5%	1	2.1%	3	7.1%	5	11.9%	2	6.7%	6	17.6%	3	10.3%	22
養育能力の低さ	0	0.0%	3	6.3%	0	0.0%	4	9.5%	1	3.3%	3	8.8%	3	10.3%	14
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0.0%	0	0.0%	0

表Ⅱ－１０－４ 養育者（実父）の心理的・精神的問題（心中による虐待死）（複数回答）

区分	第3次(14例)		第4次(48例)		第5次(42例)		第6次(34例)		第7次(26例)		第8次(31例)		第9次(23例)		総数
	例数	構成割合													
育児不安	0	0.0%	1	2.1%	1	2.4%	2	5.9%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.3%	5
マタニティブルー	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
産後うつ	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
知的障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
精神疾患 (医師の診断によるもの)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	2	7.7%	1	3.2%	1	4.3%	4
身体障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
その他の障害	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
アルコール依存	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.3%	1
薬物依存	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
衝動性	0	0.0%	2	4.2%	1	2.4%	0	0.0%	1	3.8%	1	3.2%	3	13.0%	8
攻撃性	0	0.0%	3	6.3%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	1	3.2%	0	0.0%	5
怒りのコントロール不全	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	2	6.5%	2	8.7%	6
うつ状態	0	0.0%	1	2.1%	2	4.8%	1	2.9%	1	3.8%	2	6.5%	0	0.0%	7
躁状態	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
感情の起伏が激しい	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.2%	1	4.3%	2
高い依存性	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
幻覚	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
妄想	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.2%	0	0.0%	1
DVを受けている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
DVを行っている	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	3.8%	1	3.2%	1	4.3%	3
自殺未遂の既往	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
養育能力の低さ	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	4.3%	1
日本語でのコミュニケーションが難しい (日本語を母国語としていない)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0.0%	0	0.0%	0

### 1.1 虐待通告の有無

虐待通告の有無については、心中以外の虐待死事例では、第8次報告までは1～2割で推移していたが、第9次報告では約3割と増加している。心中による虐待死事例では、第4次報告以降、件数は少ないものの通告はみられた。

表Ⅱ－１１－１ 虐待通告の有無（心中以外の虐待死）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合		
なし	37	72.5%	39	75.0%	58	79.5%	56	87.5%	37	78.7%	34	75.6%	38	67.9%	299	
あり	8	15.7%	10	19.2%	15	20.5%	7	10.9%	9	19.1%	7	15.6%	18	32.1%	74	
内訳 (再掲)	児童相談所	6	11.8%	7	13.5%	7	9.6%	5	7.8%	7	14.9%	4	8.9%	14	25.0%	50
	市町村	2	3.9%	2	3.8%	7	9.6%	1	1.6%	2	4.3%	3	6.7%	3	5.4%	20
	福祉事務所	0	0.0%	1	1.9%	1	1.4%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.8%	4
不明	6	11.8%	3	5.8%	0	0.0%	1	1.6%	1	2.1%	4	8.9%	0	0.0%	15	
計	51	100%	52	100%	73	100%	64	100%	47	100%	45	100%	56	100%	388	

表Ⅱ－１１－２ 虐待通告の有無（心中による虐待死）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合		
なし	14	73.7%	40	83.3%	40	95.2%	39	90.7%	26	86.7%	32	86.5%	25	86.2%	216	
あり	0	0.0%	3	6.3%	0	0.0%	2	4.7%	4	13.3%	4	10.8%	4	13.8%	17	
内訳 (再掲)	児童相談所	0	0.0%	2	4.2%	0	0.0%	1	2.3%	3	10.0%	2	5.4%	4	13.8%	12
	市町村	0	0.0%	1	2.1%	0	0.0%	1	2.3%	1	3.3%	2	5.4%	0	0.0%	5
	福祉事務所	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0
不明	5	26.3%	5	10.4%	2	4.8%	2	4.7%	0	0.0%	1	2.7%	0	0.0%	15	
計	19	100%	48	100%	42	100%	43	100%	30	100%	37	100%	29	100%	248	

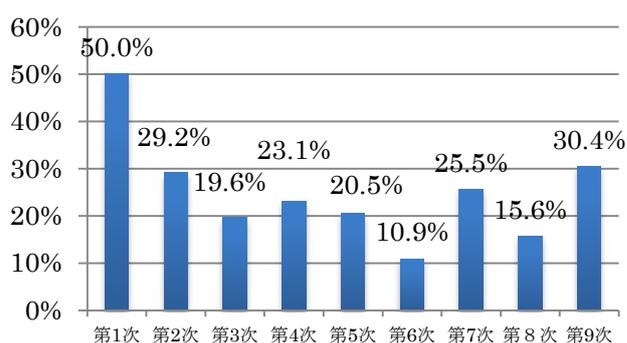
## 1.2 児童相談所の関与

児童相談所が関与していた事例の割合については、心中以外の虐待死事例では、第2次報告以降については、1～2割で推移していたが、第9次報告では約3割に関与があった。心中による虐待死事例でも、割合としては低いものの、関与している事例がみられた。

表Ⅱ－１２－１ 児童相談所の関与の有無（心中以外の虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	例数	構成割合																	
あり	12	50.0%	14	29.2%	10	19.6%	12	23.1%	15	20.5%	7	10.9%	12	25.5%	7	15.6%	17	30.4%	106
なし	12	50.0%	29	60.4%	37	72.5%	40	76.9%	58	79.5%	56	87.5%	35	74.5%	38	84.4%	39	69.8%	344
不明	0	0.0%	5	10.4%	4	7.8%	0	0.0%	0	0.0%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	10
計	24	100%	48	100%	51	100%	52	100%	73	100%	64	100%	47	100%	45	100%	56	100%	460

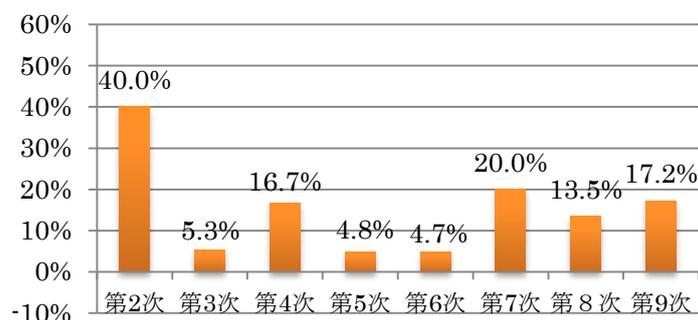
図Ⅱ－６ 児童相談所の関与の推移（心中以外の虐待死）



表Ⅱ－１２－２ 児童相談所の関与の有無（心中による虐待死）

区分	第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	例数	構成割合															
あり	2	40.0%	1	5.3%	8	16.7%	2	4.8%	2	4.7%	6	20.0%	5	13.5%	5	17.2%	31
なし	3	60.0%	14	73.7%	40	83.3%	40	95.2%	37	86.0%	24	80.0%	32	86.5%	24	82.8%	214
不明	0	0.0%	4	21.1%	0	0.0%	0	0.0%	4	9.3%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	8
計	5	100%	19	100%	48	100%	42	100%	43	100%	30	100%	37	100%	29	100%	253

図Ⅱ－７ 児童相談所の関与の推移（心中による虐待死）



### 1 3 児童相談所の虐待についての認識

児童相談所が関与していた事例において、児童相談所が虐待の認識の有無については、心中以外の虐待死事例では、報告毎に変動がみられるものの、心中による虐待死事例では、「虐待の認識はなかった」事例が多い。

表Ⅱ－１３－１ 児童相談所の虐待についての認識（心中以外の虐待死）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次	
	例数	構成割合												
虐待の認識があり、対応していた	4	40.0%	5	41.7%	4	26.7%	2	28.6%	2	16.7%	3	42.9%	8	47.1%
虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	2	20.0%	1	8.3%	5	33.3%	4	57.1%	5	41.7%	3	42.9%	7	41.2%
虐待の認識はなかった	4	40.0%	6	50.0%	6	40.0%	1	14.3%	5	41.7%	1	14.3%	2	11.8%
計	10	100%	12	100%	15	100%	7	100%	12	100%	7	100%	17	100%

表Ⅱ－１３－２ 児童相談所の虐待についての認識（心中による虐待死）

区分	第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次	
	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合	例数	構成割合
虐待の認識があり、対応していた	0	0.0%	2	25.0%	0	0%	0	0%	2	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
虐待の可能性は認識していたが、確定していなかった	0	0.0%	0	0.0%	0	0%	0	0%	1	16.7%	1	20.0%	2	40.0%
虐待の認識はなかった	1	100.0%	6	75.0%	2	100%	2	100%	3	50.0%	4	80.0%	3	60.0%
計	1	100%	8	100%	2	100%	2	100%	6	100%	5	100%	5	100%

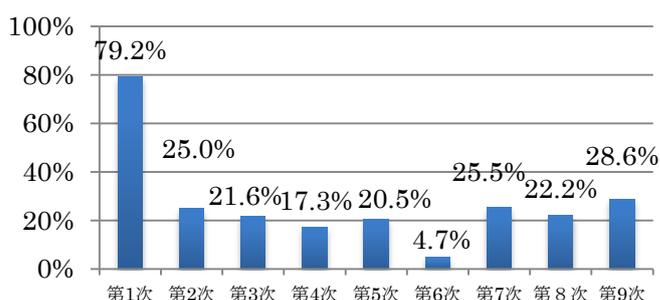
#### 1.4 市町村（児童福祉担当部署）の関与

市町村（児童福祉担当部署）の関与していた事例の割合については、心中以外の虐待死事例で「関与あり」は、第2次報告以降2割前後で推移しており、心中による虐待死事例で「関与あり」は、第5次報告と第6次報告で減少しているが、その後は1割程度がみられる。

表Ⅱ－１４－１ 市町村（児童福祉担当部署）の関与（心中以外の虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	例数	構成割合																	
あり	19	79.2%	12	25.0%	11	21.6%	9	17.3%	15	20.5%	3	4.7%	12	25.5%	10	22.2%	16	28.6%	107
なし	5	20.8%	29	60.4%	35	68.6%	38	73.1%	54	74.0%	60	93.8%	35	74.5%	35	77.8%	40	71.4%	331
不明	0	0.0%	7	14.6%	5	9.8%	5	9.6%	4	5.5%	1	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	22
計	24	100%	48	100%	51	100%	52	100%	73	100%	64	100%	47	100%	45	100%	56	100%	460

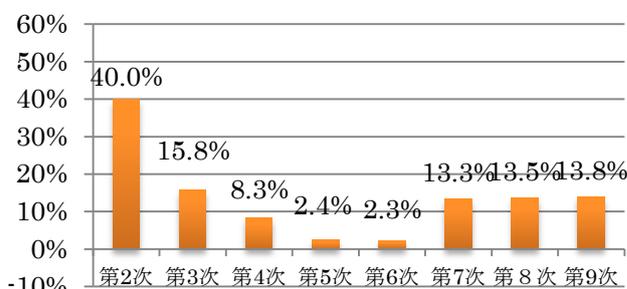
図Ⅱ－８ 市町村（児童福祉担当部署）の関与の推移（心中以外の虐待死）



表Ⅱ－１４－２ 市町村（児童福祉担当部署）の関与（心中による虐待死）

区分	第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次		総数
	例数	構成割合															
あり	2	40.0%	3	15.8%	4	8.3%	1	2.4%	1	2.3%	4	13.3%	5	13.5%	4	13.8%	24
なし	3	60.0%	11	57.9%	38	79.2%	37	88.1%	39	90.7%	26	86.7%	32	86.5%	25	86.2%	211
不明	0	0.0%	5	26.3%	6	12.5%	4	9.5%	3	7.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	18
計	5	100%	19	100%	48	100%	42	100%	43	100%	30	100%	37	100%	29	100%	253

図Ⅱ－９ 市町村（児童福祉担当部署）の関与の推移（心中による虐待死）



### 15 関係機関の関与

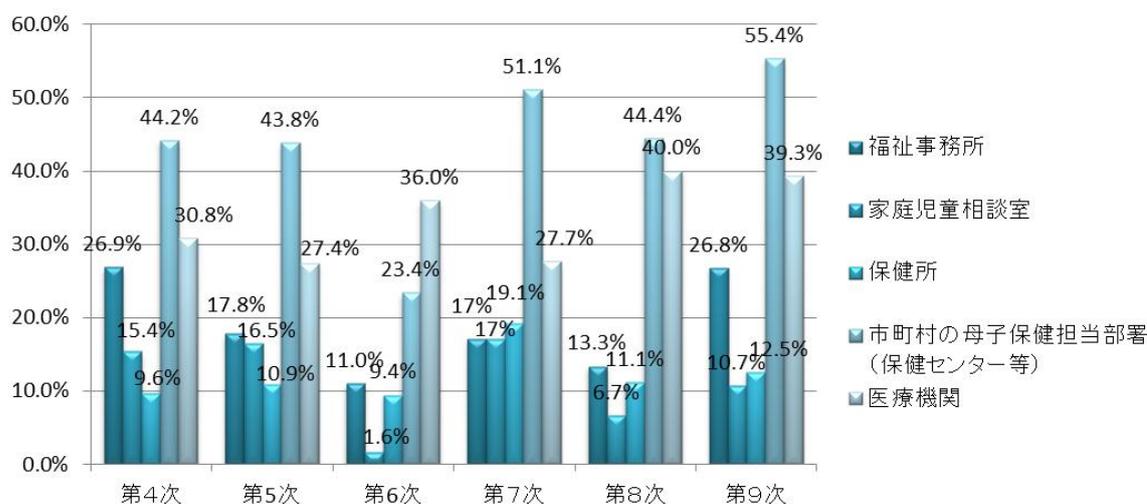
関係機関の関与については、第6次報告を除いては、「市町村の母子保健担当部署（保健センター等）」の関与が最も多く、4割以上で関与している。次いで「医療機関」の関与が3～4割で推移している。

「関係機関との接点はあったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例」の割合は、心中以外の虐待死事例では3～4割、心中による虐待死事例では5～6割であり、「関係機関と全く接点を持ちえなかった事例」の割合は、心中以外の虐待死事例では1～2割、心中による虐待死事例では1割前後で推移している。

表Ⅱ－15－1 関係機関の関与（心中以外の虐待死）

区分	第4次(52例)			第5次(73例)			第6次(64例)			第7次(47例)			第8次(45例)			第9次(56例)		
	関与なし	関与あり/ 虐待の認識なし	関与あり/ 虐待の認識あり															
	上段:例数	下段:構成割合/52例		上段:例数	下段:構成割合/73例		上段:例数	下段:構成割合/64例		上段:例数	下段:構成割合/47例		上段:例数	下段:構成割合/45例		上段:例数	下段:構成割合/56例	
福祉事務所	30	8	6	48	9	4	54	4	3	38	5	3	37	6	0	40	10	5
	57.7%	15.4%	11.5%	65.8%	12.3%	5.5%	84.4%	6.3%	4.7%	80.9%	10.6%	6.4%	82.2%	13.3%	0.0%	71.4%	17.9%	8.9%
家庭児童相談室	37	3	5	52	8	4	60	0	1	38	4	4	36	1	2	49	2	4
	71.2%	5.8%	9.6%	71.2%	11.0%	5.5%	93.8%	0.0%	1.6%	80.9%	8.5%	8.5%	80.0%	2.2%	4.4%	87.5%	3.6%	7.1%
児童委員	36	1	3	50	0	4	57	0	0	41	2	3	33	1	1	42	8	3
	69.2%	1.9%	5.8%	68.5%	0.0%	5.5%	89.1%	0.0%	0.0%	87.2%	4.3%	6.4%	73.3%	2.2%	2.2%	75.0%	14.3%	5.4%
保健所	36	3	2	52	5	3	54	3	3	37	7	2	36	4	1	49	6	1
	69.2%	5.8%	3.8%	71.2%	6.8%	4.1%	84.4%	4.7%	4.7%	78.7%	14.9%	4.3%	80.0%	8.9%	2.2%	87.5%	10.7%	1.8%
市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	22	18	5	28	25	7	43	13	2	22	17	7	22	18	2	25	24	7
	42.3%	34.6%	9.6%	38.4%	34.2%	9.6%	67.2%	20.3%	3.1%	46.8%	36.2%	14.9%	48.9%	40.0%	4.4%	44.6%	42.9%	12.5%
養育機関・教育機関	-	-	-	52	9	4	49	7	4	34	7	5	32	5	4	37	7	11
	-	-	-	71.2%	12.3%	5.5%	76.6%	10.9%	6.3%	72.3%	14.9%	10.6%	71.1%	11.1%	8.9%	66.1%	12.5%	19.6%
医療機関	23	13	3	32	14	6	25	17	6	28	11	2	14	15	3	31	15	7
	44.2%	25.0%	5.8%	43.8%	19.2%	8.2%	39.1%	26.6%	9.4%	59.6%	23.4%	4.3%	31.1%	33.3%	6.7%	55.4%	26.8%	12.5%
助産師	38	1	1	50	1	0	47	1	0	36	3	0	29	1	0	48	2	0
	73.1%	1.9%	1.9%	68.5%	1.4%	0.0%	73.4%	1.6%	0.0%	76.6%	6.4%	0.0%	64.4%	2.2%	0.0%	85.7%	3.6%	0.0%
警察	38	2	1	50	4	3	52	2	0	43	0	2	39	2	1	46	3	6
	73.1%	3.8%	1.9%	68.5%	5.5%	4.1%	81.3%	3.1%	0.0%	91.5%	0.0%	4.3%	86.7%	4.4%	2.2%	82.1%	5.4%	10.7%
婦人相談所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	32	0	0	49	1	1
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	71.1%	0.0%	0.0%	87.5%	1.8%	1.8%

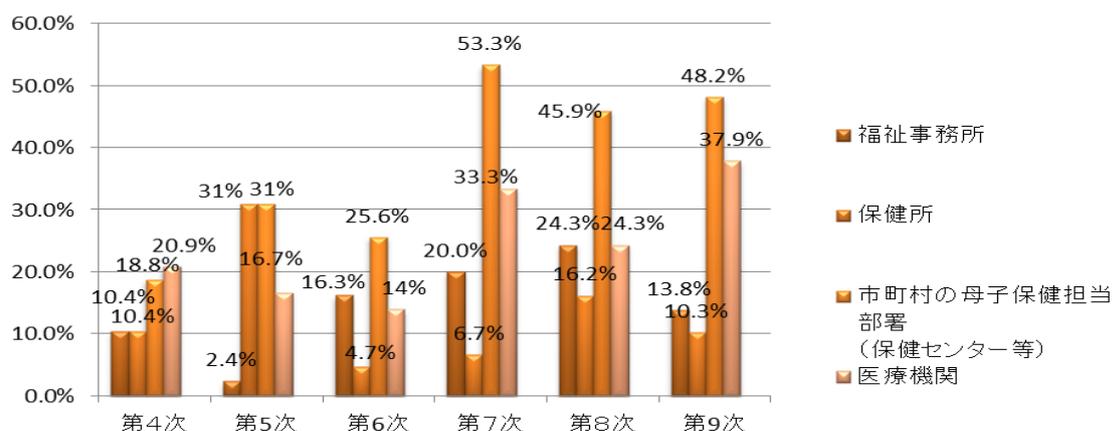
図Ⅱ－１０ 関係機関の関与の推移（心中以外の虐待死）



表Ⅱ－１５－２ 関係機関の関与（心中による虐待死）

区分	第4次(48例)			第5次(42例)			第6次(43例)			第7次(30例)			第8次(37例)			第9次(29例)		
	関 与 な し	関 与 有 り 虐 待 の 認 識 な し	関 与 有 り 虐 待 の 認 識 有 り															
	上段:例数	下段:構成割合/48例		上段:例数	下段:構成割合/42例		上段:例数	下段:構成割合/43例		上段:例数	下段:構成割合/30例		上段:例数	下段:構成割合/37例		上段:例数	下段:構成割合/29例	
福祉事務所	35	5	0	28	1	0	32	7	0	22	6	0	24	9	0	25	4	0
	72.9%	10.4%	0.0%	66.7%	2.4%	0.0%	74.4%	16.3%	0.0%	73.3%	20.0%	0.0%	64.9%	24.3%	0.0%	86.2%	13.8%	0.0%
家庭児童相談室	36	2	0	31	1	0	37	2	0	25	3	1	27	4	1	26	3	0
	75.0%	4.2%	0.0%	73.8%	2.4%	0.0%	86.0%	4.7%	0.0%	83.3%	10.0%	3.3%	73.0%	10.8%	2.7%	89.7%	10.3%	0.0%
児童委員	33	0	0	23	0	0	32	2	0	23	0	1	28	0	0	24	1	0
	68.8%	0.0%	0.0%	54.8%	0.0%	0.0%	74.4%	4.7%	0.0%	76.7%	0.0%	3.3%	75.7%	0.0%	0.0%	82.8%	3.4%	0.0%
保健所	31	5	0	15	13	0	37	2	0	25	2	0	28	5	1	26	3	0
	64.6%	10.4%	0.0%	35.7%	31.0%	0.0%	86.0%	4.7%	0.0%	83.3%	6.7%	0.0%	75.7%	13.5%	2.7%	89.7%	10.3%	0.0%
市町村の母子保健担当部署 (保健センター等)	27	7	2	15	13	0	28	11	0	11	16	0	18	17	0	15	13	1
	56.3%	14.6%	4.2%	35.7%	31.0%	0.0%	65.1%	25.6%	0.0%	36.7%	53.3%	0.0%	48.6%	45.9%	0.0%	51.7%	44.8%	3.4%
養育機関・教育機関	-	-	-	18	14	0	20	16	0	16	9	1	15	17	0	6	16	2
	-	-	-	42.9%	33.3%	0.0%	46.5%	37.2%	0.0%	53.3%	30.0%	3.3%	40.5%	45.9%	0.0%	20.7%	55.2%	6.9%
医療機関	16	8	2	12	7	0	20	6	0	9	9	1	16	8	1	9	10	1
	33.3%	16.7%	4.2%	28.6%	16.7%	0.0%	46.5%	14.0%	0.0%	30.0%	30.0%	3.3%	43.2%	21.6%	2.7%	31.0%	34.5%	3.4%
助産師	28	1	0	19	1	0	28	1	0	21	1	0	24	2	0	19	3	0
	58.3%	2.1%	0.0%	45.2%	2.4%	0.0%	65.1%	2.3%	0.0%	70.0%	3.3%	0.0%	64.9%	5.4%	0.0%	65.5%	10.3%	0.0%
警察	26	3	0	22	0	0	35	0	0	21	0	1	33	1	0	24	4	1
	54.2%	6.3%	0.0%	52.4%	0.0%	0.0%	81.4%	0.0%	0.0%	70.0%	0.0%	3.3%	89.2%	2.7%	0.0%	82.8%	13.8%	3.4%
婦人相談所	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	28	0	0	24	1	0
	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	75.7%	0.0%	0.0%	82.8%	3.4%	0.0%

図Ⅱ－１１ 機関の関与の推移（心中による虐待死）



表Ⅱ－１５－３ 児童相談所及び関係機関の関与（心中以外の虐待死）

区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次	
	例数	構成割合																
児童相談所が関わっていた事例（虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む）	12	50.0%	14	29.2%	10	19.6%	12	23.1%	15	20.5%	7	10.9%	12	25.5%	7	15.6%	17	30.4%
関係機関が虐待や虐待の可能性を認識していたが、児童相談所が関わっていなかった事例	3	12.5%	3	6.3%	1	2.0%	4	7.7%	6	8.2%	6	9.4%	4	8.5%	2	4.4%	2	3.6%
関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例	6	25.0%	13	27.1%	23	45.2%	24	46.2%	22	30.1%	22	34.4%	16	34.0%	17	37.8%	22	39.3%
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	3	12.5%	18	37.5%	12	23.5%	6	11.5%	13	17.8%	14	21.9%	11	23.4%	6	13.3%	11	19.6%
関係機関の関与不明	0	0.0%	0	0.0%	5	9.8%	6	11.5%	17	23.3%	15	23.4%	4	8.5%	13	28.9%	4	7.1%
計	24	100%	48	100%	51	100%	52	100%	73	100%	64	100%	47	100%	45	100%	56	100%

表Ⅱ－１５－４ 児童相談所及び関係機関の関与（心中による虐待死）

区分	第4次		第5次		第6次		第7次		第8次		第9次	
	例数	構成割合										
児童相談所が関わっていた事例（虐待以外の養護相談などで関わっていた事例を含む）	8	16.7%	2	4.8%	2	4.7%	6	20.0%	5	13.5%	5	17.2%
関係機関が虐待やその疑いを認識していたが、児童相談所が関わっていなかった事例	1	2.1%	0	0.0%	1	2.3%	0	0.0%	2	5.4%	0	0.0%
関係機関との接点があったが、虐待や虐待の可能性を認識していなかった事例	34	70.8%	21	50.0%	21	48.8%	16	53.3%	23	62.2%	20	69.0%
関係機関と全く接点を持ちえなかった事例	3	6.3%	4	9.5%	8	18.6%	3	10.0%	3	8.1%	1	3.4%
関係機関の関与不明	2	4.2%	15	35.7%	11	25.6%	5	16.7%	4	10.8%	3	10.3%
計	48	100%	42	100%	43	100%	30	100%	37	100%	29	100%

### 資料Ⅲ 〇日・〇か月児事例の集計結果と推移

(留意点)

- (1) 有効割合とは、当該数を総数から不明等を除いた数で除して算出したものである。以下、断り書きのないものについては構成割合を示す。
- (2) 構成割合は四捨五入で表示しているため、合計しても100%とならない場合がある。また、構成割合がそれぞれ累積構成割合と合わない場合がある。
- (3) 第1次報告は、対象期間が平成15年7月1日から同年12月末日(半年間)、第5次報告は平成19年1月1日から平成20年3月31日まで(1年3か月間)と、対象期間(月間)が他の報告と異なる。

#### 1. 〇歳児の死亡事例

第1次報告から第9次報告までの調査対象期間内に発生した〇歳児の「心中以外の虐待死」の人数は、心中以外の虐待による死亡人数全体の4割前後で推移している。〇歳児を月齢別にすると、〇か月での死亡が45.9%を占めている。

表Ⅲ-1-1 〇歳児の「心中以外の虐待死」の人数と割合の推移

区分	第1次報告	第2次報告	第3次報告	第4次報告	第5次報告	第6次報告	第7次報告	第8次報告	第9次報告	総数
人数	11	23	20	20	37	39	20	23	25	218
割合	44.0%	46.0%	35.7%	32.8%	47.4%	58.2%	40.8%	45.1%	43.1%	44.0%

表Ⅲ-1-2 〇歳児の月齢別「心中以外の虐待死」の人数と割合

区分	人数	構成割合
0か月	100	45.9%
1か月	11	5.0%
2か月	22	10.1%
3か月	9	4.1%
4か月	12	5.5%
5か月	8	3.7%
6か月	11	5.0%
7か月	11	5.0%
8か月	4	1.8%
9か月	9	4.1%
10か月	8	3.7%
11か月	5	2.3%
月齢不明	8	3.7%
総数	218	100.0%

## 2. 0日・0か月児の死亡事例

### 1) 0日・0か月児事例の死亡人数推移

日齢0日児事例と月齢0か月児事例の死亡人数の推移については、日齢0日児事例では第5次報告と第6次報告で一時的に多かったが、月齢0か月児事例では大きな変動なく推移している。

表Ⅲ－2－1 0日・0か月児事例の人数推移

年次	0日	0か月	合計
第1次報告	1	1	2
第2次報告	6	2	8
第3次報告	8	0	8
第4次報告	8	1	9
第5次報告	16	1	17
第6次報告	22	4	26
第7次報告	6	1	7
第8次報告	9	3	12
第9次報告	7	4	11
総数	83	17	100

表Ⅲ－2－2 第1次報告から第9次報告までの「心中以外の虐待死」総数に対する0歳児の割合

区分	人数	構成割合 ／495人
総数	495	100%
0歳(再掲)	218	44.0%
0か月(再掲)	100	20.2%
0日(再掲)	83	16.8%

### 2) 0日・0か月児事例の実母と実父の年齢

日齢0日児事例の実母の年齢は、19歳以下が多く、24歳までを合わせると全体の約4割を占め、20代後半は少ないが、30代で多いのが特徴である。月齢0か月児事例の実母の年齢は、30代後半でやや多くなっている。

日齢0日児事例の実父の年齢は、「不明」が多いのが特徴であり、次いで24歳以下がやや多くなっている。

表Ⅲ－２－３ ０日・０か月児事例の実母の年齢

区分	0日(83人)			0か月(17人)			合計(100人)			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
実母	19歳以下	23	27.7%	28.4%	3	17.6%	17.6%	26	26.3%	26.5%
	20-24歳	12	14.5%	14.8%	2	11.8%	11.8%	14	14.1%	14.3%
	25-29歳	10	12.0%	12.3%	1	5.9%	5.9%	11	11.1%	11.2%
	30-34歳	14	16.9%	17.3%	3	17.6%	17.6%	17	17.2%	17.3%
	35-39歳	15	18.1%	18.5%	8	47.1%	47.1%	23	23.2%	23.5%
	40歳以上	7	8.4%	8.6%	0	0.0%	0.0%	7	7.1%	7.1%
	不明	2	2.4%		0	0.0%		2	2.0%	

表Ⅲ－２－４ ０日・０か月児事例の実父の年齢

区分	0日(83人)			0か月(17人)			合計(100人)			
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	
実父	19歳以下	5	6.0%	23.8%	1	5.9%	8.3%	6	6.0%	18.2%
	20-24歳	4	4.8%	19.0%	2	11.8%	16.7%	6	6.0%	18.2%
	25-29歳	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%
	30-34歳	2	2.4%	9.5%	2	11.8%	16.7%	3	3.0%	9.1%
	35-39歳	2	2.4%	9.5%	3	17.6%	25.0%	5	5.0%	15.2%
	40歳以上	8	9.6%	38.1%	4	23.5%	33.3%	12	12.0%	36.4%
	不明	62	74.7%		5	29.4%		67	67.0%	

### 3) 0日・0か月児事例の実母の状況

日齢0日児事例の実母のうち75.9%が「望まない妊娠」に該当しており、「若年出産経験あり」も多い。月齢0か月児事例では、「若年出産経験あり」が多く、次いで「望まない妊娠」の割合が高い。

表Ⅲ－２－５ 0日・0か月児事例の実母の状況

(複数回答)

区分	0日(83人)		0か月(17人)		合計(100人)	
	人数	構成割合／ 83人	人数	構成割合／ 17人	人数	構成割合／ 100人
望まない妊娠	63	75.9%	7	41.2%	70	70.0%
精神的問題あり	4	4.8%	4	23.5%	8	8.0%
経済的問題あり	19	22.9%	2	11.8%	21	21.0%
若年出産経験あり	31	37.3%	9	52.9%	40	40.0%
過去の遺棄あり	13	15.7%	1	5.9%	14	14.0%

#### 4) 0日・0か月児事例の出産場所

日齢0日児事例では、自宅での出産が77.8%（有効割合）であり、月齢0か月児事例では、52.9%が医療機関で出産している。自宅で出産した場合は、不明が多く、次いでトイレでの出産が多い。

表Ⅲ－2－6 0日・0か月児事例の出産場所

区分	0日			0か月			合計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
自宅	56	67.5%	77.8%	4	23.5%	23.5%	60	60.0%	60.0%
自宅以外	16	19.3%	22.2%	4	23.5%	23.5%	20	20.0%	20.0%
医療機関	0	0.0%	0.0%	9	52.9%	52.9%	9	9.0%	9.0%
不明	11	13.3%		0	0.0%		11	11.0%	
計	83	100%	100%	17	100%	100%	100	100%	89%

表Ⅲ－2－7 0日・0か月児事例の自宅での出産場所

区分	0日		0か月		合計	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
トイレ	21	37.5%	0	0.0%	21	35.0%
風呂場	8	14.3%	0	0.0%	8	13.3%
その他	3	5.4%	1	25.0%	4	6.7%
不明	24	42.9%	3	75.0%	27	45.0%
計	56	100%	4	100%	60	100%

#### 5) 0日・0か月児事例の死亡の状況

日齢0日児事例及び月齢0か月児事例ともに加害者は実母がほとんどであり、日齢0日児事例では9割を占めている。

死因は、日齢0日事例、月齢0か月児事例ともに「窒息（絞殺以外）」が多く、鼻と口を物理的にふさいだり、袋に入れたりしたことで死亡に至っている。

日齢0日児事例では、子どもの死亡後に、自宅外に遺棄した事例が半数近くあり、自宅で出産したとしても、その後自宅外に遺棄している事例がみられる。

表Ⅲ－２－８ ０日・０か月児事例の加害者

区分	0日		0か月		合計	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
実母	77	92.8%	13	76.5%	90	90.0%
実父	1	1.2%	2	11.8%	3	3.0%
実母・実父	4	4.8%	2	11.8%	6	6.0%
不明	1	1.2%	0	0.0%	1	1.0%
計	83	100%	17	100%	100	100%

表Ⅲ－２－９ ０日・０か月児事例の死亡原因

区分	0日			0か月			合計		
	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合	人数	構成割合	有効割合
放置	15	18.1%	25.0%	1	5.9%	7.1%	16	16.0%	21.6%
窒息(絞殺以外)	32	38.6%	53.3%	7	41.2%	50.0%	39	39.0%	52.7%
絞殺	5	6.0%	8.3%	3	17.6%	21.4%	8	8.0%	10.8%
その他	8	9.6%	13.3%	3	17.6%	21.4%	11	11.0%	14.9%
不明	23	27.7%	/	3	17.6%	/	26	26.0%	/
計	83	100%	100%	17	100%	100%	100	100%	100%

表Ⅲ－２－１０ ０日・０か月児事例の遺棄された場所

区分	0日		0か月		合計	
	人数	構成割合	人数	構成割合	人数	構成割合
自宅	34	41.0%	3	17.6%	37	37.0%
自宅以外	39	47.0%	5	29.4%	44	44.0%
不明	3	3.6%	0	0.0%	3	3.0%
遺棄なし	7	8.4%	9	52.9%	16	16.0%
計	83	100%	17	100%	100	100%